

議案 第1号

札幌市都市計画マスタープラン

平成16年2月

札幌市企画調整局計画部

札幌市都市計画マスタープラン

平成 16 年 3 月
札幌市企画調整局



1	目的と位置付け	1
1-1	目的	1
1-2	位置付け	2
1-3	計画の前提	3
1-4	市民意見の反映にかかる取り組み	4
1-5	計画の構成	5
2	都市づくりの理念・原則と基本目標	8
2-1	これまでの都市づくり	8
2-2	現況, 動向, 課題	12
2-3	これからの都市づくり～理念・原則と基本目標～	18
3	部門別の取り組みの方針	30
3-1	土地利用	30
3-2	交通	48
3-3	みどり	56
3-4	その他の都市施設	63
4	都市づくりの力点	71
4-1	都心の再生・再構築	72
4-2	多中心核都市構造の充実・強化	75
4-3	多様な住まい方を支える質の高い居住環境の実現	77
4-4	市街地の外の自然環境の保全と活用	80
4-5	オープンスペース・ネットワークの充実・強化	82
5	取り組みを支えるしくみ	84
	付属資料 市民意見から原則設定へ	88



「札幌市都市計画マスタープラン（以下、「この計画」）」は、これからの札幌の都市づくり*の指針として、目指すべき都市の将来像と、その実現に向けた取り組みの方向性を全市的視点から整理したものです。

人口や産業の集中が続く拡大成長期から安定成熟期へと移行した今日、これを支える都市づくりの取り組みも、これまでのものとは質的な転換を図ることが必要となっています。そして、今後においても本市が魅力と活力を高めていく上では、行政はもとより市民や企業等の都市の構成員それぞれが、都市づくりのさまざまな場面で目指すべき方向を確認しながら、互いに役割と責任を担っていく協働の取り組みが一層重要になっています。

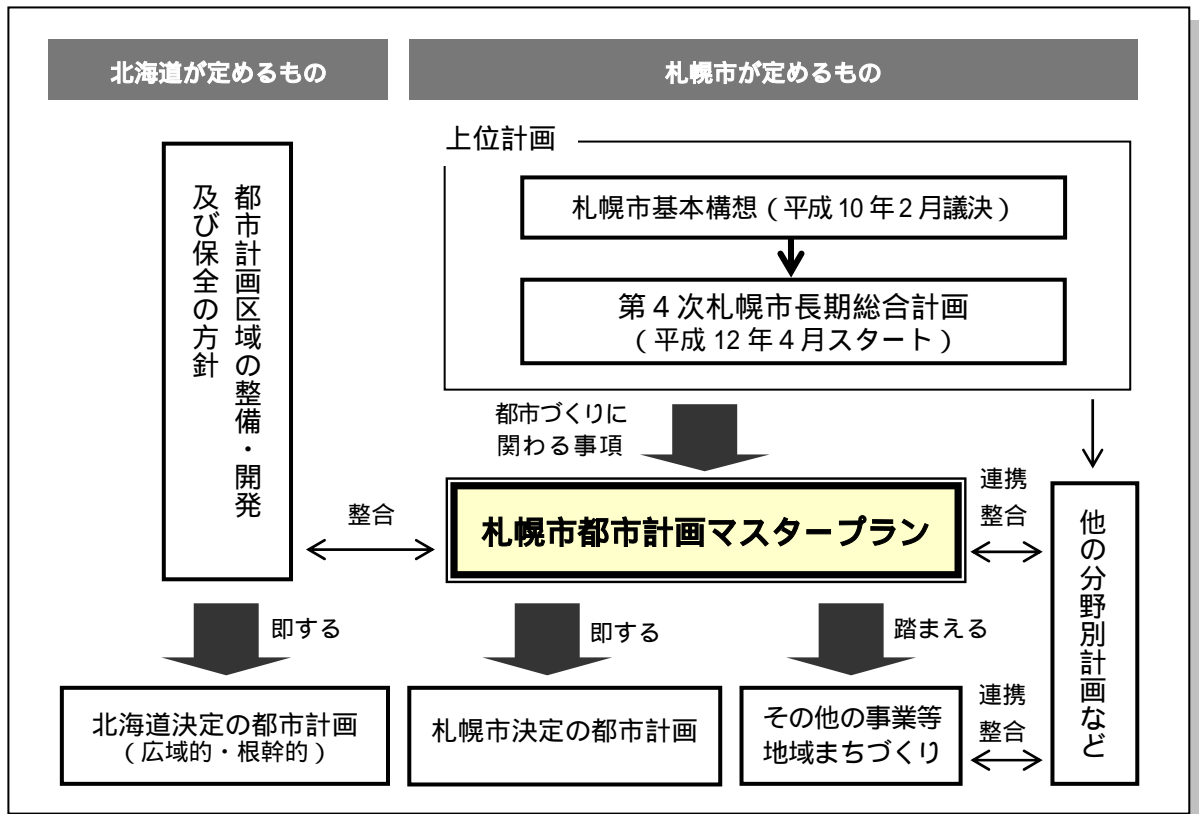
以上の認識のもと、本計画は、以下を目的として策定します。

都市づくりに関わるさまざまな取り組みへの指針として策定することにより、都市づくりの総合性・一体性を確保します。

市民・企業・行政等の都市の構成員それぞれにひらかれ、共有されるものとして策定することにより、今後の協働の都市づくりを推進する一助とします。

* 都市づくり：都市の物的な側面に着目した概念であり、都市空間の整備に関する取り組み全般を表す。取り組みの対象としては、道路、建物、公園などの人工的な環境の整備と、緑や水などの自然環境の整備を含む。
なお、「都市づくり」に加え、社会制度・行政制度などのしくみづくりや多様なコミュニティ活動など幅広い内容を含む包括的な概念を「まちづくり」としている。

1-2 位置付け



根拠法

都市計画法第18条の2の規定による「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として定めます。

上位計画等との関係

本市が定める「基本構想」および「第4次長期総合計画」を上位計画とし、そのうち都市づくりに関連する事項について、他の分野別計画等とも整合を保ちながら定めます。

また、北海道が定める広域のマスタープランである「都市計画区域の整備，開発及び保全の方針*」との整合を図りつつ定めます。

具体の都市計画等との関係

今後、本市において定められる都市計画は、この計画に即することが求められます。

また、地域単位でより具体的かつ詳細な都市づくりのルールを定める際にこの計画を踏まえるなど、都市計画制度によらない都市づくりの取り組みにおいてもひとつの指針として活用していきます。

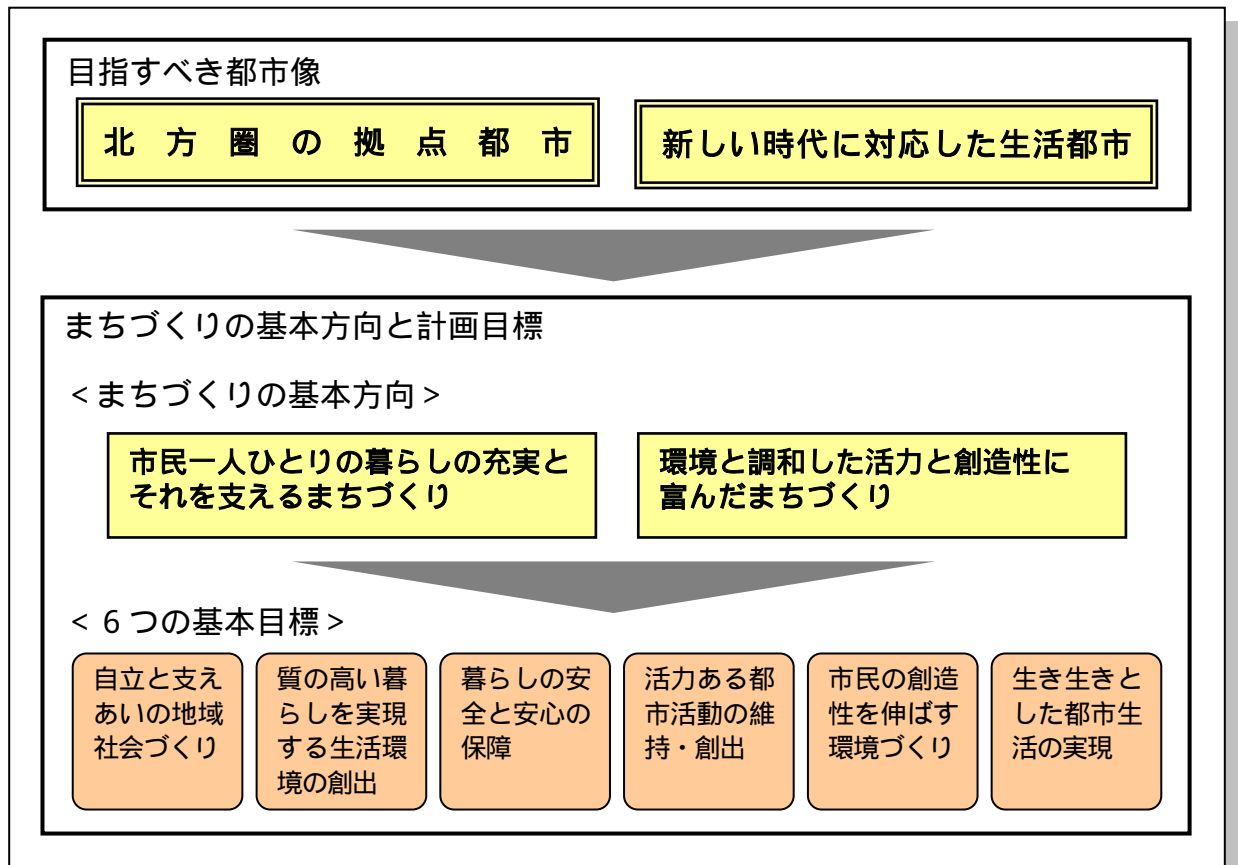
* 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針（都市計画法第6条の2）：

都市計画区域について、都道府県が広域の見地から定めるマスタープラン。札幌圏都市計画区域は、札幌市、小樽市の一部、江別市、北広島市、石狩市で構成されている。

(1) 目指すべき都市像等

上位計画である第4次札幌市長期総合計画において、目指すべき都市像等として以下が示されています。

本計画は、これらの都市像等を前提に、その実現を支える都市づくりの指針として定めます。



(2) 目標年次

長期総合計画にあわせ、概ね20年後の2020年（平成32年）とします。

(3) 将来人口

長期総合計画同様、目標年次における人口を205～210万人と想定します。

なお、具体の都市計画の決定等に際しては、必要に応じて適宜その時点での分析を行い、適切な運用を行うものとします。

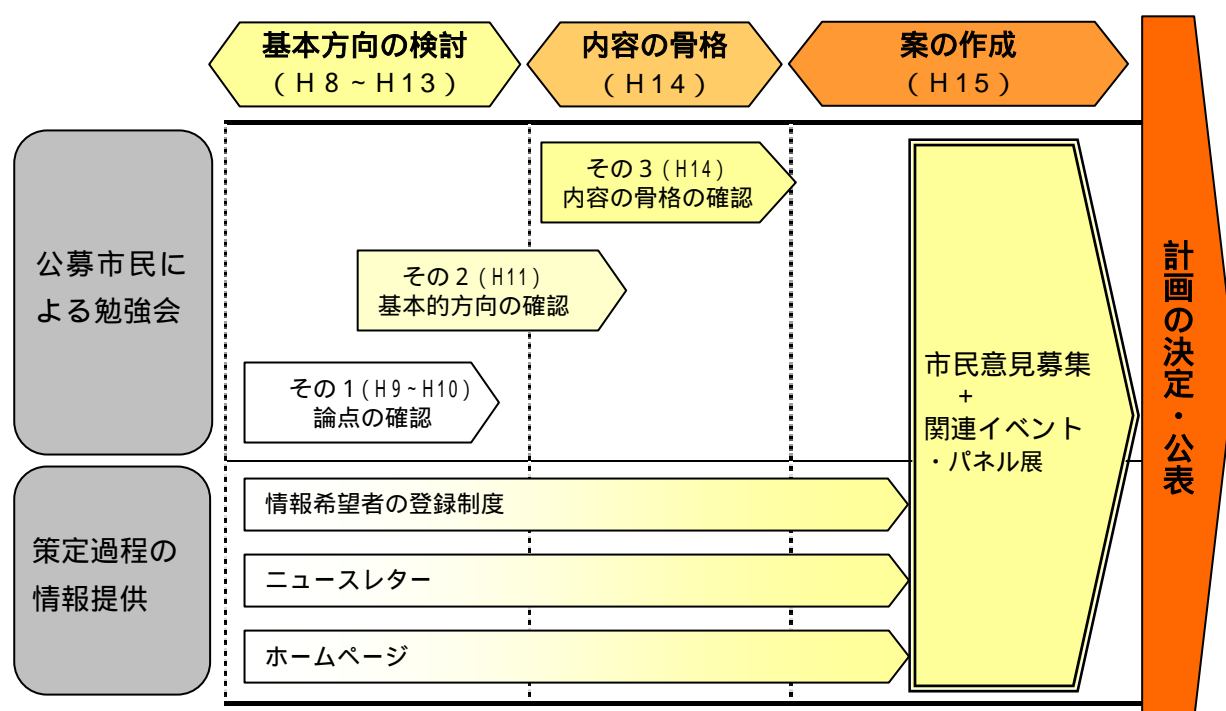
(4) 対象区域

本市の行政区域を対象とします。

なお、都市計画法上、都市計画を定めうる範囲は、原則として本市の都市計画区域内となりますが、広域の視点をもちながら、都市計画制度によらない取り組みを含めて総合的に都市づくりを進めていくことが重要であることを踏まえ、対象区域を設定したものです。

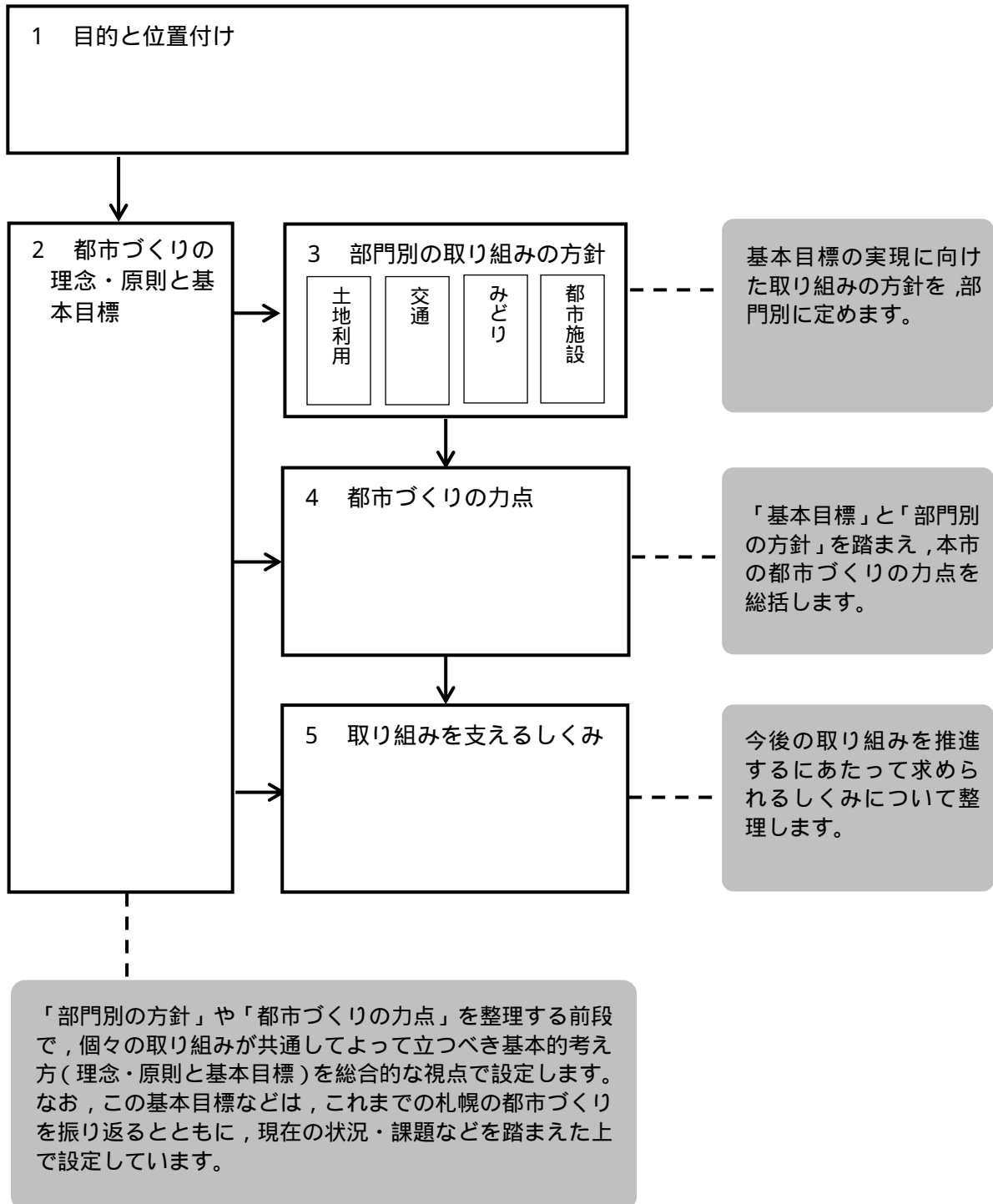
1-4 市民意見の反映にかかるとの取り組み

市民や企業等にもひらかれ、共有される計画とするため、本計画の策定にあたっては、情報提供や意見交換などの取り組みを、作業の段階に応じて多様に展開しました。



(1) 計画の構成

札幌市都市計画マスタープランの構成



(2) 内容の骨格

1 目的と位置付け

第4次札幌市長期総合計画を受けて定める都市づくりの全市的指針

都市づくりの**総合性・一体性**の確保
協働による都市づくりの推進

目標年次：2020年
将来人口：205～210万人
対象区域：市域全域

2 都市づくりの理念・原則と基本目標

都市づくりの基本方向

2-1 これまでの都市づくり

北海道開拓の拠点都市としての新たな都市づくりのはじまり

人口・産業の集中に対応し、**新たな市街地を郊外部に計画的に整備**

2-2 現況，動向，課題

現況

道路・公園・上下水道など**基礎的都市基盤は量的に高い水準で確保**

動向・課題

人口増加の鈍化と少子高齢化の進展
産業構造の変化と情報化の進展
地球環境問題の深刻化
多様化するライフスタイル…など

2-3 これからの都市づくり ～理念・原則と基本目標～

<理念> **持続可能なコンパクト・シティへの再構築**をともに進めよう

重視すべき観点

成熟社会を支える都市づくり

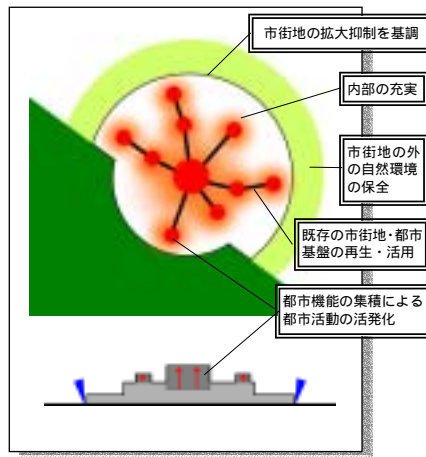
効率的な維持・管理が可能な都市づくり

環境と共生する都市づくり

地域コミュニティの活力を高める都市づくり

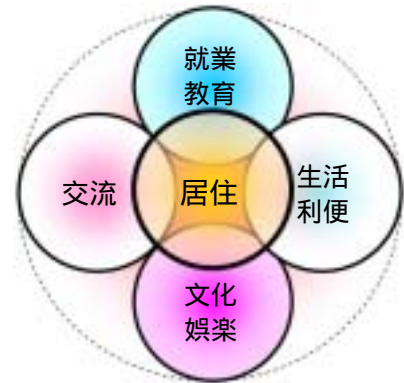
ア 都市全体の視点から

既存の市街地・都市基盤の再生・活用と市街地の外の自然環境の保全



イ 身近な地域の視点から

居住機能を中心とした、身近な範囲での多様な機能のまとまり



都市づくりの原則

原則1：一人ひとりの暮らしの質の向上を支えます

原則2：自然と共生し北の風土特性を尊重します

原則3：多くの人が集まる場を大切にします

原則4：既存資源を上手に再生・活用します

原則5：施策の重点化・総合化と協働を重視します

目標系

進め方系

都市づくりの基本目標

a：全市的な都市構造の維持・強化

外延的拡大の抑制を基調とした市街地内に、**拠点**を効果的に配置

市街地内外の**オープンスペース**を充実
拠点の機能向上を支え、快適な**交通体系**を確立

b：地域の取り組みの連鎖

地域特性に応じたきめ細かな取り組みの連鎖で、都市全体の質を向上

3 部門別の取り組みの方針

コンパクト・シティへの再構築を支える部門別の取り組み

土地利用	交通	みどり	その他の都市施設
(1)基本方向 (2)市街地の範囲 (3)市街地の土地利用 住宅市街地 拠点 工業地・流通業務地 幹線道路等の沿道 (4)市街地の外の土地利用	(1)基本方向 (2)総合的な交通ネットワークの確立 公共交通ネットワーク 道路ネットワーク 広域的な交通ネットワーク (3)地域特性に応じた交通体系の構築	(1)基本方向 (2)みどりの配置 (3)みどりの質的充実	(1)河川 (2)上水道 (3)下水道 (4)廃棄物処理施設

4 都市づくりの力点

コンパクト・シティへの再構築に向けた5つのターゲット

1 都心の再生・再構築

個別開発の統合・連鎖による都心の骨格軸と結節点の明確化
 交通環境の適正化と公共空間の活用, 再生
 魅力的で快適な空間のネットワーク化

2 多中心核都市構造の充実・強化

各拠点の特性に応じた都市開発の誘導と基盤整備
 主要な拠点を中心とした地域単位での交通機能の向上

3 多様な住まい方を支える質の高い居住環境の実現

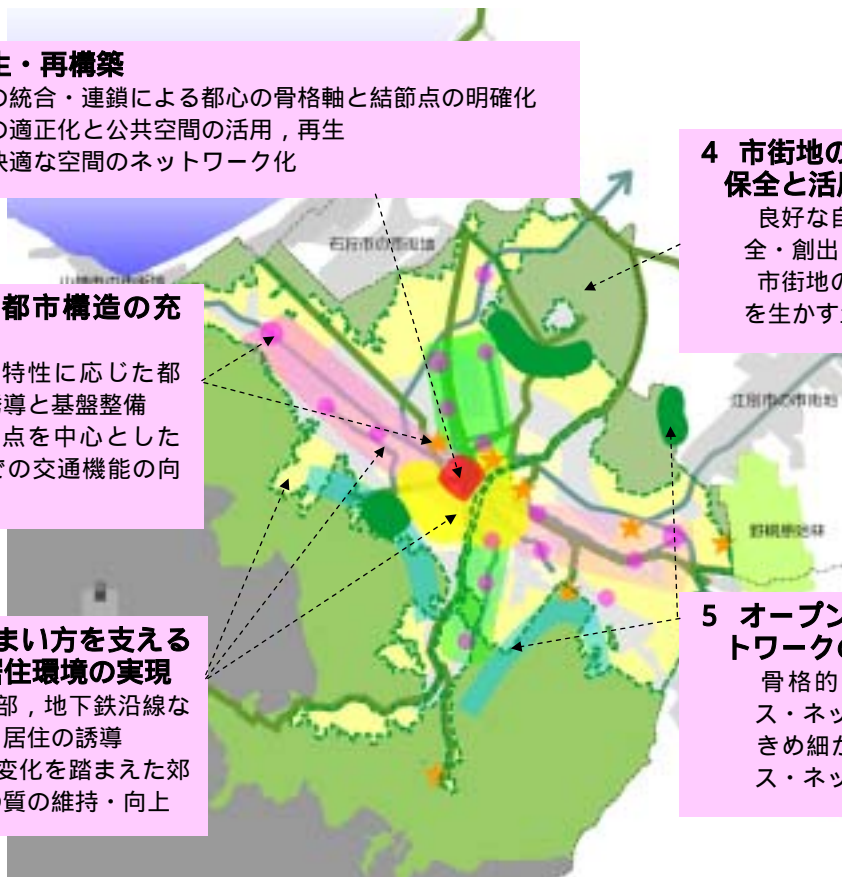
都心周辺部, 地下鉄沿線などにおける居住の誘導
 住要求の変化を踏まえた郊外住宅地の質の維持・向上

4 市街地の外の自然環境の保全と活用

良好な自然環境の維持・保全・創出
 市街地の外ならではの特質を生かす土地利用の検討

5 オープンスペース・ネットワークの充実・強化

骨格的なオープンスペース・ネットワークの強化
 きめ細かなオープンスペース・ネットワークの充実



5 取り組みを支えるしくみ

コンパクト・シティへの再構築を支えるしくみ

都市づくりの取り組みにおける「協働」のしくみの充実

取り組みの内容に応じた多様な「協働」

都市づくりに関わる情報の共有

都市計画制度の運用におけるわかりやすさと透明性の確保



2-1

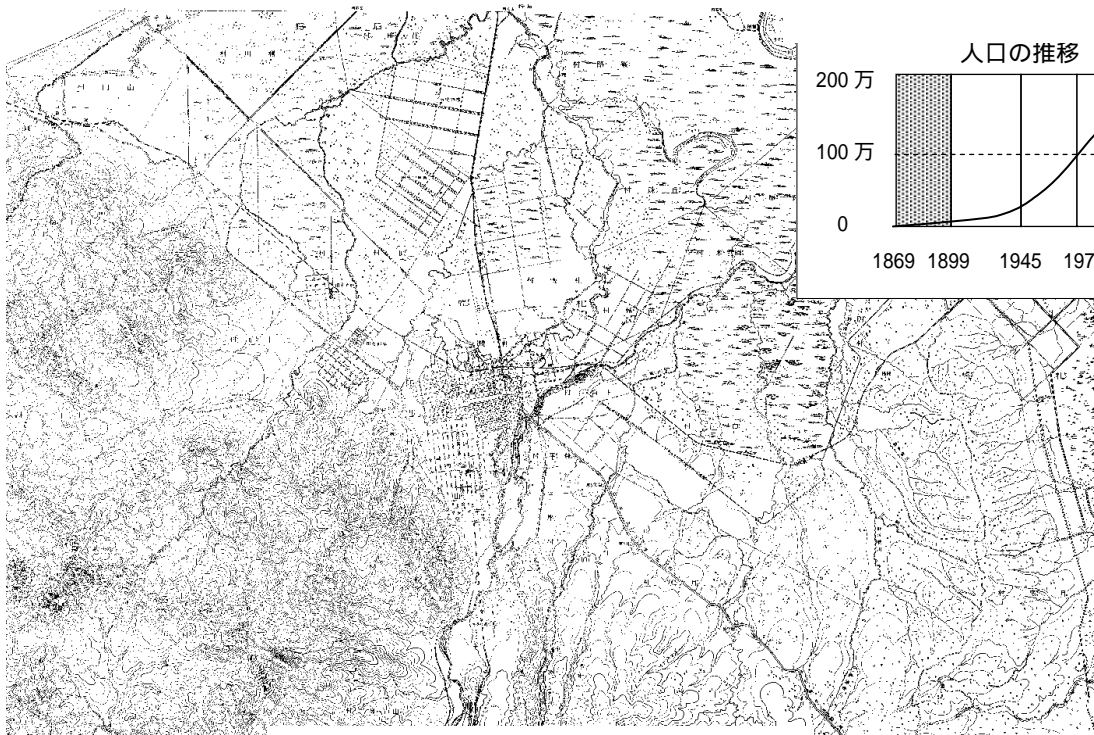
これまでの都市づくり

これからの都市づくりの基本方向を定めるにあたって、まず、これまでの札幌の都市づくりをふりかえります。

ここでは、開拓期、戦前、戦後、政令指定都市以降の4つの時代区分で整理しました。

(1) 開拓期の都市づくり 1869(明治2)～1899(明治32)

北海道開拓の拠点都市として、国による新たな都市づくりがはじまりました。



1896年(明治29年)の札幌の市街地

時代背景

- ・開拓使の設置(1869:明2)
- ・道外からの移住

都市づくりの主要課題

国による北海道開拓の拠点としての骨格づくり

おもな取り組み

都心部の原型の形成

60間四方の格子状街区

衛星村落の形成

屯田兵村、山鼻村、月寒村など

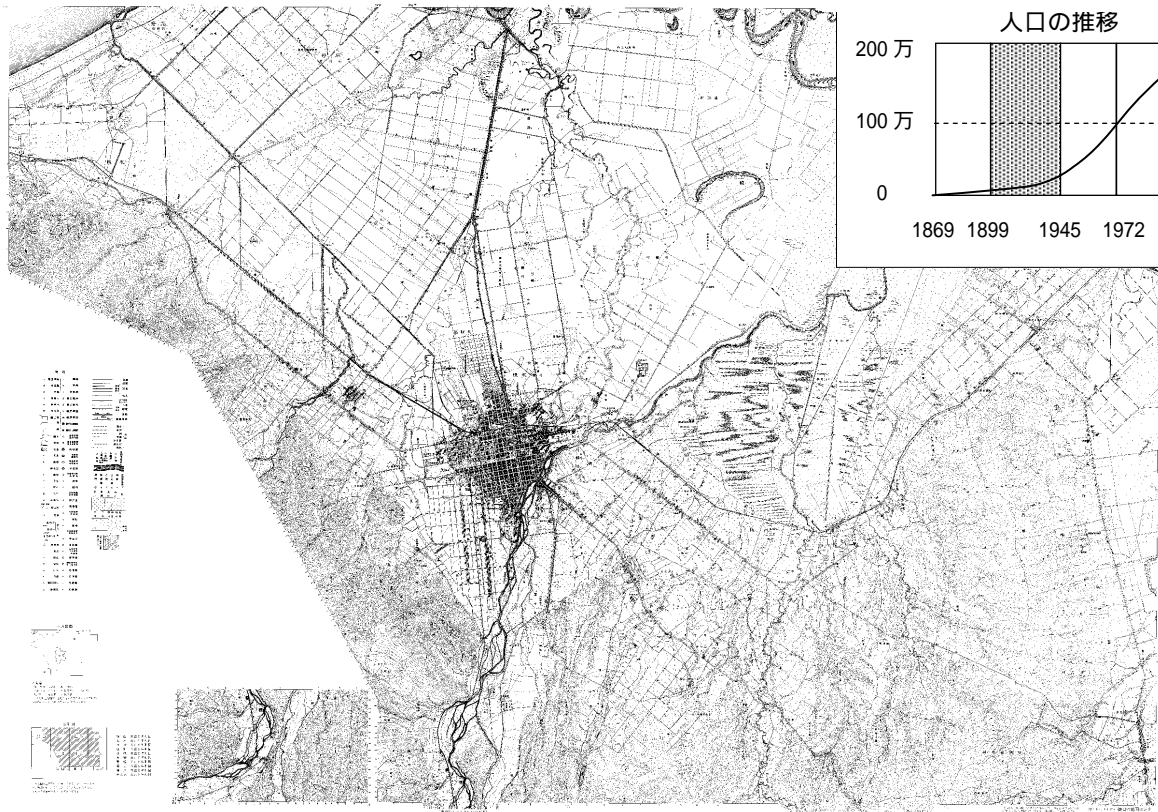
周辺都市間、村落間を結ぶ道路の形成

現在の国道5号、12号、36号など

(2) 戦前の都市づくり 1899 (明治 32) ~ 1945 (昭和 20)

自治の時代に入り、北海道の中心都市へと成長していくなかで、この成長を支える公共交通機関などの整備が進みました。

特に旧都市計画法の適用をうけて以降は、さまざまな事業が本格的に実施されてきました。



1916年(大正5年)の札幌の市街地

時代背景

- ・北海道区政施行(1899:明32)
- ・軍需による工・鉱業発展(1915:大4頃~)
- ・北海道博覧会による好況(1918:大7)
- ・市制施行(1922:大11)
- ・人口全道一(1940:昭15)

都市づくりの主要課題

自治の萌芽と北海道の中心都市への成長を支える基盤づくり

おもな取り組み

公共交通のはじまり

馬鉄, 定山溪鉄道など

旧都市計画法の適用とさまざまな都市基盤の整備

旧都市計画法の施行(1919:大8)

〃 の適用(1923:大12)

下水道計画着手(1926:大15)

都市計画区域の決定(1927:昭2)

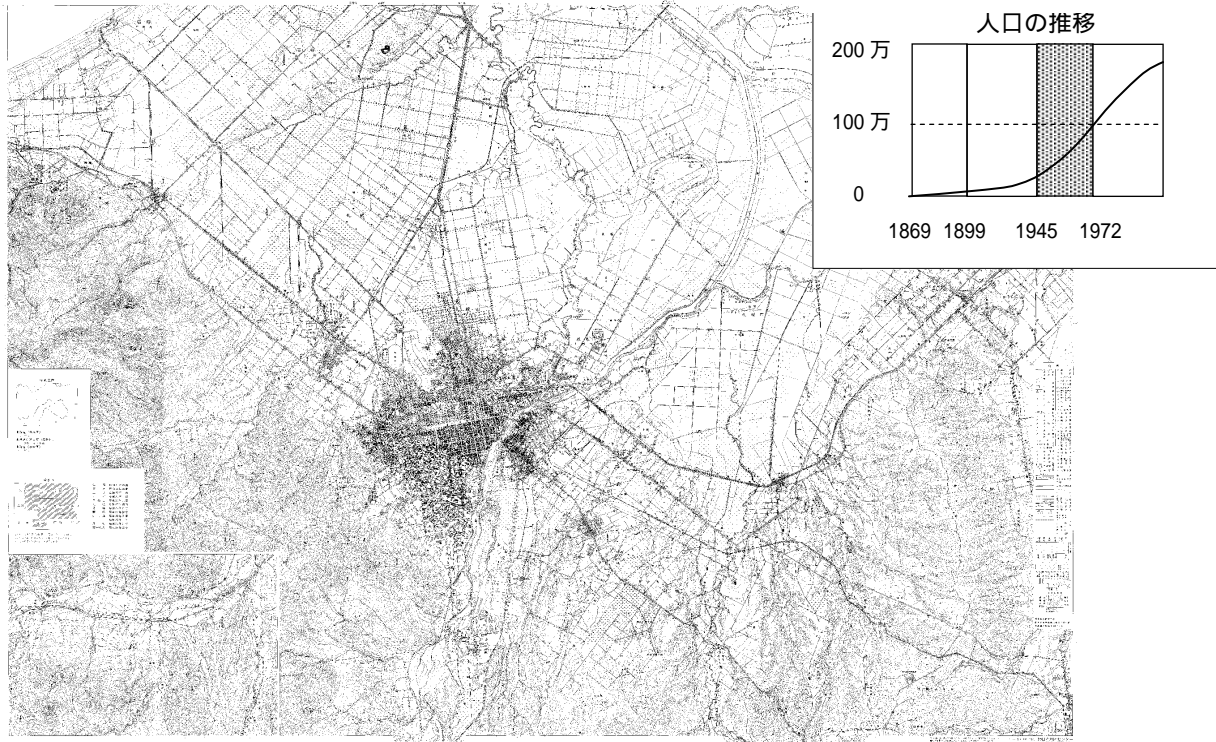
市電運行(1927:昭2)

上水道営業開始(1937:昭12)

(3) 戦後の都市づくり 1945 (昭和 20) ~ 1972 (昭和 47)

人口や産業の集中が急速に進んだこの時代には、これに対応した土地区画整理事業などが積極的に実施されました。

なかでもオリンピックの招致が決定したことは、地下鉄南北線の開通をはじめ、都市基盤の整備に一層の拍車をかけました。



1950年(昭和25年)の札幌の市街地

時代背景

- ・本州大企業を中心市街地への進出
(1950 : 昭 25 頃 ~)
- ・急激な人口増加
- ・周辺市町村との合併による市域の拡大
札幌村, 篠路村など
- ・オリンピック招致決定 (1966 : 昭 41)

都市づくりの主要課題

急激な拡大に対応した各種の基盤整備

おもな取り組み

都心周辺における区画整理事業の積極的実施

東札幌, 伏見など

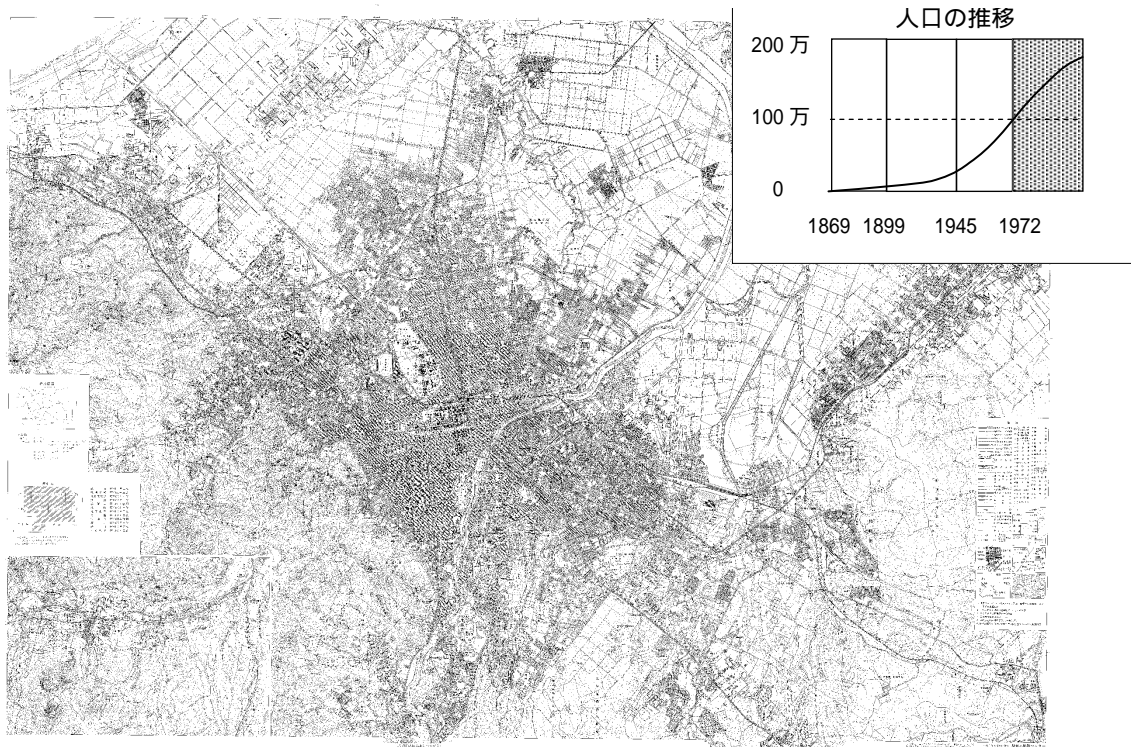
オリンピックを前にした骨格基盤整備

地下鉄南北線開通 (1971 : 昭 46)

(4) 政令指定都市移行後 1972 (昭和 47) ~

人口や産業が集中する都市化の進展が続くなか、新たな都市計画制度を運用し、計画的な市街地の整備・拡大を進めました。

特に本市の郊外部には、この時代に入って計画的に整備された戸建住宅主体の街並みが広がっています。



1975年(昭和50年)の札幌の市街地

時代背景

- ・ オリンピック開催 (1972 : 昭 47)
- ・ 政令指定都市への移行 (1972 : 昭 47)
- ・ 人口増加の持続

都市づくりの主要課題

市街地拡大の計画的コントロール

おもな取り組み

- 無秩序な市街地拡大の抑制
線引きの実施 (1970 : 昭 45 ~)
- 良好な民間開発の誘導
札幌市宅地開発要綱 (1973 : 昭 48 ~)
札幌市住区整備基本計画
(1973 : 昭 48 ~)
- 札幌市東部地域開発基本計画
(1974 : 昭 49 ~)

前節では，これまでの都市づくりについてふりかえりましたが，この節では今日の本市の都市づくりがおかれている状況を，『現況（(1)都市の現況）』『動向（(2)都市をとりまく状況の変化）』『課題（(3)生じている現象・課題）』の3つの側面から整理します。

(1) 都市の現況

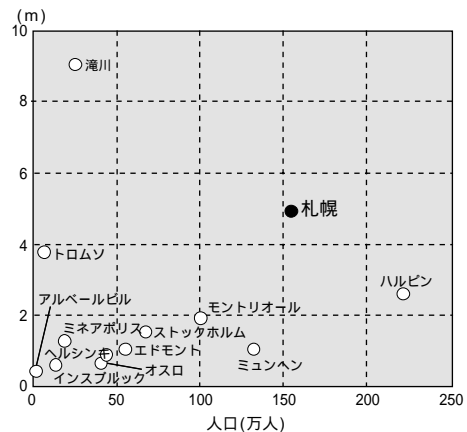
本市は，開拓期からおよそ130年余の比較的短期間で，180万を超える人口を擁する大都市へと成長しました。とくに，多雪・寒冷という気候特性のなかで大都市としての成長をみたことは，世界的にも類例がなく本市の大きな特徴といえます。

また，開拓当初から計画的な都市づくりを進めてきたことにより，基礎的な都市基盤は全国的にみても高い水準で確保されています。

世界的にも有数の北方圏の大都市

- 多雪・寒冷地（年平均降雪量約5m）
- 明瞭な四季
- 市域の2/3を占める森林
- 人口規模は182万人（全国第5位）
- 市域面積は1,121km²（全国第3位）

北方都市の人口と年間降雪量(1990年)



注：データは1990年に発表されたものである。

資料 札幌市『環境白書』（平成14年）

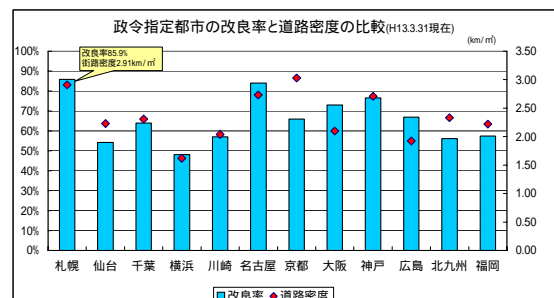
高い整備水準にある基礎的都市基盤

- 都市計画道路改良率は87.2%
- 下水道普及率は99.4%
- 上水道普及率は99.8%
- 公園・緑地整備率は市民一人あたり25.3m²
- 地下鉄総延長は48km

道路用地が計画決定どおりに確保され，
自動車交通に供用開始されている状態

数値はいずれもH14年度末時点

政令指定都市の道路改良率と道路密度の比較



資料 札幌市(平成13年)

(2) 都市をとりまく状況の変化

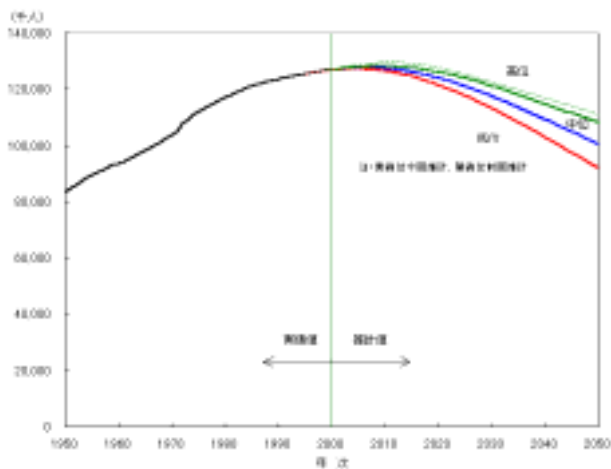
これまでの都市づくりは、人口や産業の急速な集中に対応し、これを支える都市基盤を計画的かつ効率的に整備することが主要な課題となっていました。

しかしながら、今日、都市をとりまく状況は以下のように構造的に変化してきています。

人口増加の鈍化と少子高齢化の進展

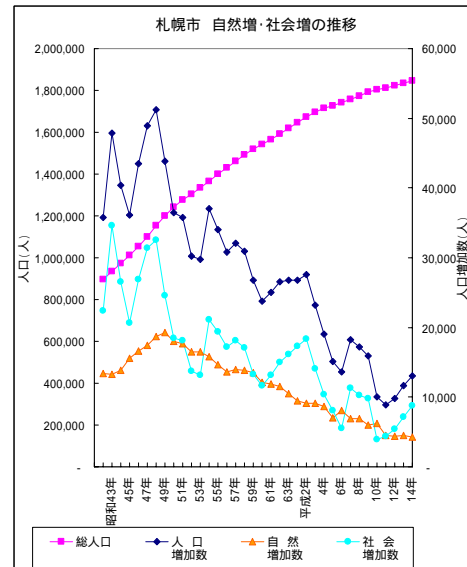
日本の総人口は数年後には減少に転化
札幌市の人口増加も近年では緩やかに
出生率も低下が続く傾向

日本の総人口の推移(低位・中位・高位)



資料 国立社会保障・人口問題研究所
『日本の将来推計人口』(平成 14 年)

札幌市の人口の推移(自然増・社会増)



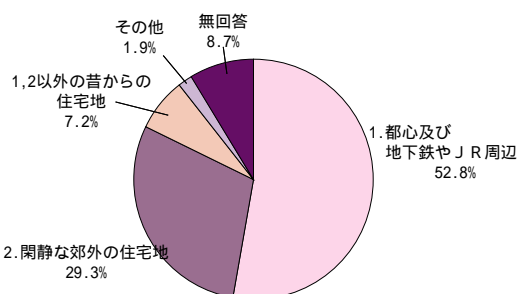
資料 札幌市住民基本台帳(平成 14 年)

価値観やライフスタイルの多様化

さまざまな世帯構成と居住ニーズ
SOHOなど新たな就業形態

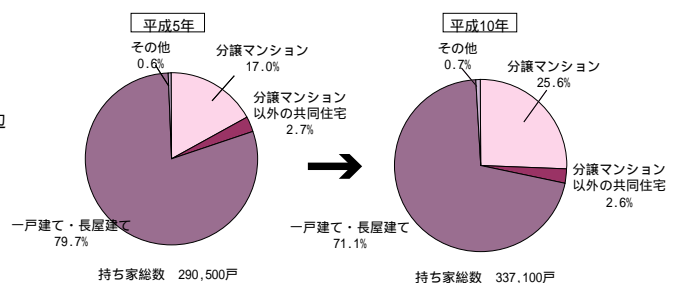
高齢者の居住意向

～高齢者向け賃貸住宅の立地条件～



資料 札幌市『さっぽろの住まい』(平成 13 年)

札幌の持ち家に占める分譲マンションの割合

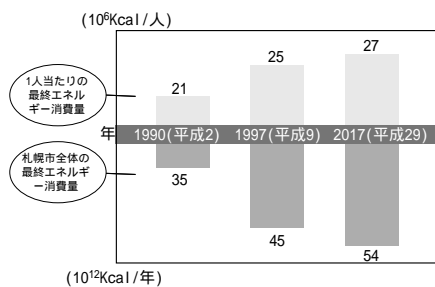


資料 札幌市『さっぽろの住まい』(平成 13 年)

地球環境問題の深刻化

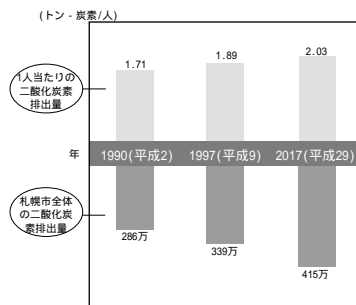
生活様式の変化に伴うエネルギー消費量の増大
 多雪・寒冷である札幌の二酸化炭素排出量は、冬季の暖房や自動車利用によるものが
 高い比率を占める状況

札幌のエネルギー消費の推移



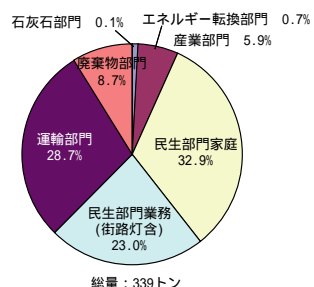
資料 札幌市『環境白書』(平成14年)

札幌の二酸化炭素排出量



資料 札幌市『環境白書』(平成14年)

札幌の部門別二酸化炭素排出量

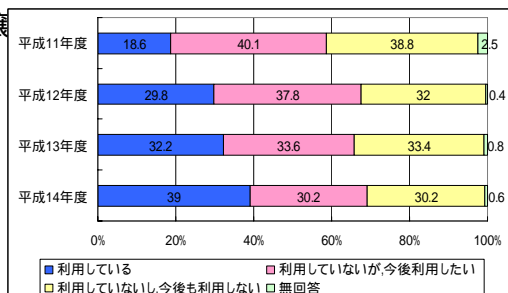


資料 札幌市『環境白書』(平成14年)

経済・情報のグローバル化と地方分権

情報通信技術の発展
 都市の魅力が国境を越えて競われる時代へ
 さまざまな施策・事業の決定権の国からの移譲

インターネットの普及状況



資料 平成14年度第1回市民アンケート

急激な都市の拡大の終焉

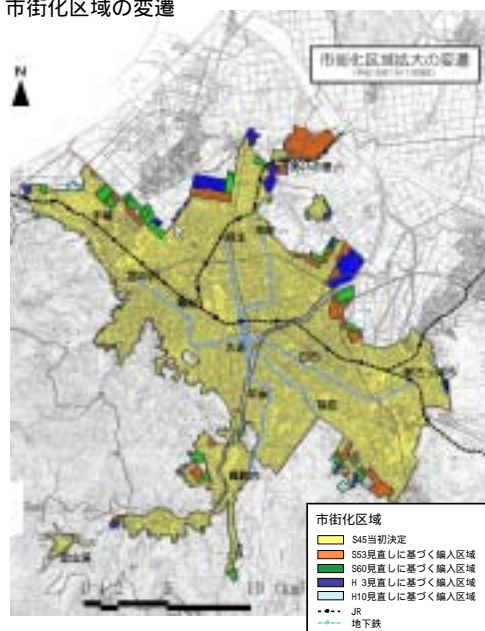
市街地の拡大傾向は近年鈍化

市街化区域の変遷

市街化区域面積の変遷

年		市街化区域面積(ha)	前回見直しからの拡大面積(ha)
昭和45	当初線引き	22,010	-
昭和53	第1回見直し	23,220	1,210
昭和60	第2回見直し	23,449	229
平成3	第3回見直し	24,104	655
平成10	第4回見直し	24,706	602
平成14	平成14年3月26日現在	24,738	32

資料 札幌市(平成14年)

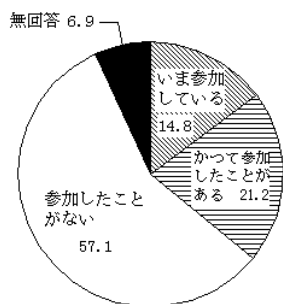


資料 札幌市(平成14年)

都市づくりへの市民の関心の高まり

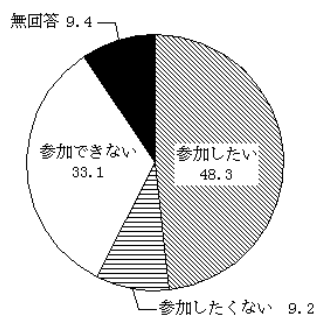
まちづくり団体，NPO の活動の活発化
市民のまちづくりへの意識の高まり

市民活動への参加経験



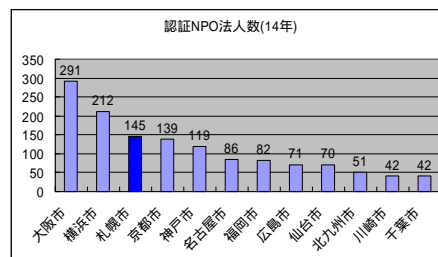
資料 平成 11 年度第 1 回市政モニター

今後の市民活動への参加意向



資料 平成 11 年度第 1 回市政モニター

NPO 法人登録数

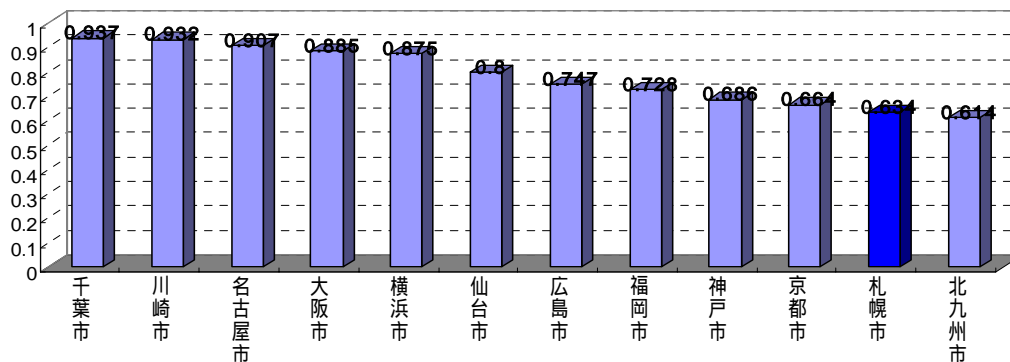


資料 札幌市(平成 14 年)

財政状況の制約

H 1 4 年度の札幌市の予算総額は，政令指定都市への移行後初の前年比減
増えつづける雪対策予算

政令市財政力指数の比較



資料 札幌市『財政ハンドブック』(平成 14 年)

雪対策予算の推移

年度	道路除雪費	除雪対策費	計
平成6年度	83億円	57億円	140億円
平成7年度	93億円	49億円	142億円
平成8年度	101億円	53億円	154億円
平成9年度	108億円	48億円	156億円
平成10年度	109億円	40億円	149億円
平成11年度	112億円	42億円	154億円
平成12年度	109億円	47億円	156億円
平成13年度	111億円	49億円	161億円
平成14年度	114億円	52億円	166億円

資料 札幌市(平成 14 年)

(3) 生じている現象・課題

都市をとりまく状況が変化するなか((2)参照), 具体の都市づくりの現場では, 以下のような今日の課題も生じています。

いずれも, これまでの都市の拡大期における課題とは対照的といえるものです。

課題

一層多様化し散発的になされる都市開発に対して, 全市的観点からの方向付けと明確な対応方針が必要です。

生じている現象例

市街化調整区域における開発の動き
商業施設の大規模化と郊外での立地動向の高まり

平成12年度以降に出店した, 店舗面積6,000㎡以上の大規模小売店舗



資料 札幌市(平成14年)

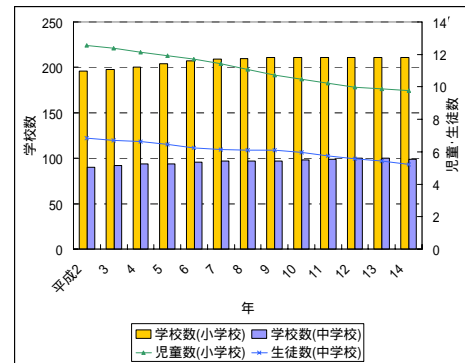
課題

社会・経済の変化に対応し, 土地利用規制や施設整備の考え方を見直すことも必要になっています。

生じている現象例

利用目的を厳格に限定して土地利用規制していた用地の長期遊休化
将来に備えて確保していた学校用地が不要となる事例

学校数と児童・生徒数の推移



資料 札幌市の教育(平成14年)

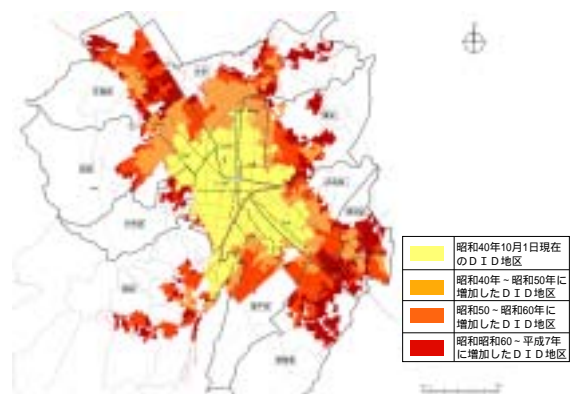
課題

形式的基準に基づく画一的な対応だけでは, 新たなまちづくりの課題に 대응することが難しくなっています。

生じている現象例

地区ごとに多様な履歴を持つ既成市街地では, 都市づくりの課題が多様化・複合化
容積率緩和などの基準の画一的な運用と地域の実情との乖離

多様な市街化履歴(D I Dの変遷)



資料 札幌市(平成14年)

課題

限られた財源をより有効に活用しながら、都市づくりの施策を効果的に進めていく必要があります。

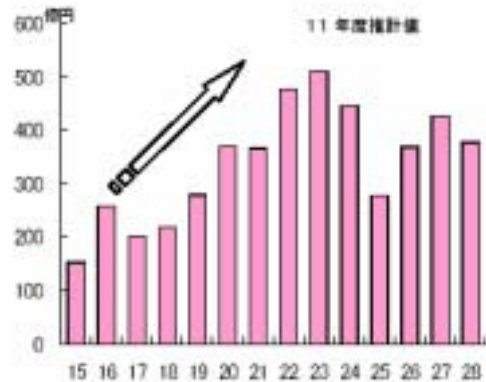
生じている現象例

厳しい財政状況下で公共施設の更新期が今後集中的に到来

一律平等の公共投資の限界

交通問題を土地利用との関係から検討する必要の高まり

将来の公共施設の更新費用推計



資料 札幌市『平成14年中期財政見通しと今後の財政運営の考え方』

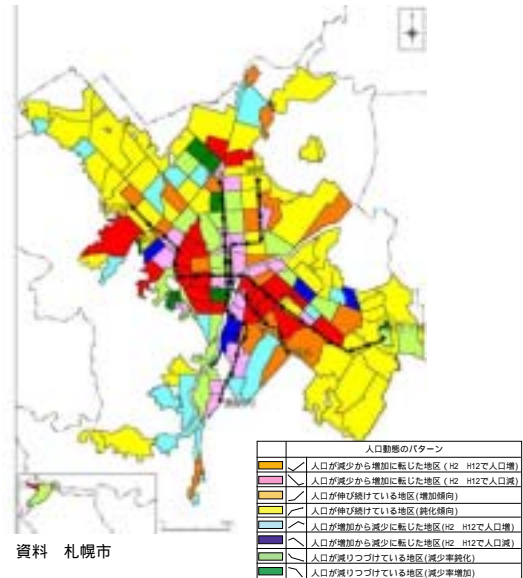
課題

個別的な市街地の更新が進められるなか、地域ごとの明確な共通価値を見出すことが難しくなっています。

生じている現象例

まちなかのマンションが新たな居住形態として定着しつつある一方、建設をめぐる問題の複雑化と調整の長期化

H2～7とH7～12の人口動態の比較



資料 札幌市

H13年以降竣工した分譲マンションの立地動向



資料 札幌市

これまでの都市づくりをふりかえるとともに、今日の都市づくりの状況を踏まえ、この節ではこれからの都市づくりの基本方向を定めます。

都市をとりまく状況の変化や課題をふまえると、これからの都市づくりには基本方向の質的転換が求められていると言えます。

これからの都市づくりは、「持続可能なコンパクト・シティの再構築」を基本理念とし、さまざまな取り組みがよってたつべき共通の価値観（原則）を明確にして進めます。

全市的な観点からのあるべき都市構造を維持・強化する一方で、地域の多様な取り組みを積み重ねきめ細かく都市の質を高めていくことを目指します。

(1) 基本方向の転換の必要性

前節までで整理してきたとおり、これまでの都市の拡大成長期において計画的かつ効率的な市街地整備を推進してきた結果(2-1)、本市の基礎的な都市基盤は高い水準で整備されており(2-2(1))、人口増加がゆるやかとなるなど安定成熟期へと移行した今日、その大幅な拡充は必要ないものといえます。

一方、人口の動向以外にも都市をとりまく状況は構造的に変化しており(同(2))、現に都市づくりの現場では、従来の都市づくりの枠組のみでは対応が困難な今日的課題も生じつつあります(同(3))。

このような動向や課題に対応し、札幌がこれからもその魅力と活力を高めていくためには、基礎的な都市基盤の整備拡充に主眼をおいたこれまでの都市づくりの基本方向を見直すことが必要であるといえます。

とくに、多雪・寒冷の大都市という特性をもつ札幌は、冬期間の都市活動の維持のため、多くの社会的費用を要し、また、環境への負荷も大きくなる現状があることから、今後は、高い水準で確保された都市基盤を適切に維持し、十分に活用していくことを優先に考えなければなりません。

したがって、これからの都市づくりは、これまでのような拡大型の都市づくりから、以下の観点を重視した都市づくりへと転換すべきであるといえます。

今後重視すべき観点

ア 成熟社会を支える都市づくり

少子高齢化の進展やライフスタイルの多様化などに対応するため、生活利便機能をはじめとしたさまざまな都市機能の利用が容易で、多様な活動が可能な都市空間を実現する必要があります。

イ 効率的な維持・管理が可能な都市づくり

財政的な制約が厳しさを増すなかで、既存の都市基盤の維持・管理を効率化し、本市の魅力と活力の向上を先導する取り組みへの重点的な対応を可能とする必要があります。

ウ 環境と共生する都市づくり

深刻化する地球環境問題に対し本市がその役割と責任を果たしていくため、土地利用の高度化や移動距離の短縮化を図るなど、本市の都市構造を、エネルギー利用効率の高いものに誘導する必要があります。

エ 地域コミュニティの活力を高める都市づくり

地域コミュニティの活力を高め、支えあい、住みつづけられる地域を実現するため、地域の多様な活動や交流が活発に展開する場を維持・充実する必要があります。

(2) 都市づくりの理念と原則

都市づくりの理念

前述の観点を重視したものへと基本方向の転換を図るべきこれからの都市づくりについて、その基本理念を以下のとおり定めます。

都市づくりの理念

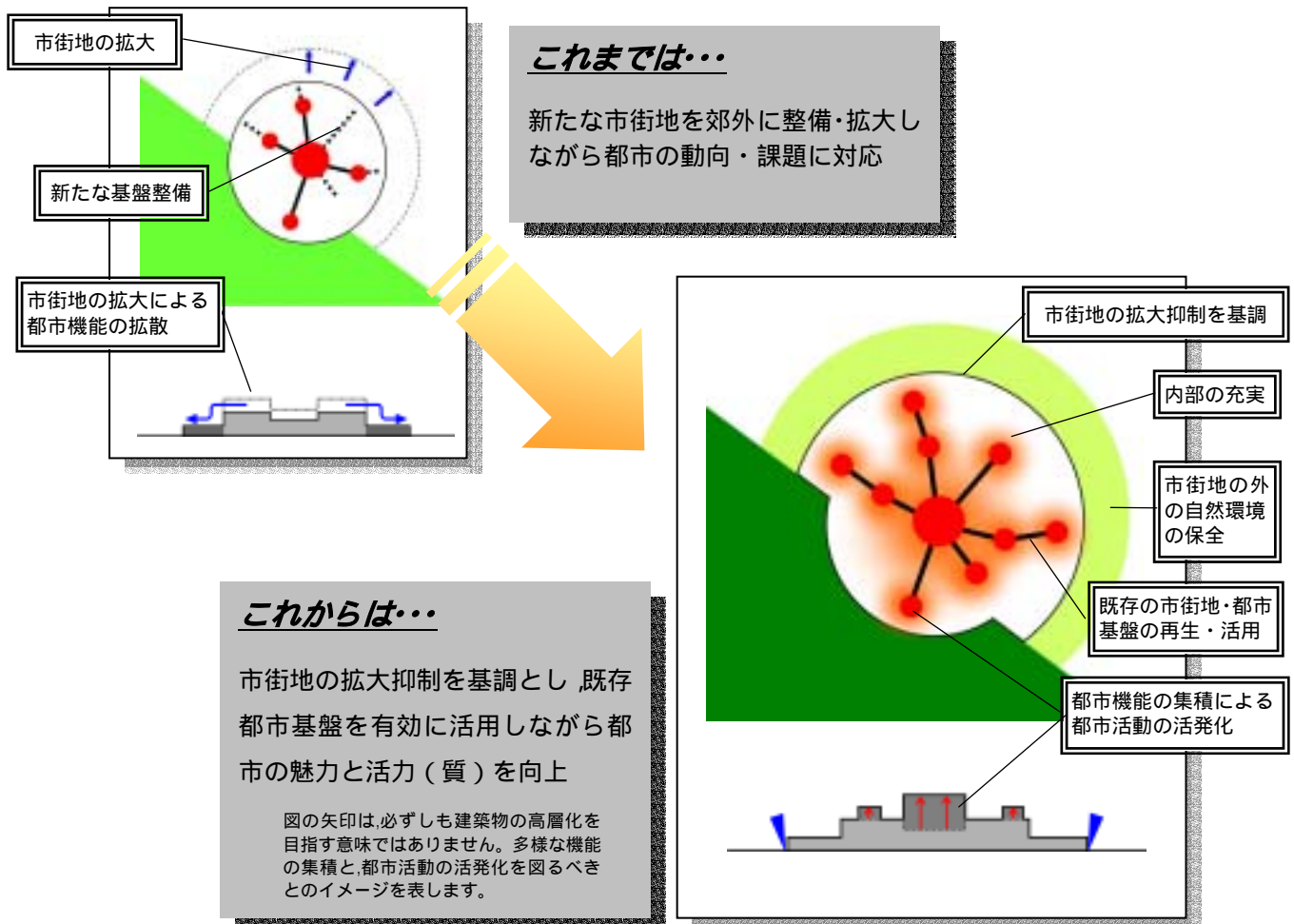
持続可能なコンパクト・シティへの再構築をともに進めよう

ここで、「持続可能なコンパクト・シティ」とは、大きく以下の二つの視点からその考え方が説明されるものです。

ア 都市全体の視点から

～ 既存の市街地，都市基盤の再生・活用と市街地の外の自然環境の保全

都市全体が機能的なまとまりを保ち、魅力と活力の向上が図られることを重視します。そのため、拡大の抑制を基調とした市街地において、地下鉄沿線等の有効利用を誘導するなど、既存の市街地，都市基盤の再生・活用を図るとともに、市街地の外の自然環境を保全します。



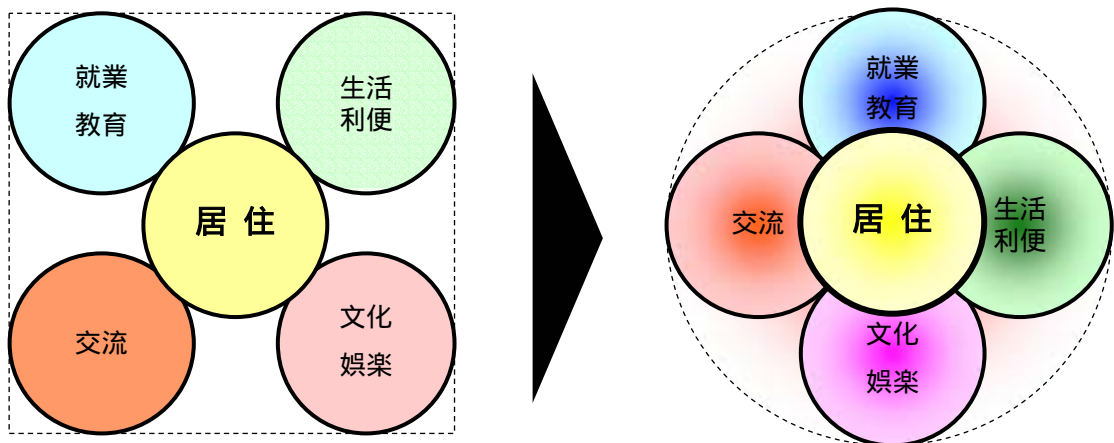
イ 身近な地域の視点から

～居住機能を中心とした身近な範囲での多様な機能のまとまり

主として徒歩での移動が可能な身近な生活圏のなかで、日常的な生活を支える多様な機能がまとまりをもって提供されることを重視します。

そのため、居住機能を中心に、買い物、仕事、学習など、多様な機能相互の連携、複合を図ります。

都市機能配置のイメージ



これまでは・・・

- ・各機能を明確に区分して配置
- ・拡大，拡散
- ・機能の純化

これからは・・・

- ・さまざまな機能が，居住機能を中にまとまりをもって構成
- ・内部集約，まとまり（集積）
- ・機能の複合

都市づくりの原則

「都市づくりの理念」をより鮮明化するとともに、今後の、都市づくりの取り組みがよってたつべき共通の価値観を総合的な視点から明確化するものとして、「都市づくりの原則」を定めます。

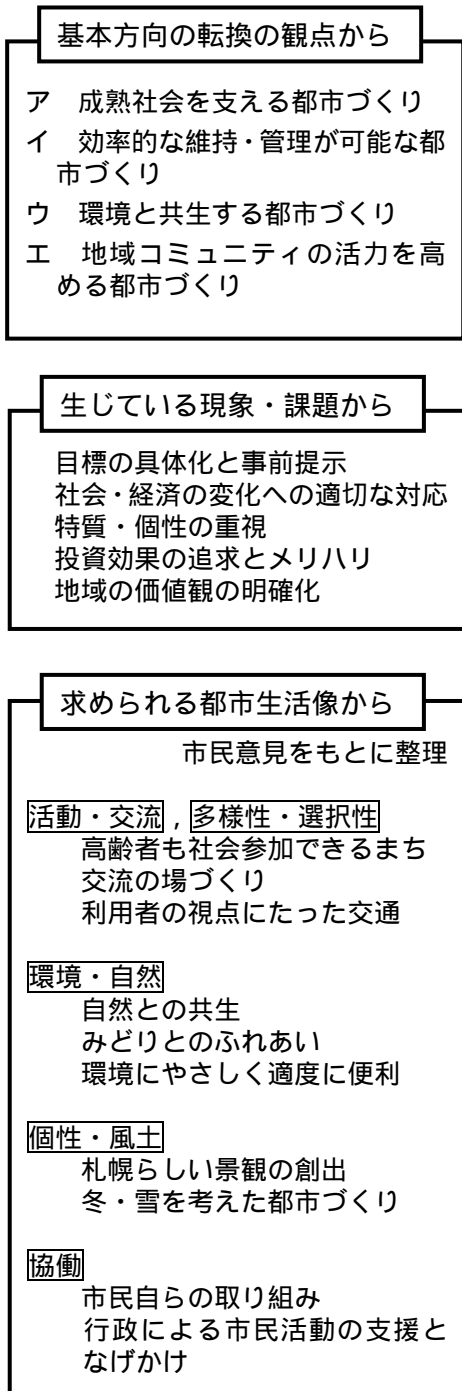
この原則をまとめるにあたっては、次に示すとおり3つの抽出の視点からのその枠組みを定め、次ページ以降でそれぞれについて内容を整理しています。

なお、各原則の内容は、今後個々に進められる取り組みの具体的な場面において、その状況・条件に応じて関連の強い原則を選択し、尊重しながら検討を深めていくための、いわば手がか

りとして整理するものです。

また、各原則の内容は、素案作成前から段階的に実施した「市民勉強会」での意見交換や、素案の公表時に寄せられた市民意見をふまえて掘り下げています。(P88, 89 資料参照)

抽出の視点



都市づくりの原則

ア 目標系

原則1 | 一人ひとりの暮らしの質の向上を支えます

原則2 | 自然と共生し北の風土特性を尊重します

原則3 | 多くの人が集まる場を大切にします

イ 進め方系

原則4 | 既存資源を上手に再生・活用します

原則5 | 施策の総合化・重点化と協働を重視します

ア 目標系

原則1 一人ひとりの暮らしの質の向上を支えます

一人ひとりがそれぞれの価値観やライフスタイルに応じて豊かな都市生活を送ることができる都市空間をつくります。

背景・必要性

ものの豊かさから暮らしの質の向上をもとめる価値観の高まり
少子高齢化の一層の進展などの社会背景の変化に、都市づくりの側面からも対応していくことが必要
さまざまな人々の価値観やライフスタイルに応えうる都市であることは、札幌の魅力を発信し、交流を活発化することにつながる

原則の内容

1 - 1 個性的で活力のある地域づくり

- ・ 都市が利便性を保ち、生活を支える基盤として機能するために、地域特性に応じた適正な密度で人が住みつづけ、コミュニティ活動等が活発に展開していること
- ・ 地域の住民が愛着と誇りをもてる、個性的で、魅力ある街並みが形成されていること

1 - 2 多様な住まい方の選択肢の確保

- ・ さまざまなライフスタイルを支えるとともに、家族構成の変化などに応じた住み替えも可能となるよう、郊外のゆとりある戸建住宅や利便性の高い地域での集合住宅など、多様な住まいが確保されていること

1 - 3 身近な利便性と快適性の確保

- ・ 徒歩を前提とした距離圏で、買い物利便機能など基本的な都市サービス機能が享受できること
- ・ 地域の公園や散策路など、ゆたかな時間を過ごせる空間が身近に確保されていること

1 - 4 だれもが活動しやすい都市空間の実現

- ・ だれもが利用しやすく、利便性の高い公共交通機関が、交通体系の機軸をなしていること
- ・ 交通施設や公共的建築物など、多くの人々が利用する空間のバリアフリー化が図られていること

1 - 5 暮らしの安全と安心の確保

- ・ 都市施設や建築物などが、自然災害や火災などに対して強いものであること
- ・ 延焼防止機能をもち、避難や救助活動の場ともなる道路や公園などのオープンスペースが適切に確保されていること
- ・ 交差点や公園などでの見通しの確保など、事故や犯罪の未然防止のための配慮がなされていること

原則 2 自然と共生し北の風土特性を尊重します

持続的な発展を支えるとともに、北の大都市としての特性を尊重し、内外にその魅力を発信していくことのできる都市空間をつくります。

背景・必要性

深刻化する地球環境問題への対応は、今日の都市づくりにおける重要課題のひとつゆたかな自然に囲まれた札幌の都市個性をより高めていくことが必要
他に類をみない多雪・寒冷の大都市として、風土特性を踏まえた独自の都市づくりを重視することが個性の発信につながる

原則の内容

2 - 1 環境への負荷の低減

- ・ 都市基盤の整備において、環境への配慮が徹底されていること
- ・ 地下鉄駅周辺の居住密度が高まるなど、公共交通の利用しやすい都市構造が確立されていること

2 - 2 市街地の外延的拡大の抑制と自然環境の保全・創出

- ・ 市街地の外延的拡大の抑制を基調としつつ、市街地の内外で、守るべき自然環境が確実に守られるとともに、新たな創出が図られること

2 - 3 市民が触れる機会の確保を通じた自然環境の保全

- ・ 豊かな自然が適切に都市住民に開放されることで、レクリエーション等の機会が提供されるとともに自然環境の保全に対する意識が高まること
- ・ 都市住民自らの手による自然環境の管理の仕組みなどにより、幅広く自然環境が保全されること

2 - 4 多面的な自然環境への配慮

- ・ 健全な水循環が確保されていること
- ・ 野生生物の生育空間の確保にも配慮して、自然環境のネットワークが形成されていること

2 - 5 冬期間の都市活動の維持と寒さや雪の活用

- ・ 冬期間の道路交通の円滑化や歩行環境の向上が図られ、都市活動が維持されること
- ・ 豊かな屋内外の公共空間の形成や雪の冷熱エネルギーの活用など、寒さや積雪を資源としてとらえ、北の風土特性を生かす取り組みが進められること

2 - 6 自然環境や風土特性に配慮した都市景観づくり

- ・ 市街地内のみどりや水辺、地形的な特徴などが都市景観のなかで活かされること
- ・ 明瞭な四季の移り変わりによる背景の変化、市街地に残る歴史的遺構など、本市の個性を表現する要素に配慮した景観づくりが進められること

原則3 多くの人が集まる場を大切にします

さまざまな人が住み、多様な活動が展開される場としての都市の魅力と活力を一層高めていくため、多くの人が集まり交流する場の空間づくりを特に大切にしていきます。

背景・必要性

より多くの市民が都市の豊かさを享受できるためには、人の集まる場の質の向上が不可欠
成熟社会において都市の活力を維持向上させるうえでは、さまざまな活動と交流が活発化することが肝要
人の集まる場の魅力の向上が、都市の魅力を強く発信し、市民・企業等の活動意欲を高めることにつながる

原則の内容

3 - 1 魅力ある都市機能の集積と活動・交流の活発化

- ・ 魅力ある都市機能が集積し、世界に向けてその魅力が発信され、国際的・広域的な交流が活発化すること
- ・ 交通結節点などで多様な機能が集積・複合することにより、にぎわいが演出され、まち歩きの楽しさが高まること

3 - 2 公共交通によるアクセスの確保と歩行空間の充実

- ・ 多様な機能の集積状況と公共交通体系との位置関係が相互に整合し、公共交通を利用してさまざまな都市サービス施設に容易に到達できること
- ・ 交通結節点とその周辺において、快適な歩行者空間のネットワークが確保されること

3 - 3 きめ細かな公共的空間の配置とその多面的な活用

- ・ 歩行者の動線に接した効果的なポケットパークや屋内型の広場など、公共的なゆとりの空間が充実していること
- ・ 公共的なゆとりの空間が、通行や休息のほかイベントや飲食などのスペースとしても活用できること

3 - 4 人が集まる場にふさわしい都市景観づくり

- ・ 交通結節点や公共広場、集客交流施設など人の集まる場の特性に応じて、一定の統一感をもった街並みの形成や、シンボル性の高いデザイン要素の効果的な導入などがなされること

イ 進め方系

原則 4 既存資源を上手に再生・活用します

計画的な都市づくりの積み重ねのなかで蓄積された各種の都市基盤や公共施設，良好に保たれている自然環境やまちなみなどの資源を効果的に活用します。

背景・必要性

基礎的都市基盤のおおむねの充足とそれらの更新期の到来
財政的制約と環境負荷低減の社会的要請のなかで，市民ニーズへの対応と都市魅力向上が必要

原則の内容

4 - 1 魅力ある資源の効果的な活用

- ・ 公園・緑地や河川，歩行者・自転車道など，多様なオープンスペースが相互に連携・接続されることにより，各要素が利用しやすくなり，また，都市空間の魅力が高まること
- ・ 地域の個性を演出する街路や建物，樹木などが，街並みのなかで効果的に活かされていること
- ・ 市街地内の遊休地などが，地域や都市全体の魅力を高める観点で効果的に活用されること

4 - 2 活用方法の工夫による機能の確保・向上

- ・ 道路空間や公共施設等の利用の時間的・空間的な有効活用により，十分な機能の発揮がなされること
- ・ 道路等をイベント空間として利用するなど，公共空間の多面的活用が図られること

4 - 3 長期的な維持・活用

- ・ 公共施設等が，適切に維持管理されるとともに，必要に応じて改修，多用途への転用などが検討され，長期的に活用されること
- ・ 新たな公共施設等の整備において，次世代に引き継ぎ得る質の高さを確保すること

4 - 4 既存資源の活用を促す都市構造への誘導

- ・ 地下鉄をはじめとする既存の公共交通機関が利用しやすい都市開発を誘導すること
- ・ 都市基盤施設が充実し，多様な都市機能が集積した既成市街地での居住を支えること

原則 5 施策の総合化・重点化と協働を重視します

都市づくりの課題に的確に対応した効果の高い施策展開のため、総合的・重点的な取り組みを市民等との協働によって展開することを重視します。

背景・必要性

基礎的な都市基盤施設を一律に確保することから、都市の魅力と活力を高め、生活の質の向上を支えることへと都市づくりの課題が転換
複雑化・多様化する市民ニーズやまちの課題に対する対応の必要性の高まり

原則の内容

5 - 1 明確な目標にもとづく施策展開

- ・ 施設整備や土地利用誘導において、目指すべき価値観が事前に明確化され共有されていること
- ・ 地域課題の緊急性やまちづくりの機運、市内外への効果の波及度などをふまえて施策展開の優先度を明確にし、確実に効果の高い都市づくりが進められること

5 - 2 多様な取り組みの組み合わせと柔軟な制度活用

- ・ 土地利用誘導や施設整備、ソフト施策等の多面的な組み合わせにより、施策展開の効果が一層高まること
- ・ 明確な目標の実現にむけた施策展開を支える観点から、制度の柔軟な活用が検討されること

5 - 3 共有される都市づくりのプロセス

- ・ 計画づくりから施設整備、管理までの一連のプロセスにおいて、市民等のかかわりの機会が確保されていること
- ・ 地域の自主的な活動の積み重ねが、地域の魅力を高め、ひいては都市全体の魅力向上につながる

(3) 都市づくりの基本目標

(2)で設定した理念と原則をふまえた今後の都市づくりの取り組みは、既存の都市基盤や良好な自然的環境などの要素を資源として有効に再生・活用しながら、生活の質を高め、都市の魅力と活力を向上させることにむけて展開される必要があります。

そして、具体的にこのような取り組みを進めていく上では、地域の特性をふまえたきめ細かな視点が求められる一方で、個々の取り組み相互の連携や、都市全体の魅力と活力の向上へとつなげていく視点も求められます。

以上の観点から、都市づくりの取り組みに関する基本目標を、二つの視点から以下のとおり定めます。

a：都市全体の視点から

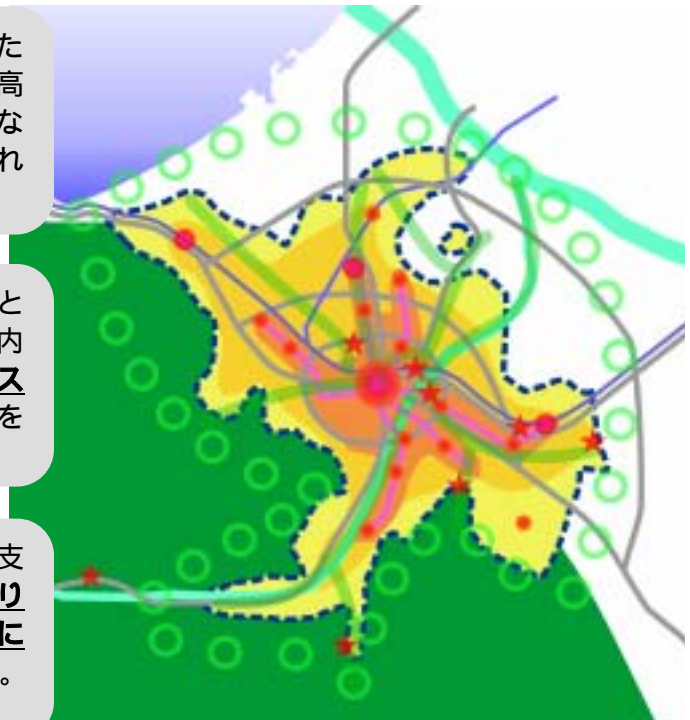
全市的な都市構造の維持・強化

豊かな都市生活と機能的な都市活動を維持しながら全市の均衡ある発展を図るため、拠点、大量公共交通機関、市街地の外の自然環境など、骨格要素からなる都市構造を維持・充実していくこととし、その都市構造を以下のように設定します。

外延的拡大の抑制を基調とした市街地に、札幌の魅力と活力を高めることを先導するさまざまな**拠点を効果的に配置**し、それぞれの機能の向上を図る。

ゆたかな都市生活の場の創出と都市個性の伸長に向け、市街地内外における魅力的な**オープンスペースのネットワークの形成**を図る。

さまざまな**拠点の機能向上**を支えることに加え、**快適さやわかりやすさ、歩行者空間の創出などにも配慮した交通体系**を確立する。



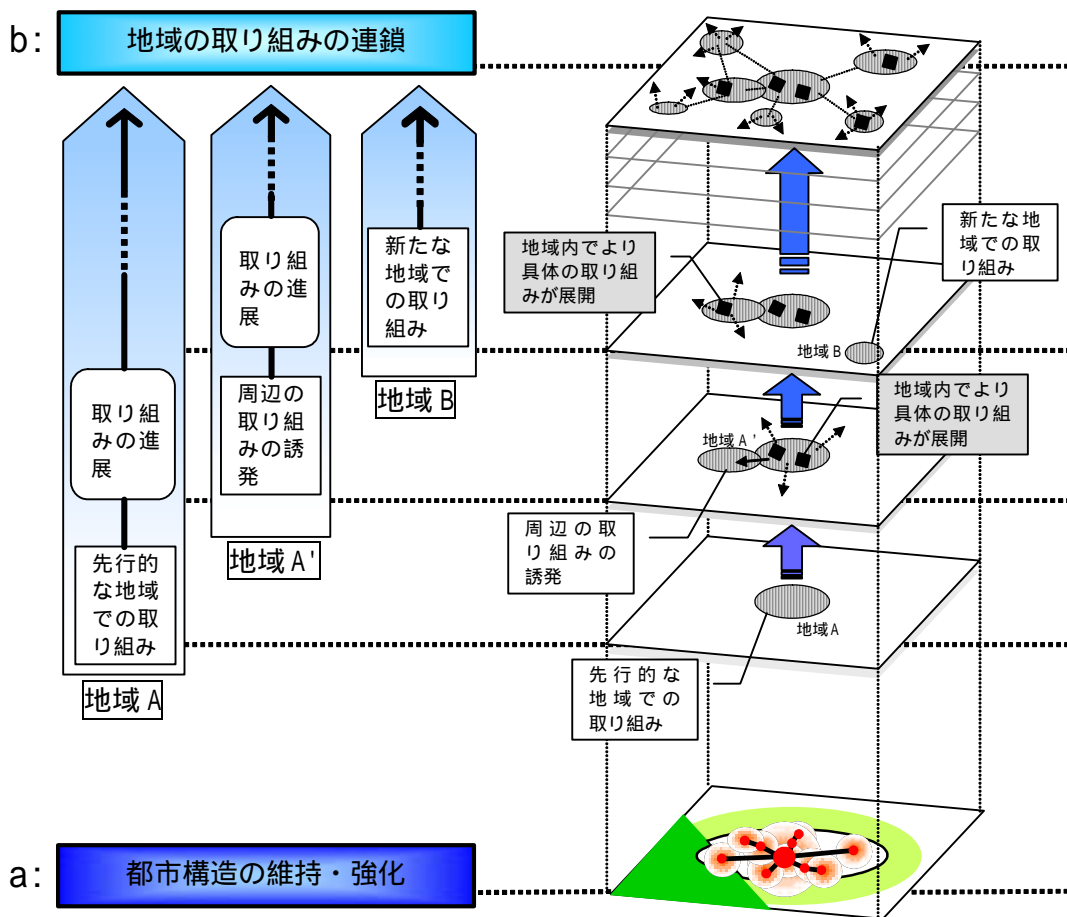
b : 身近な地域の視点から

地域の取り組みの連鎖

地域の取り組みを積み重ねることにより、都市全体の魅力と活力を高めていきます。

個々の地域の取り組みは、都市全体の基本目標との整合や周辺地域への影響、地域特性の尊重などの観点をふまえて、市民・企業・行政などの協働によって、課題の把握から目標の設定、目標実現に向けた道筋の明確化へと継続的に進められるべきものです。

また、個々の取り組みが地域の内外での新たな取り組みを誘発し、それらが相互に関係付けられながら連鎖的に展開されることが重要です。



「地域」は、解消すべき課題の広がりや目標の内容、住民活動の熟度などに応じて多様に設定し得るものであり、一律の区分を前提とするものではありません。また、個々の地域における取り組みのイメージを「5 取り組みを支えるしくみ」で整理しています。



(1) 基本方向

これまでの取り組み

一貫して増加を続けてきた人口や産業の受け皿を確保するため、新たな住宅団地や工業団地の整備を郊外部へと展開して市街地を拡大してきました。

とくに政令市へ移行（1972年（昭和47年））するころには、急速な人口や産業の集中が続いていたため、無秩序な市街地の拡大を防止し計画的に市街化を図ることが強く求められていました。このような急速な都市化の進展は全国的にも共通する動向であり、国はこれに対応するため1968年（昭和43年）に新たな「都市計画法」を制定し、線引き制度の創設をはじめとする土地利用制度の充実を図っています。本市でも、これを契機に、長期的展望のもとで目指すべき都市構造を定めた上で、これらの新たな制度の適切な運用を通じてその後の市街地整備を進めてきました。

なお、以上のような都市化の進展に対応した市街地の整備拡大を進めていく上では、人口や産業の急速な集中に伴う都市環境の悪化を防止しながらさまざまな都市機能の維持増進が図られるよう、住居、商業、工業といった都市機能をそれぞれ明確に分離し、各々を集積・純化させて配置していくことを重視する必要性がありました。また、各地で次々と整備が進められる市街地に、道路、公園、学校などの基礎的な都市基盤を、系統的、有機的に確保することが求められました。そのため、これらの必要性を踏まえながら用途地域制度などの土地利用計画制度を運用してきたほか、「住区整備基本計画」や「東部地域開発基本計画」によって個別の民間開発を誘導・調整し、秩序ある市街地の整備に努めてきました。（P32参照）

現況・課題

人口や産業が急速に集中する拡大成長期を終え安定成熟期へと移行した今日、本市の基礎的な都市基盤は、これからの都市活動を支える上で大幅な拡充を必要としない水準に達しています。一方、今後は、拡大成長期に集中的に整備してきた基礎的な都市基盤が順次更新期を迎え、市街地内の既存建築物の建替え更新も個別に進められていくこととなります。

このような状況をうけ「持続可能なコンパクト・シティへの再構築」を目指して進めるべき今後の都市づくりにおいては、既存の市街地を有効に活用しながら、これらきめ細かな建替え更新などの取り組みを相互の連携・調整に配慮して積み重ね、都市全体の魅力と活力を高めていくことを中心に考えていくことが重要になります。そして、その上では、これまでのようにさまざまな都市機能の分離・純化を主眼とした土地利用誘導の考え方だけでなく、都市全体の構造の維持・強化と地域の環境との調和に配慮しながら多様な機能の複合・集積をきめ細かく

誘導し，新たな魅力を作り出していく観点も重要です。

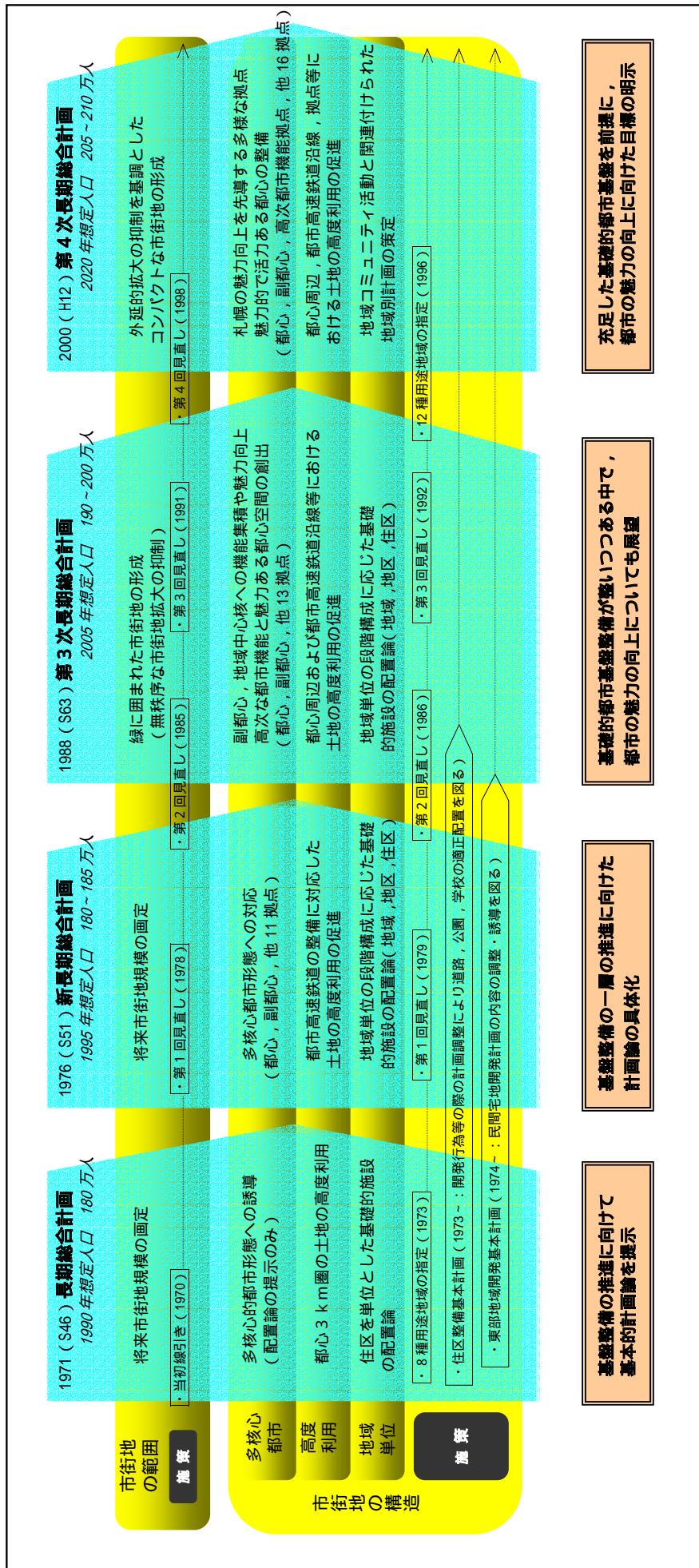
以上の認識のもと，これからの土地利用の基本的な方向を以下のとおり定めます。

基本方向（土地利用）

既存の市街地を適切に維持・活用していくとともに，市街地の外の自然環境を維持創出していくことを基本に，きめ細かな土地利用の更新などの取り組みを積み重ね，都市全体の魅力と活力を向上します。

- (1) 市街地の範囲を適切に定めます。
- (2) 市街地内は，地区特性に応じて多様な機能が複合・集積することの魅力にも配慮しながら，きめ細かな更新を通じ市街地環境の質を向上させていきます。
- (3) 市街地の外は，自然環境の保全を基本としつつその特性を生かす利用にも対応します。

土地利用に係る主要な計画・施策の系譜



(2) 市街地の範囲

これまでの取り組みと現況・課題

これまでは、急速な都市化の進展に対応し、線引き制度や開発許可制度の運用などによって新たな市街地の整備を計画的に進め、市街地の範囲を拡大してきました。

今日では、人口や産業の規模の増大はゆるやかとなり、今後もその大幅な増加は見込まれません。また、現在の市街化区域内には、道路などの基盤整備が進められながら未利用となっている土地や、将来的な見通しに基づき計画的な市街地整備の必要性を位置付けた区域のように、既存の都市基盤の有効活用と一体的な市街地形成の観点から、今後優先的に土地利用が図られるべき区域も残されています。しかし一方では、市街化調整区域において、開発許可制度による市街地開発の動きもみられています。

市街地の範囲は、「持続可能なコンパクト・シティへの再構築」を目指す都市づくりを進めるうえで最も基本的な枠組となるものであることから、今後その設定にあたっては、上記の動向変化や課題への対応とも併せ、都市基盤の維持管理の効率性確保や環境への負荷の低減、身近な地域での多様な都市機能の充実といった観点を踏まえ、適切に定めていく必要があります。

以上の認識に立ち、市街地の範囲は以下の方針により定めるものとします。

基本方針（市街地の範囲）

今後増加する人口は市街化区域内に誘導し、市街地の居住密度を維持、または高めることを基本とします。

日常生活との関連の強い基礎的な都市機能は、市街化区域内において、身近な範囲で提供されることを基本とします。

以上から、市街地の範囲は現状の市街化区域内とすることを基本とし、市街化区域の拡大は必要最小限にとどめます。

取り組みの方向

ア 線引き制度の適切な運用

- ・線引きの見直しによる市街化区域の拡大は、必要最小限にとどめます。

イ 市街化調整区域における開発の動きへの適切な対応

- ・一般的な居住機能や日用品等の買い物利便機能などの立地を市街化調整区域において無秩序に認めていくことは、本来市街化区域内で提供されるべき機能の市街地の外への流出を招き、市街化区域内の計画的な土地利用誘導に支障を与えることとなるほか、移動エネルギーの増大や都市基盤施設の維持管理費の増大をももたらすこととなります。そのため、市街化調整区域における開発は、都市活動を維持する上で不可欠でありながら市街地内で行われることがないものや、市街化調整区域の特質を踏まえたものとするを基本に、開発許可制度等を適切に運用します。

(3) 市街地の土地利用

これまでの取り組みと現況・課題

急速な都市化の進展に対応してきたこれまでは、住居、商業、工業といった都市機能の適切な配分に留意した土地利用の誘導を進め、さまざまな都市活動を支えるための秩序ある市街地の形成に努めてきました。

一方、今日では、産業構造の変化やライフスタイルの多様化などを背景として、従前の都市機能から他の都市機能へと土地利用が転換される動向もみられます。

今後は、これら今日的な土地利用動向に適切に対応するとともに、多様な機能が複合・集積することの魅力にも配慮しながらきめ細かな土地利用の更新を積み重ね、市街地全体の質を高めていくことが求められています。

以上の認識のもと、今後の市街地の土地利用について以下の方針を定めます。

基本方針（市街地の土地利用）

大量交通機関をはじめとする都市基盤の配置や整備状況、市街地形成の履歴、地形や自然的環境との関係などを踏まえ、市街地の土地利用について基本的な枠組を定めます。

土地利用の基本枠組を維持しながら、多様な機能が複合・集積することの魅力にも配慮してきめ細かな土地利用の更新などの取り組みを積み重ね、市街地環境の質を向上させていきます。

住宅市街地

これまでの取り組みと現況・課題

急速な人口と産業の集中を郊外部への市街地の整備拡大によって受け止めてきたこれまでの都市化の時代においては、都心周辺等、古くからひらけていた住宅市街地（既成市街地）の人口は一貫して減少を続け、人口分布の郊外化が進みました。この過程では、郊外部における戸建住宅の供給が住要求への主たる対応となっており、既成市街地では土地利用の更新が顕著となることはありませんでした。この結果、住宅市街地は、郊外部において戸建住宅を中心とした住宅市街地がひろがり、その内部には地区ごとに多様な特性をもった住宅市街地が分布する構造となっています。

一方、今日の住要求は、広さ以外にも安全性、快適性、利便性など一層多様化してきており、経済状況の変化に伴う土地価格の動向変化ともあいまって、既成市街地の利便性の高い地域でのマンションが都市型住宅として定着しつつあります。

しかしながら、このような動向変化は、既存の住環境にしばしば大きな変化をもたらすことにもなり、住環境の変化を適切に誘導することの必要性も高まっています。また一方、郊外部の住宅団地においては、居住者の高齢化がいつせいに進展し、人口が減少する地区もみられます。

今後は、これらの現況を踏まえるとともに、今日的な動向変化に適切に対応しながら住宅市街地の質を高めていくことが必要であるとの認識のもと、以下のとおり方針を定めます。

基本方針（住宅市街地）

住まい方の多様性を支えるとともに、交通基盤の体系と対応した秩序ある土地利用を誘導する観点から、住宅市街地の基本的な区分を次のとおり定め、各区分に応じた住環境の保護と利便性の確保を図ります。

高度利用住宅地（高密度な住宅地）

大量公共交通機関の沿線，都心周辺部，広域交流拠点・地域中心核とその周辺の区域	利便性が高く多様な都市サービス機能を楽しむことができるよう，集合型の居住機能と居住者の利便を支える機能が複合化した住宅市街地の形成を目指す。
--	--

一般住宅地（中密度な住宅地）

都心からほぼ6 km以内の区域のうち，高度利用住宅地を除く区域	戸建住宅から集合住宅までの多様な居住機能と居住者の利便を支える機能が，地区特性に応じて相互の調和を保って立地する住宅市街地の形成を目指す。
---------------------------------	---

郊外住宅地（低密度な住宅地）

都心からほぼ6 km以遠の区域のうち，高度利用住宅地を除く区域	低層住宅の住環境の保護を図ることを基本に，戸建住宅を主体としながら地域の住環境と調和する集合住宅や生活利便施設が必要に応じ立地する住宅市街地の形成を目指す。
---------------------------------	--

今日的な住要求の変化に適切に対応しながら、個々の住宅建築や建替え更新を支えていくことにより、住宅市街地の環境の維持増進を図ります。

取り組みの方向

- ア 市街地類型に応じた基本的な土地利用ルールの設定
 - ・基本的な土地利用のルールとなる用途地域などの地域地区を、住宅市街地の区分や基盤整備の状況、土地利用の現況と動向、市街地形成履歴などの観点を踏まえて適切に定めます。
- イ きめ細かな土地利用ルールの運用による住宅市街地の質の向上
 - ・既成市街地において、活発な建替え更新の動向が見られる地区や、将来的な更新期に備え住環境の維持改善が望まれる地区については、住民の意向や自主的活動の熟度なども踏まえながら、地区計画などのきめ細かな土地利用ルールの設定を検討します。
 - ・地区計画を導入しながら長期遊休地を抱えるなど、経年変化による土地利用動向の

変化への対応が必要な地区において、住宅市街地の区分など土地利用の基本枠組を踏まえつつ必要な対応を検討します。

- ・良好な住環境の維持・保全を図るため、宅地開発に際しての地区計画制度の適用を今後とも推進します。

ウ 高度利用住宅地での質の高い複合住宅市街地形成

- ・利便性の高い地域での暮らしに対するニーズを支えるため、個別の都市開発の誘導・調整を通じ、高齢者にも配慮した住宅の導入や地区特性に応じた多様な機能の複合・集積、豊かなオープンスペースの創出・連続化が効果的に図られるよう、緩和型土地利用計画制度をはじめとした各種制度を効果的に運用するとともに、必要に応じて都市基盤の整備を図ります。

エ 郊外住宅地の維持保全

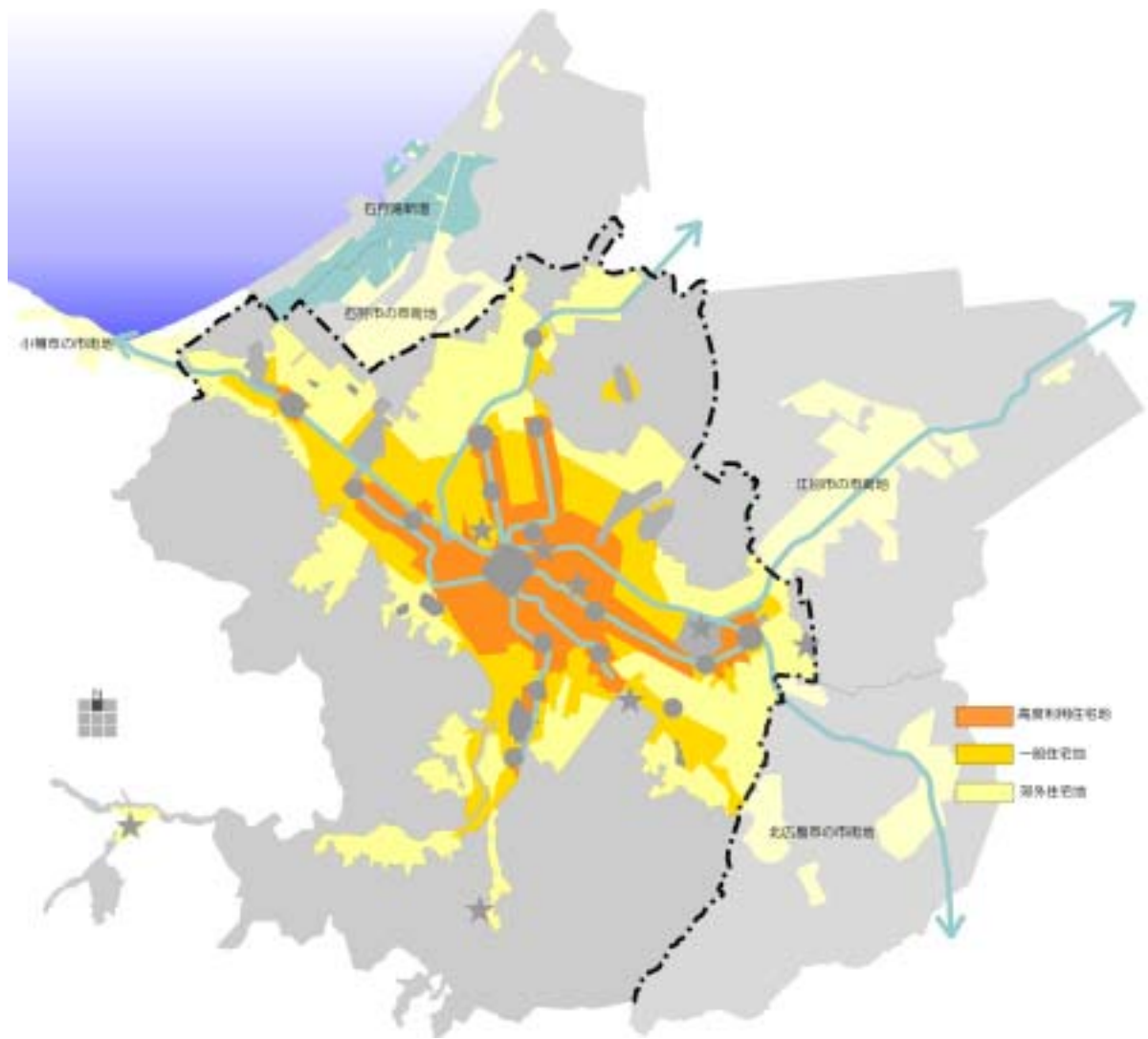
- ・郊外住宅地においては、居住者の高齢化や人口減少、住宅老朽化等の状況もみられることから、今後とも良好な居住環境の維持に努めることを基本に、今日的な住要求に対応した建替え更新が可能となるよう、必要な対応について検討します。

オ 住工混在市街地における土地利用誘導

- ・地区の特性に応じ、居住機能への純化や、居住機能と商業・業務機能、軽工業機能等との複合化が図られるよう、土地利用制度の運用や基盤整備の実施などの対応を検討します。
- ・都心周辺部の東方面においては、大規模な工場をはじめ工業系の土地利用の分布がみられますが、近年、個別的な土地利用転換の動向も高まりつつあることから、都心に近接する地理的条件を生かした魅力ある市街地への再構築を進めます。

カ 防災上の課題のある地区の改善

- ・老朽木造建築物の密集地区、道路等の公共施設整備不良地区等については、防災性や安全性を兼ね備えた居住環境へと改善すべく、耐火性の高い建築物への建替えや必要な基盤整備、オープンスペースの確保などを一体的に誘導します。



住宅市街地

拠点

これまでの取り組みと現況・課題

郊外へと市街地を拡大してきたこれまでの都市づくりにおいては、地域の利便性を確保するとともに、都心への過剰な都市機能・交通の集中を避ける観点から、地域の生活利便機能等の提供を担う拠点を交通結節点等において位置付け、機能集積を図るための基盤整備や土地利用誘導を進めてきました。

この結果、市街地内には、都心のほか、市内各方面の主要な交通結節点などにおいて、多様な機能が集積した拠点が形成されています。ただし、機能集積の状況はそれぞれの拠点で異なっており、また、古くから集積の進んだ拠点などにおいて、建築物の建替えなどの土地利用転換もみられます。高齢社会を迎え、日常生活に必要な機能を地域で身近に提供する必要性が一層高まるなか、これらの拠点については、今後も、土地利用の現況や動向を適切に踏まえつつ、育成・整備していくことが必要です。

一方、これらの拠点のほかに、市内はもとより市外からも利用されるなど、より広域との関わりをもつ特徴的機能が立地し、この機能を核としてさらなる機能集積が進むことによって市街地が特徴付けられていく動向もみられます。今後は、この動向を適切に支え、誘導していくことが、既存の資源を活用しながら本市の魅力と活力を高めていくことにつながるの視点に立ち、拠点として育成・整備していくことが望まれます。

以上を踏まえ、今後、以下の方針のもとで各拠点を配置してその育成・整備を進め、本市全体の均衡ある発展を図ります。

基本方針（拠点）

交通結節性や、機能集積の現況および動向、隣接市との関係を含めた地理的な位置関係を踏まえ、都心のほか、さまざまな拠点を適切に配置して多中心核都市構造へと誘導します。

多中心核都市構造を構成する主要な拠点として、都心のほか、高次都市機能拠点、広域交流拠点、地域中心核を設定します。

誰もが安心して、快適に、活力に満ちて過ごせる空間づくりを重視しながら、各拠点の育成・整備を図ります。

取り組みの方向

- ア 各拠点の特性に応じた多様な機能集積の誘導
 - ・都市基盤の整備状況や機能集積の動向等、各拠点の特性を踏まえて用途地域等の地域地区を適切に指定するとともに、緩和型土地利用制度をはじめとした各種制度を効果的に活用し、民間都市開発の誘導・調整を進めて多様な機能集積を図ります。
 - ・地域課題や住民活動の熟度、民間都市開発の動向等を踏まえつつ、必要に応じて基

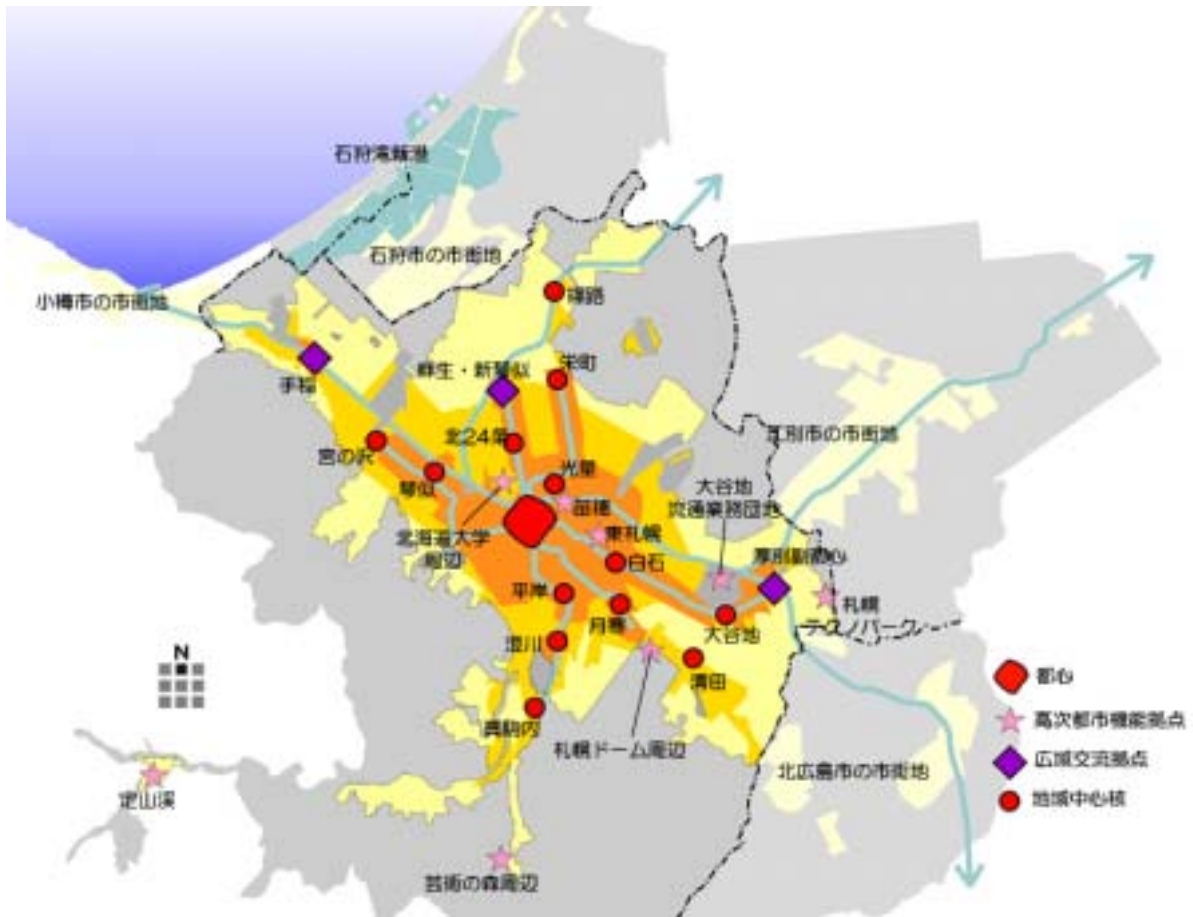
盤整備や市街地開発事業を実施し、機能の集積・向上を支えます。

イ 質の高い空間づくりの誘導

- ・ユニバーサルデザインによる空間整備をはじめ、多雪・寒冷地にふさわしい多様な屋内空間やオープンスペースの創出・連続化、美しい都市景観の形成といった多様な観点から、魅力ある空間づくりを誘導します。

ウ 個々の取り組みを誘導する指針づくり

- ・拠点の育成・整備に向けて個々の取り組みを相互に連携・調整するため、地域の課題や住民活動の熟度等に応じ、住民等の各主体の協働による指針づくりを進めます。



主要な拠点

拠点別の取り組みの方向

ア 都心

都心は、多中心核都市構造を構成する最も中心的な拠点として、市民はもとより来訪者もが、都市生活の魅力を最もよく享受できる機能と環境を備えることが重要です。

そのため、中枢管理機能、商業機能、娯楽機能などのこれまで高度に集積されてきた機能に加え、芸術文化機能、高度情報機能、集客交流機能などのより高次な都市機能の集積を図るとともに、都心の魅力を身近に享受する生活を支える居住機能のあり方について検討を進めます。

また、都心内の各地区の個性や歴史的資源を生かした良好な都市景観の形成、建築物の壁面や屋上も含めたきめ細かな緑化、通行や休憩のほかイベントでの活用も視野に入れたオープンスペースや屋内広場の確保などにより、より魅力ある都心空間の創出を目指します。

さらに、雪の冷熱エネルギーの利用等による環境負荷の低い地域熱供給システムの導入と、それを活用した都市開発事業の促進等について検討を進めます。

都心	J R札幌駅北口の一帯、大通東と豊平川が接する付近、中島公園、大通公園の西端付近を頂点として結ぶ区域
----	--

イ 高次都市機能拠点

高次都市機能拠点は、国際的・広域的な影響を持って本区域の魅力と活力の向上を先導する機能で、都心を補完するものや、都心への立地が必ずしもなじまないものが特徴的に集積する拠点として以下を位置付け、それぞれ期待される機能が十分発揮されるよう、その育成・整備に努めます。

札幌ドーム 周辺	札幌ドームと相乗効果の発揮できる機能を集積することにより、スポーツ文化や集客交流産業の振興にかかわる拠点としての形成を促進します。
札幌テクノ パーク	札幌エレクトロニクスセンターを核とし、情報関連産業にかかわる企業間の連携・協働による新たな事業の創出を促進します。
大谷地流通 業務団地	団地機能の高度化により物流の効率化を進め、交通混雑の緩和、環境への負荷や物流コストの低減に資する拠点としての役割の向上を図ります。
東札幌	コンベンションセンターや産業振興施設、商業・業務施設などの集積により、集客交流産業の振興と活力ある企業や人材の育成を先導する拠点としての整備を進めます。

苗穂	豊平川の水辺環境や都心との近接性，交通利便性の高さ，地域の産業資源などを活用しながら，居住機能の充実，集客交流産業の育成，オープンスペースの創出，歩行者ネットワークの強化などを段階的に進め，産業文化・交流地区の形成を目指します。
北海道大学 周辺	新しい産業の振興の源泉となる技術の研究開発，活力ある企業や人材の育成などに向けて，産・学・官が協働して取り組むための中心的な拠点としての形成を促進します。
芸術の森周 辺	芸術，文化や産業の振興，産・学・官連携による研究開発機能強化などを図ります。
定山溪	ゆたかな自然環境を生かし，スポーツ・レクリエーション活動のための拠点として，また，集客交流産業の振興の一翼を担う宿泊・滞在拠点として，その機能強化を図ります。

ウ 広域交流拠点

広域交流拠点は，市内だけではなく，隣接都市も後背圏に持ち，多くの人々の日常生活を支える機能が集積する拠点として以下を位置付け，後背圏に応じた生活関連機能や人の交流を促す機能の集積を図るとともに，居住機能との複合化について検討を進めます。

広域交流拠点	厚別副都心，麻生・新琴似，手稲
--------	-----------------

エ 地域中心核

地域中心核は，区やそれに準じた地域の日常生活を支える拠点として以下を位置付け，それぞれの特性に応じて，多様な商業・業務機能，行政機能などの各種都市サービス機能の集積を図るとともに，居住機能との複合化について検討を進めます。

地域中心核	北 24 条，篠路，光星，栄町，白石，大谷地，平岸，月寒，清田，澄川，真駒内，琴似，宮の沢
-------	---

オ その他

以上の拠点のほか，地下鉄および J R 駅の周辺においては，交通結節性や基盤整備状況等の地区特性に応じて生活関連機能等の立地に対応します。

また，生活関連機能等が特徴的に連たんし，周辺地域への利便機能が提供される動向に対しては，幹線道路沿道等において，地区特性に応じて適切に対応します。

なお，これまで市街地開発事業等の実施にあたり計画的に配置が位置付けられてきた利便施設用地においては，今後とも土地利用需要の動向を踏まえつつ必要な機能の立地に対応します。

工業地・流通業務地

これまでの取り組みと現況・課題

都市化が進んできたこれまでは、工業や流通業務に関わる土地利用の需要の増大を支えるため、周辺住宅市街地の住環境の保護や幹線道路などの交通基盤との対応に配慮して、新たな団地整備を計画的に進めてきました。

一方で、今日では、産業の構造変化、施設の老朽化といった状況変化を背景に、既存の工業地・流通業務地において他の機能への土地利用転換が進む動向も見られます。このような土地利用転換は、その進行過程において、転換後の土地利用と周辺土地利用との間の環境上の調和を保つことが求められ、また、市街地内に生み出される貴重な大規模跡地としての土地利用のあり方を、全市的な都市構造との関係から検討していく視点も重要となります。

以上の認識に立ち、工業地・流通業務地について以下の方針を定めます。

基本方針（工業地・流通業務地）

道路基盤等と対応した集約的な土地利用により、業務利便の確保と周辺市街地環境との調和を図ります。

産業の構造変化などを背景とした土地利用転換の動向に対しては、周辺市街地との調和と都市構造の秩序の確保を前提として対応します。



工業地・流通業務地

取り組みの方向

ア 土地利用制度の活用による機能立地の担保

- ・用途地域をはじめ，必要に応じて特別用途地区や地区計画などの土地利用制度を複合的に活用し，工業地・流通業務地としての土地利用を担保します。

イ 今日的な土地利用動向の変化への対応

- ・産業構造の変化や立地企業の合理化・近代化に伴う土地利用需要の変化に対応し，工業・流通機能を支える他の都市機能との複合的な土地利用を誘導するなど，工業地・流通業務地としての機能の維持・向上を図ります。
- ・他地区への企業移転等の理由から他の土地利用への転換を図る場合，大規模な跡地での機能更新の効果をより高める観点から，地区計画制度などを活用した計画的な誘導調整に努めます。
- ・個別更新により用途の混在が進行しつつある地区については，段階的な土地利用転換を適切に誘導するため，全市的な都市構造上との関係や地区の企業意向等を踏まえつつ，きめ細かな土地利用ルールの設定・変更を行うなどの対応を検討します。

幹線道路等の沿道

これまでの取り組みと現況・課題

これまで、市街地の整備拡大と対応して幹線道路等の整備に努めてきた結果、市街地には、高い水準で幹線道路等が系統的に配置されていますが、この沿道の土地利用動向として、モータリゼーションの進展を背景に、自動車交通との関連が強い施設が立地する傾向が顕著となっています。

このような動向を適切に支え、幹線道路等の沿道において道路機能と対応した土地利用を図ることは、幹線道路等の整備効果を土地利用の面からも高め、都市基盤を有効に活用することにつながります。また、生活利便施設の立地の機会を市街地内に網羅的に提供することを通じて地域の身近な利便性を確保することにもなり、さらには、後背の住宅市街地への環境上の影響の大きい施設の立地を沿道で受け止め、後背住宅市街地の環境を保護することにもつながります。

一方、今日では、沿道施設の立地動向はさらに多様化しており、なかでも商業施設については一層の大規模化や郊外化の動向がみられます。しかしながら、多くの自動車交通の発生集中をもたらすこのような施設の立地が無秩序に進んだ場合、施設周辺の住環境への影響が一層増大することになるばかりか、多様な機能の集積を図るべき拠点のほかは市街地内で均質に提供されることが望まれる生活利便機能について、市街地内での偏在・集中をもたらし、自動車を利用しない市民の生活利便性の低下を招くことにもなります。そして、この傾向が強まることは、自動車への過度な依存を前提とした、移動に伴うエネルギー消費の大きな都市構造を形成していくことにもつながります。

以上の認識のもと、幹線道路等の沿道の土地利用方針を以下のとおり定めます。

基本方針（幹線道路等の沿道）

道路機能に対応した土地利用を図ることを基本に、土地利用条件や土地利用需要などの特性に応じながら、商業・業務機能や軽工業・流通業務機能、集合型の居住機能等の立地に対応します。

沿道土地利用の範囲は、一般的な街区規模と対応したものとすることを原則に、地形地物や土地利用状況などを踏まえて適切に定め、都市構造の秩序の維持と周辺市街地環境との調和を図ります。

特に商業・業務施設については、その集積を図る主要な拠点のほかは、自立的な生活を支える身近な利便の提供機会が各地域に確保されることが重要との認識にたち、市街地内に網羅的に配置されている幹線道路沿道での分散的な立地が図られるよう対応します。

取り組みの方向

ア 道路機能に対応した土地利用制度の適切な運用

- ・ 4車線以上の幹線道路の沿道において、地形等の土地利用条件や土地利用需要の見通し、沿道の機能集積の状況、後背市街地の土地利用状況等に応じて、商業・業務機能や軽工業・流通業務機能、集合型の居住機能等の立地に対応するよう用途地域をはじめとする土地利用計画制度を適切に運用します。
- ・ 2車線道路の沿道においても、道路機能や地区特性に応じて、日用品販売店舗等の生活利便施設の立地に対応します。

イ 沿道土地利用の範囲の適正化

- ・ 沿道土地利用に対する奥行きは、一般的な街区規模に相当する距離までとすることを原則とし、その近傍に区画道路が位置する場合には、建築基準法が敷地への過半用途地域適用の一般規定を設けていることとの均衡も踏まえ、その取り扱いの範囲内で当該区画道路までとして定めることを基本とします。宅地開発等に伴い新たな区画道路設定により沿道街区が造成される場合も、同様の対応とします。なお、河川・道路などの地形形状の分断要素がさらに後背に位置する場合等における一体的土地利用の適否については、道路接続との整合も踏まえた周辺を含む土地利用全体の状況および見通しといった地区特性も勘案し、基本的な奥行き設定がなじまないと認められる場合に適切かつ合理的な範囲となるよう調整します。



現在の用途地域

(4) 市街地の外の土地利用

人口や産業の集中が続いてきたこれまでの都市化の時代には、市街地をとりまく良好な森林・農地等の保全・活用に配慮しながら、市街地の外に、新たな市街地を計画的に整備する対応を重ねてきました。また、都市化の進展とともに需要が増大してきた処理施設などの公共施設も、必要に応じて市街地の外に整備を進めてきました。

しかしながら今日では、人口や産業の集中がゆるやかとなるなかで市街地の拡大傾向はおさまりを見せつつあり、さらに今後は、「持続可能なコンパクト・シティへの再構築」へ向けて、市街地の拡大の抑制を基調とすることが求められています。また、処理施設などの公共施設についても、今後の大幅な需要の増加は見込まれない状況にあります。

一方、市街地の拡大や公共施設の整備のほかに、散発的になされる土地利用によって市街地の外の森林・農地等が減少してきており、今日なおその動向は続いています。

このような動向変化や課題があるなか、今後は、市街地の拡大を前提とするのではなく、市街地をとりまく自然的環境などの資源を、これまで同様に適切に保全・活用していくとともに、これまでとは異なる新たな態様で活用していく視点も求められます。

以上の認識に立ち、市街地の外の土地利用について、以下の方針を定めます。

基本方針（市街地の外の土地利用）

市街地外周を森林・農地等が取り囲むという本市の特質を生かし、都市個性を伸ばす土地利用を目指します。

良好な自然的環境を今後とも適切に維持・保全するとともに、さらなる創出を誘導します。

都市活動を維持する上で不可欠でありながら市街地内での立地がなじまない機能や、市街地の外ならではの特質を踏まえ、それを生かす都市機能の立地等に適切に対応します。

取り組みの方向

ア 自然環境の保全と創出

- ・豊かな自然環境を有する山林原野、丘陵台地、河川敷地、湿地帯等については、緑地保全地区や風致地区などの諸制度の適切な運用により無秩序な開発を抑制し、今後も適切に保全します。
- ・開発を行う場合の緑地の保全・創出に関するルールにより、緑地の適切な保全と創出を誘導します。
- ・市街地の外の自然環境を適切に活用することが、都市の魅力と活力の向上を支える場の創出と、自然環境の積極的な保全とにつながるとの観点から、地区特性に応じて市民が自然に親しむことのできる場などの創出を図ります。また、既存の施設を有効に利用する観点から、スポーツ・レクリエーション、都市型リゾート、芸術文化、先端

型研究開発，全天候型多目的施設などとして利用している空間については，今後とも地区特性に応じた活用を図ります。

イ 優良な農地との健全な調和

- ・ 集团的農用地や各種農業投資が実施されている区域，実施を予定している区域などについては，今後とも優良な農用地としてその保全に努めます。
- ・ 農業の維持や発展を支えるとともに都市住民への農業体験の機会を提供する観点から農業関連施設の計画的な誘導を図るなどの検討を進めます。

ウ 災害防止の観点からの市街化の抑制

- ・ 西部から南部にかけての山地・丘陵地帯のうち，がけ崩れや土石流のおそれのある区域や，北部から北東部にかけての低平地のうち軟弱地盤地帯や浸水のおそれのある区域については，災害防止の観点から市街化を抑制します。

エ 既存住宅団地の居住環境の維持・増進

- ・ 区域区分の設定以前より存在する住宅団地のうち，住宅立地の状況や地区住民の意向などから住環境の維持増進が必要な区域については，地区計画制度等の適用について検討を進めます。

オ 秩序ある都市的土地利用の誘導

- ・ 都市活動を維持する上で不可欠でありながら市街地内での立地がなじまない施設等については，森林・農地の保全や既存住宅団地の住環境の保護，道路等の都市基盤との対応などの面で支障がないことを前提としてその立地に適切な対応を図ります。
- ・ 良好な自然環境のなかで立地することがその機能の維持増進につながるなど，市街地の外ならではの特質を生かす土地利用について，適切な対応を検討します。

(1) 基本方向

これまでの取り組み

人口の増加とこれに伴う市街地の拡大により、本市において発生する交通需要は増加を続け、また、その移動距離も増大してきました。

そのため、これらの交通需要に対応するとともに、冬期交通の安定化や都市環境問題にも配慮して、地下鉄を基軸として道路ネットワークが都市圏内を有機的に結ぶ交通体系の整備を進めてきました。(P50 参照)

現況・課題

計画的な市街地の整備とこれに対応する交通基盤整備を積極的に展開してきた結果、交通基盤の骨格構造は、これからの都市活動を支えるうえでも、大幅な拡充は要しない水準に達しています。

しかし、冬期間における道路交通機能の向上や、局所的・一時的な交通渋滞の緩和による定時性の確保など、引き続き取り組むべき課題も多い状況です。

また、自動車交通は増加し続けており、特に郊外部においてその傾向が強くなっていますが、一方で地下鉄をはじめとする公共交通機関については、冬期間には利用が多くなるものの、一年を通じた利用者数は減少を続けています。

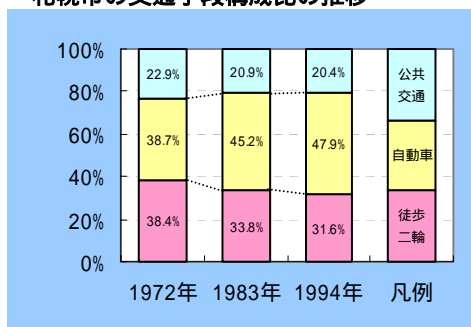
魅力的で活力ある都市へ向けた持続的な発展を目指していくためには、これらの課題に対応することをはじめ、経済活動の活性化や環境負荷の低減、歩行者・自転車にとって魅力的で利用しやすい空間の確保、拠点の育成・整備などを主要な観点として、交通体系を構築していくことが求められます。

この中では、これまで整備してきた既存の交通施設を有効に活用していくことが必要となります。

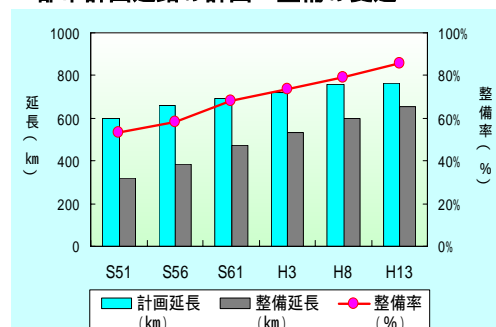
さらに、国内諸地域や海外との交流を活発化するとともに、北海道の中核都市としての役割を果たしていくためには、広域的な交通にかかわる高い利便性が不可欠であり、代替的な交通手段の提供や定時性の確保を図ることの重要性はますます高まるものと予想されます。

以上の認識を踏まえ、これからの交通に関する基本的な方向を以下のとおり定めます。

札幌市の交通手段構成比の推移



都市計画道路の計画・整備の変遷



基本方向（交通）

総合的な交通ネットワークの確立

- (1) 交通混雑の緩和や交通公害の防止, エネルギー消費量の削減, 安定的な交通サービスの提供などのさまざまな利点がある公共交通を軸とした交通体系を確立します。
- (2) 公共交通機関による移動が難しい目的や区間にかかわる交通を支えるとともに, 環境への負荷の低減や安全で快適な歩行者空間の確保などを図るため, 必要な道路の整備や自動車交通総量の低減, 流れの分散化などにより, 適切な自動車交通を実現します。
- (3) 札幌や札幌複合交流圏の発展のため, 広域的な交通にかかわる安定的で利用しやすいネットワークの確立を図ります。

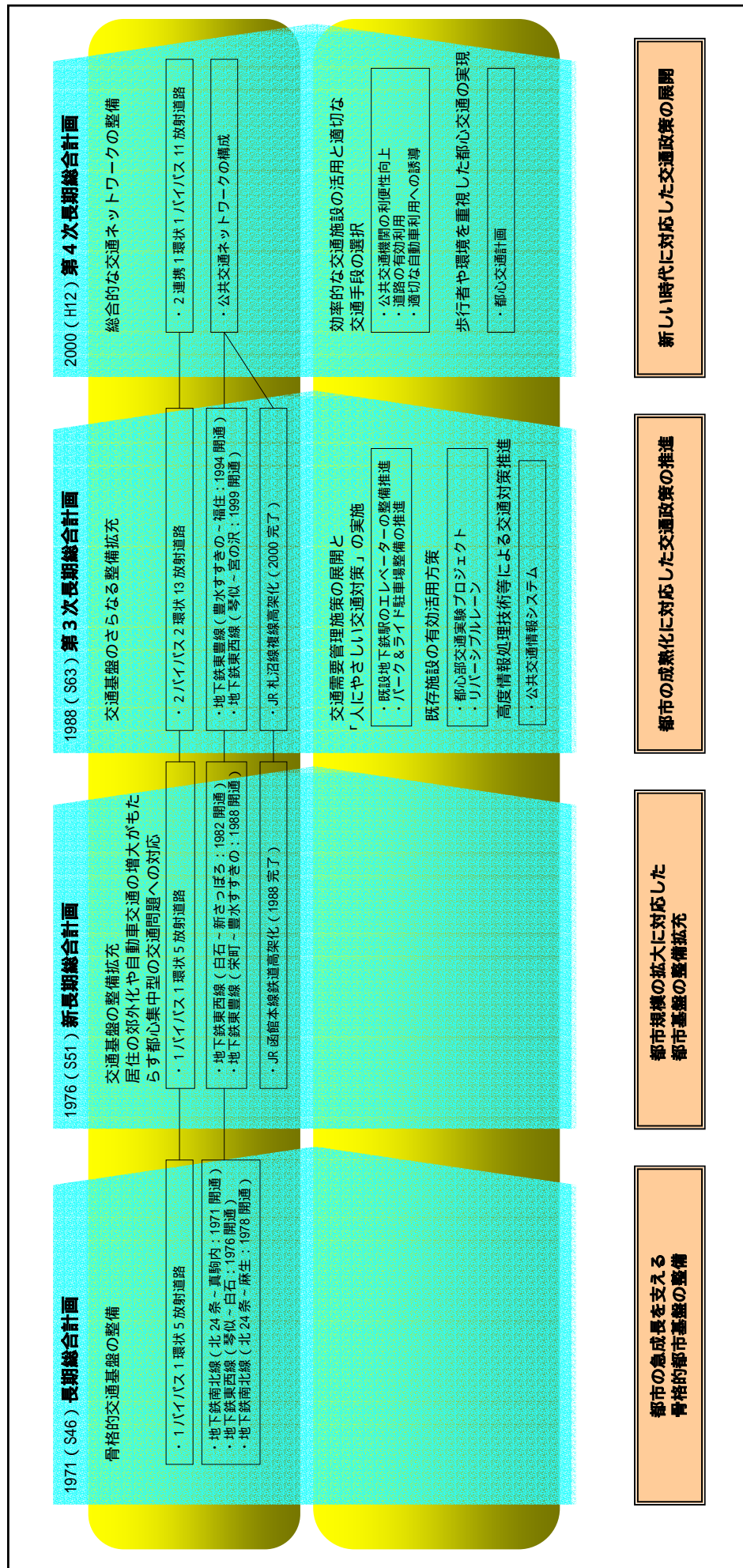
地域特性に応じた交通体系の構築

- (1) 魅力と活力ある都心の実現を支えるための交通体系の確立など, 地域特性やまちづくりの方向性を踏まえた交通体系を構築します。



第4次札幌市長期総合計画における交通ネットワーク体系図

交通に係る主要な計画・施策の系譜



(2) 総合的な交通ネットワークの確立

公共交通ネットワーク

これまでの取り組みと現況・課題

公共交通ネットワークの構成は、最も需要密度の高い区間に地下鉄などの軌道系交通機関を基軸として配置し、後背圏からのバスネットワークを各駅に接続することにより、都心へ向かう広範な交通を軌道系交通機関に集中させることを基本としてきました。

一方、人口増加は今日でもゆるやかに続いているものの、公共交通の輸送人員は、都市構造や交通流動の変化、市民ニーズの多様化などから、平成3年度をピークに以降減少を続けています。

しかし、公共交通機関は、だれもが安心して移動できる交通環境の実現を支えるものであり、また、地下鉄などの軌道系交通機関は、積雪の影響を受けず、冬期間の都市活動を支える重要な交通基盤としての役割を果たしています。

以上を踏まえ、公共交通ネットワークについて以下の方針を定めます。

基本方針（公共交通ネットワーク）

軌道系交通機関を基軸に、後背圏からのバスネットワークが各駅に接続する公共交通体系を今後とも基本とします。

多中心核都市構造を実現していくために各拠点へのアクセス機能を向上するなど、都市づくりの目標を支える観点から公共交通ネットワークを活用します。

さまざまな人が安心して移動できる交通環境の実現のためにも、将来に向けて公共交通を安定的に維持していく必要があることから、乗継機能の強化や利便性の向上など、公共交通の質的充実に取り組みます。

取り組みの方向

ア 公共交通ネットワークの活用

個々の公共交通の特性や役割を生かし、連携を強化することによりネットワークの充実を図ります。

地下鉄など軌道系交通機関

地下鉄については、将来の交通需要への対応、冬期間においても安定した交通機能の確保、さまざまな拠点の育成・整備、他の交通機関との連絡性の向上などの観点から、その機能向上や活用について検討を進めます。

JRについては、必要に応じて輸送力の強化や駅関連施設の整備・改善を促進するとともに、立体化により市街地の分断解消や自動車交通の円滑化を図るなど、周辺の市街地との一体的な再整備の可能性について検討を進めます。

バス

環状方向の交通需要や市街地整備の進展による交通需要の変化に対応し、きめ細かなサービスの確保を図ります。

路面電車

都心や都心部周辺での利便性の高い生活を支えるとともに、魅力ある都心の創造に寄与する都市の装置として、その機能向上や活用について検討を進めます。

乗継施設等

さまざまな交通機関により構成される公共交通ネットワークが十分な機能を発揮するためには、各交通機関相互を容易に乗り継げることが不可欠です。

このため、地下鉄・JRの駅では、バリアフリー化の推進や、必要に応じて交通広場・バスターミナルなどの整備を図るとともに、パークアンドライド駐車場や駐輪場の効果的な整備・運用を図ります。

また、駐輪場の整備・運用に加え、適切な駐輪対策のあり方について検討を進めます。

イ 公共交通の質的充実

乗り継ぎに伴う不満の解消やさまざまな負担の軽減をはじめ、多様化する利用者ニーズに対し、満足度を向上させていくさまざまなサービスを提供していきます。

移動の連続性や快適性の向上

乗継施設等の充実のほか、運行ダイヤの改善や利用しやすい料金体系の検討、バス、路面電車の車両や停留所の改善などの施策を複合的に展開し、移動の連続性や快適性の向上を図ります。

交通情報の提供

情報通信技術を活用して各公共交通機関の時刻表、乗り継ぎ経路、料金などに関する情報を提供し、公共交通の利便性を向上します。

交通施設等のバリアフリー化

高齢であることや障がいのあることを問わず、誰もが安全で快適に移動できるよう、都心部や主要な駅については、周辺の道路などの公共空間も含めて、バリアフリー化を一体的に進めます。

道路ネットワーク

これまでの取り組みと現況・課題

道路ネットワークは、都心への不必要な自動車流入を極力抑制するとともに、周辺都市や市内の各地域の拠点へ容易に到達でき、それらの拠点相互が有機的に連結することを基本として構成してきました。

札幌を中心とする広域圏の自動車交通量は、都心と郊外、札幌と他都市との間が圧倒的に多いものの、近年では、地域の拠点や周辺都市の発展に伴い、札幌以外の都市間あるいは市内地域間を結ぶ環状方向の交通も増加しており、今後その傾向は強まるものと予測されます。

一方、都心関連交通では、通過交通がかなりの量を占めており、都心部では交通渋滞が発生しています。

以上を踏まえ、道路ネットワークについて以下の方針を定めます。

基本方針（道路ネットワーク）

札幌都市圏の均衡ある発展を支えるため、周辺都市や市内の各地域の拠点へ容易に到達でき、それらの拠点が有機的に連結する道路ネットワークを確立します。

札幌都市圏の都市相互を結ぶ連携道路、都心への流入を抑制しながら地域間の交通の円滑化を図る環状道路・バイパス道路、都心部と地域拠点や周辺都市を結ぶ放射道路により、主要幹線道路網を強化します。

主要幹線道路を補完し、地域相互の連絡を確保する幹線道路や、生活幹線道路としての補助幹線道路の充実を図ります。

既存の道路をより有効に活用することを通じて、自動車交通の円滑化を図ります。

取り組みの方向

ア 主要幹線道路網の強化

- ・道路網の骨格を成す主要幹線道路の着実な整備と機能強化策の検討を進めます。

イ 幹線道路、補助幹線道路の整備

- ・市街地の開発状況や地域の交通混雑状況などを勘案し、幹線道路の整備を進めます。
- ・地域の交通状況などを踏まえ、補助幹線道路の整備を進めます。

ウ 既存道路の有効活用

- ・交通の分散化や交差点改良、道路空間の再配分など、既存の道路をより有効に活用することを通じて、自動車交通の円滑化を図ります。

広域的な交通ネットワーク

これまでの取り組みと現況・課題

国内外へと広がる人や物の交流を支えるため、国や北海道、周辺市町村などと連携しながら、空港、港湾およびそれらへのアクセス並びに鉄道、高速自動車道路、主要幹線道路などの広域交通機能の確保に努めてきました。

今後も札幌が北海道の中核都市としての役割を果たすためには、道内各地域から札幌への交通利便性を高めていく必要があります。また、札幌複合交流圏の市町村がさまざまな機能を分担しながら、全体としてバランスの取れた発展を続けていくためには、圏域内の交通網の充実が求められます。

さらに、地方中核都市としての機能を発揮するとともに、国際経済交流や集客交流産業を振興するためには、札幌と国内の各地域や外国との間に多様な交通手段が提供され、それらの定時性が確保されることが必要となります。

以上を踏まえ、広域的な交通ネットワークについて以下の方針を定めます。

基本方針（広域的な交通ネットワーク）

国や北海道、周辺市町村などと連携しながら、空港、港湾およびそれらへのアクセス並びに鉄道、高速自動車道路、主要幹線道路など広域交通機能の確保に努めます。

広域的な交通ネットワークと市内交通ネットワークとの有機的な連携を図ります。

取り組みの方向

ア 道内航空ネットワークの充実

- ・国や北海道などと連携し、周辺の生活環境に配慮しながら、丘珠空港の道内航空網の拠点空港としての機能向上を促進します。
- ・さらに、その機能が十分に発揮できるよう、緩衝緑地の整備などにより周辺の環境整備を進め、地域との共存を図ります。

イ 広域的な交通ネットワークと市内交通ネットワークとの連携強化

- ・インターチェンジの改良やその周辺道路の整備、高速自動車道路網と接続する主要幹線道路の機能向上などにより、高速自動車道路網と一般道路との結節性の向上を図ります。
- ・ＪＲと各種交通手段との連絡性の向上を図ります。

(3) 地域特性に応じた交通体系の構築

これまでの取り組みと現況・動向

基礎的な都市基盤は概ね充足しており、今後は、都市の魅力と活力の向上にむけ、既存の市街地を活用しながらきめ細かな更新を積み重ねていくことが重要になっています。

交通についても、都心や都心周辺、各拠点、郊外部といった市街地の特性によって、移動目的や提供される公共交通の水準が異なることを踏まえ、地域特性に対応したきめ細かな交通体系の構築が必要となっています。

以上の認識に立ち、地域特性に応じた交通体系の構築に向けて以下の方針を定めます。

基本方針（地域特性に応じた交通体系の構築）

地域のまちづくりに向けた取組と十分に連携しつつ、地域特性に応じた交通体系のあり方を、市民、企業、行政などの、課題や目標に対する共通認識のもとに見出していきます。

とくに、魅力と活力の向上にむけて積極的な再構築がのぞまれる都心については、交通の面からもまちづくりを支えていくため、歩行者や環境を重視し、さまざまな人々が都心の魅力を享受できる交通体系の実現に向けた取り組みを進めていきます。

都心以外の拠点や郊外部において地域特性に応じた交通機能の向上を図るため、安全で快適な歩行者空間の確保や乗継利便性の向上などを検討していきます。

取り組みの方向

ア 都心のまちづくりを支える交通体系の実現

- ・人と環境を重視した新しい時代の都心交通の創出に向けた取り組みを進めます。
- ・都心の活性化に寄与する交通施策を進めます。

イ 地域の交通機能の向上

- ・都心以外の拠点等の交通需要を円滑に処理するため、拠点等へのアクセス性の向上、拠点等におけるターミナル機能の強化と歩行者・自転車等の移動性の向上を図るための取り組みを進めます。
- ・まちづくりの方向性と整合を図り、地域の特性を生かした交通対策を進めます。

(1) 基本方向

これまでの取り組み

人口の増加と市街地の拡大がつづくなか、公園や緑地の整備等、みどりの充実にに向けた取り組みを進めてきました。

とくに、政令市へ移行して間もなく「札幌市緑化政策大綱（1973：昭和48）」を定めて以降は、「（旧）札幌市緑の基本計画（1982：昭和57）」、「（新）札幌市緑の基本計画（1999：平成11）」へと緑化推進の基本的考え方を継承し、公園緑地の計画的整備に加えて、市民・企業・行政が一体となった都市緑化を推進してきました。（P58 参照）

現況・課題

これまでの取り組みの結果、公園緑地の整備水準は上昇してきており、総量としては一定程度の充実をみています

しかし一方で、都市化の進展に伴って、市街地周辺および市街地内のみどりは減少を続けており、また、郊外に比べ既成市街地のみどりが少ないなど地域的格差もみられます。

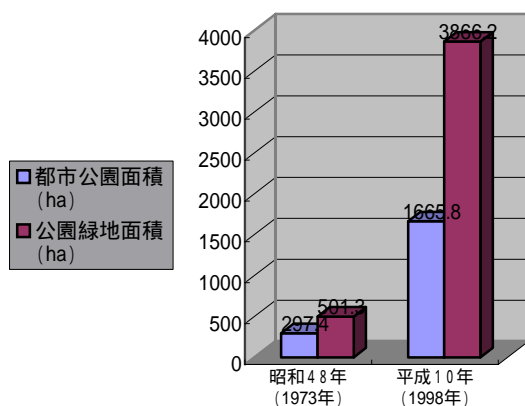
さらに、今日では、地球環境問題への対応や生物多様性の確保といった観点からも、みどりの役割に対する認識が高まっています。

今後は、このような現況および動向に適切に対応しながら、みどりを一層充実させることにより、都市の魅力を向上させていくことが求められます。

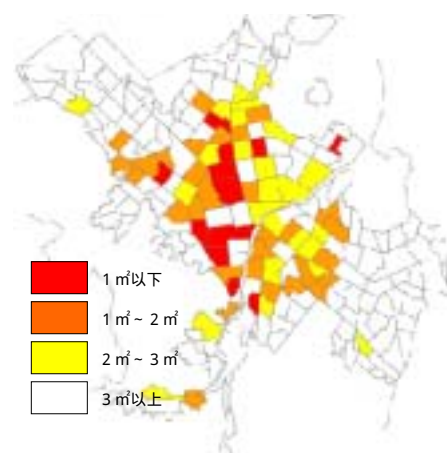
また、残されたみどりを守ることはもとより、都市づくりのさまざまな場面において、市民との協働により新たなみどりを創出していくことも重要です。

以上の認識に立ち、これからのみどりに関する基本的な方向を以下のとおり定めます。

公園整備の状況



住区毎の一人あたりの公園面積



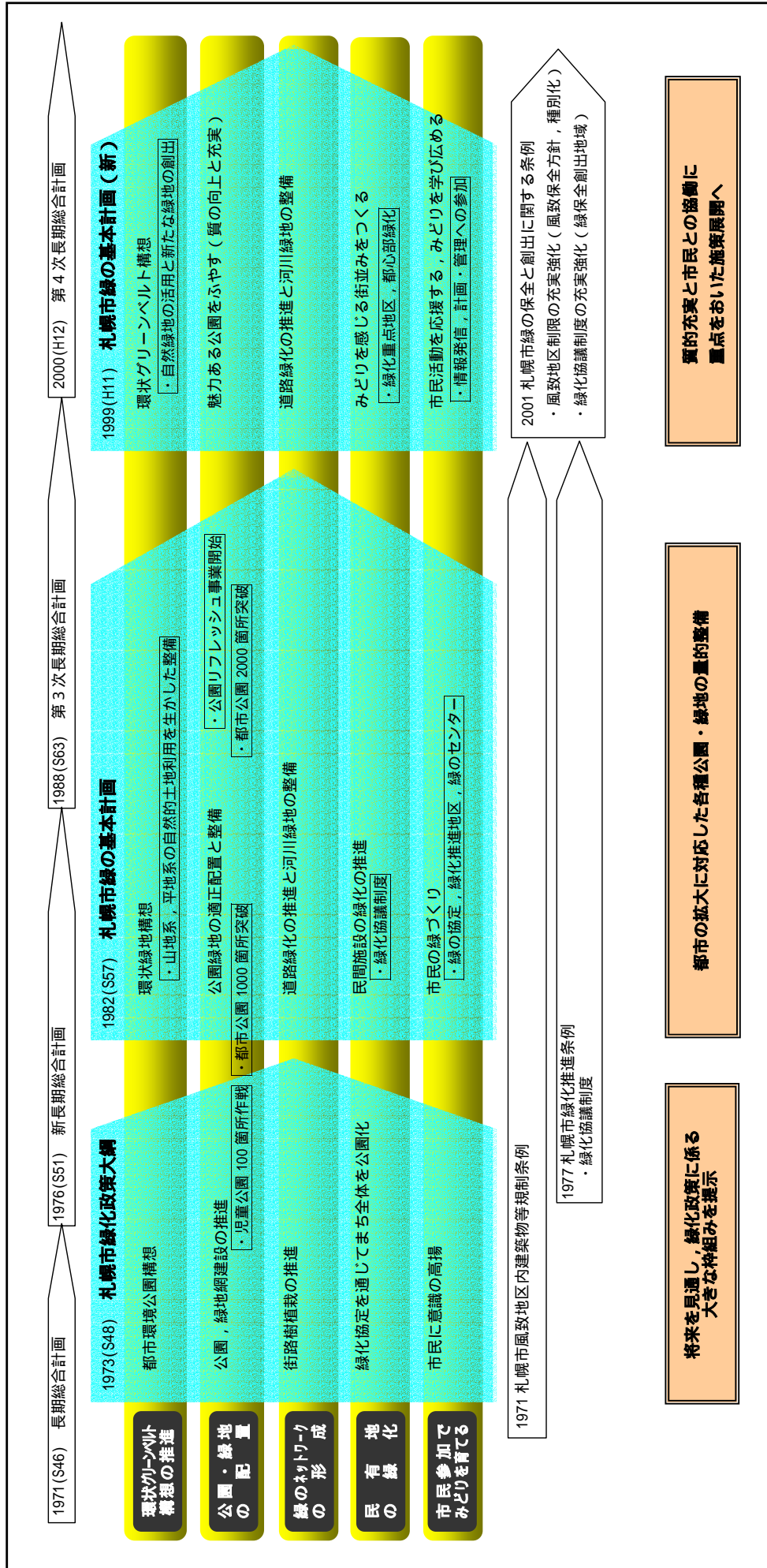
基本方向（みどり）

行政による緑化に加えて、市民や企業による民有地緑化を推進するなど、市民、企業、行政などの協働によりみどりを充実していきます。

市街地周辺のみどりや市街地内の貴重なみどりなど、いまあるみどりを保全・育成し、次代に継承します。

身近なみどりを増やすことにより、均衡のとれたみどりの街並み形成やみどりのネットワーク化を進めます。

みどりに係る主要な計画・施策の系譜



(2) みどりの配置

これまでの取り組みと現況・課題

これまで市街地の外においては、環状グリーンベルト構想にもとづき、大規模な公園緑地等の整備等を順次進めてきました。また、市街地内においても、新たな住宅地に公園緑地を系統的に確保するなど、みどりの充実に向けた取り組みを推進してきました。

一方、今日では、市街地に接するみどりの減少の抑制、都市づくりの主要な地区における新たなみどりの拠点形成といった課題に取り組むことが求められています。

以上の認識のもと、みどりの配置について以下の方針を定めます。

基本方針（みどりの配置）

核となる貴重なみどりの存在や全市的な均衡に配慮しつつ、大規模な公園や緑地など、拠点となるみどりを配置していくとともに、都心部には札幌の顔にふさわしいみどりを創出します。

本市のみどりを特徴づけている南西部に広がる丘陵や山並みのみどり、北東部の平地に広がる農地や河川のみどりとこれらにつらなる新たな緑地空間の創出により、市街地を取り巻くみどりを配置します。

河川や幹線道路などにより、まちを囲むみどりや拠点となるみどりを相互にネットワーク化します。

取り組みの方向

ア 自然緑地の保全

市街地を取り巻くみどりやまちの中に点在する樹林地などの自然緑地については、緑地保全地区や風致地区などの地域制緑地制度をはじめとした多様な制度の活用により、保全を図ります。

イ 公園緑地の適正配置

環境保全、レクリエーション、防災、景観構成といった視点からの配置方針にもとづき、必要な公園緑地の整備を進めます。

ウ 河川緑化・道路緑化

みどりのネットワーク化のため、自然性豊かな川づくりや、北国の風土にふさわしい質の高い道路緑化を図ります。

エ 農地の保全

農用地区域の設定など農業政策を通じた保全のほか、市民農園など市民による活用を通じた保全も図ります。

オ 重点的な緑化の推進

都心をはじめとする各種の拠点や特にみどりの少ない地区など重点的に緑化を推進すべき地区において、みどりの保全・創出に関する指針を定め、積極的かつ効果的な緑化を進めます。

(3) みどりの質的充実

これまでの取り組みと現況・課題

これまで積極的に公園緑地の整備を進め、総量の確保に努めてきましたが、今後は、みどりの量の地域格差を解消するとともに、より多様なみどりを創出していくことが求められています。

また、施設の老朽化や利用者層の変化などから、機能更新の必要性が高まっている公園緑地が見受けられます。以上を踏まえ、みどりの質的充実について以下の方針を定めます。

基本方針（みどりの質的充実）

量としての確保だけではなく、機能分担や相互連携、景観形成への寄与、都市と自然との共生、生物多様性の確保といった観点にも配慮し、多様なみどりを創出します。

市街地における建物更新などの動向と連動しながら、市街地内できめ細かなみどりを効果的に創出します。

大規模な公園から住宅の庭に至るまで、また、施設の計画から管理まで、さまざまな場面において総合的に緑化を推進するため、協働型の取組みを充実していきます。

取り組みの方向

ア 都市と自然との共生を重視した取り組みの充実

野生生物の生育空間としての側面に配慮した自然緑地の保全、身近な自然情報の収集・発信、みどりのリサイクルの推進など、都市と自然との共生を重視した取組みを充実していきます。

イ 公園緑地の魅力の向上

立地特性や利用者ニーズなどを踏まえ、多様な観点で個性ある公園緑地を整備するほか、老朽化した公園は、周辺の公園配置や利用状況等を踏まえた改修・再整備により、魅力の向上を図ります。

ウ きめ細かな民有地緑化の推進

緑保全創出地域制度の運用により開発に伴うみどりの減少を抑制するとともに、市街地内において効果的な建築物緑化を誘導し、きめ細かなみどりを創出していきます。

エ みどりの充実に向けた協働型の取り組みの推進

公園の計画づくり・管理・運営への市民参加や、市民による森林保全活動の支援など、市民や企業などとの協働による取組みを推進します。



主要なみどりの配置

(1) 河川

これまでの取り組みと現況・課題

これまで、市街地の安全確保に向けて、治水対策としての河川整備や遊水地建設などを進めてきました。また、うるおいのある河川環境の整備に向けて、親水性や自然性などに配慮した河川整備も進めてきました。(P70 参照)

今後も河川については、災害に強く安全な川づくりの観点のほか、人と自然にやさしい川づくりの観点や、市民との協働による川づくりの観点を重視していくことが求められます。

以上の認識のもと、河川について以下の方針を定めます。

基本方針（河川）

都市化の進展や土地の高度利用に伴う雨水流出増に対応して、河川整備や流域対策など総合的な治水対策による治水安全度の向上を図ります。

親水性や自然環境に配慮した水辺空間の形成や、良好な水環境の形成を図ります。

市民の河川への愛護意識の醸成を図ります。

取り組みの方向

ア 総合的な治水対策の推進

- ・市街地整備の進展や土地利用の状況、流域の特性、洪水被害の実態等を踏まえつつ、河川整備や遊水地整備、流域対策および内水対策を必要に応じて進めます。

イ うるおいのある河川環境整備の推進

- ・河畔林の保全・再生や清流の復活など自然性ゆたかな河川環境整備を進め、関係機関や関連事業との連携を図りながら、憩いとうるおいのある水辺空間を創出します。
- ・市民の自主的な河川環境づくりに対する支援を行うなど、市民参加の手法を取り入れながら、地域個性をはぐくむ川づくりを推進します。

(2) 上水道

これまでの取り組みと現況・課題

市街地の拡大や人口増加に伴う水需要の増大に対応するため、上水道施設の計画的な拡張整備を進めてきた結果、上水道は普及率 99.8%を達成し、市民生活、都市機能を維持するための都市基盤施設として不可欠な存在となっています。(P70 参照)

近年は市街化の動向や将来の給水需要に対応した施設整備を進めるとともに、藻岩浄水場など基幹施設や配水管の改良更新、耐震化を計画的に実施してきました。また、地震などの災害に備え、応急給水拠点を計画的に配置しています。

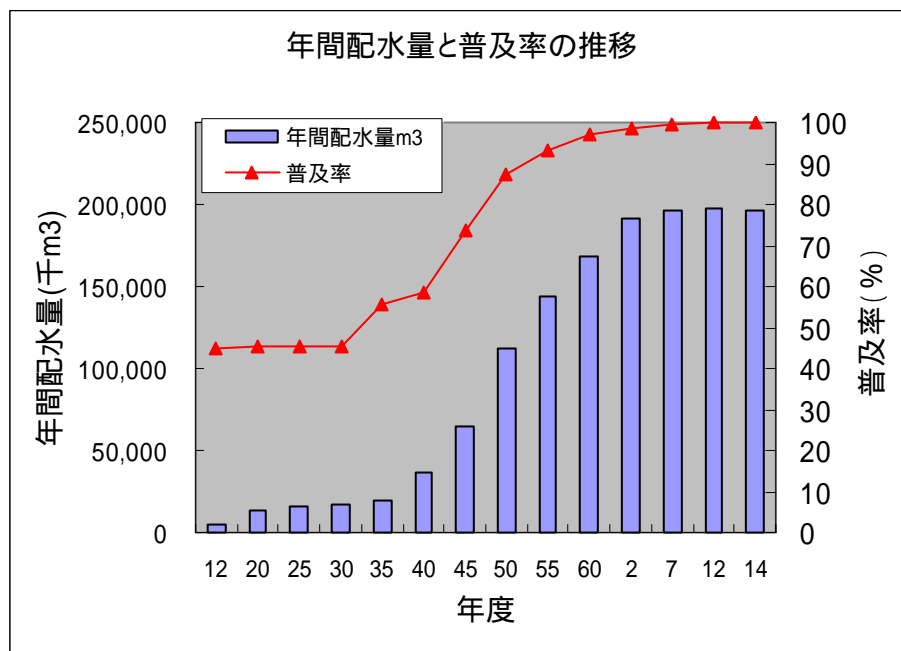
今後も安全な水を安定的に供給する上水道の責務を果たすため、施設の更新や災害対策などの施策を進める必要があります。

基本方針（上水道）

今後とも安全な水を安定して供給できるよう、水源の確保と保全、施設の整備・更新、水質管理体制の強化などを計画的、効率的に進めます。

施設の耐震化や災害に備えた貯水機能の拡充など災害に強い水道を目指します。

省資源・省エネルギーにつながる施設の整備など環境に配慮した事業を進めます。



取り組みの方向

ア 水源の確保・保全と水質管理の強化

- ・将来の水需要に対応し，災害や事故に備えて水源を分散させるために必要な水源を確保するとともに，良質な原水を確保するための水源保全への取り組みを進めます。
- ・水質監視・検査体制の充実などにより，水質の安全性を一層高めていきます。

イ 効率的な施設整備と更新

- ・将来の水需要や利用者ニーズに的確に対応するため，浄水場，配水池，配水管などを計画的に整備・更新していきます。

ウ 総合的な危機管理システムの構築

- ・水道施設の耐震化や管路の多重化，配水池の貯留容量の増加などにより災害や事故の発生時における被害を最小限に抑えることのできるシステムの構築を進めます。
- ・地震などの災害に備え，学校や公園における緊急貯水槽の整備などを進めます。

エ 利用者サービスの充実

- ・直結給水方式が可能な給水区域の拡大など，利用者サービスの向上に努めます。

オ 環境に配慮した事業運営の推進

- ・環境負荷の低減を図るため，管路内の水圧を利用した水力発電や建設発生土の有効利用などの取り組みを進めます。

(3) 下水道

これまでの取り組みと現況・課題

これまで、都市化の進展に対応して下水道の普及促進を継続的に進めてきた結果、今日では、市街地内のほとんどの市民が下水道を使用しています。また、浸水対策や公共用水域の水質保全に努めるとともに、快適な冬の暮らしを支えるために下水処理水を融雪に活用するなど、下水道施設の多目的利用にも取り組んできました。(P70 参照)

一方、今日では、利便性や安全性、また、環境問題に対する市民意識が高まっており、下水道としても、快適で安全な市民生活の確保に向けた施設整備や、より一層、環境に配慮した施策の展開が求められています。

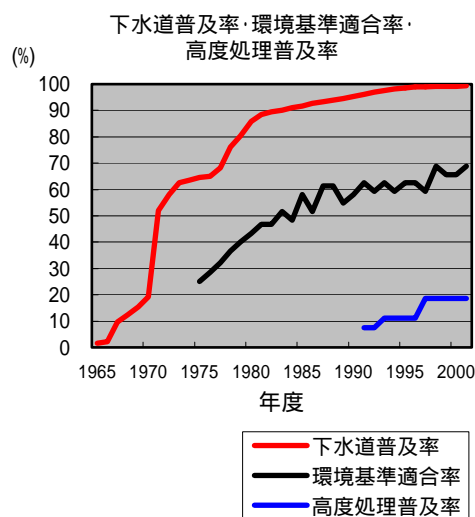
基本方針(下水道)

衛生的で快適な生活環境の確保・維持に向け、社会状況の変化に対応した施設の拡張・増強整備を進めるとともに、老朽化した施設の改築を計画的に進めます。

暮らしの安全と安心の確保に向け、浸水や地震などの災害に強い施設整備を進めます。

健全で清らかな水環境の創出に向け、高度処理の導入や合流式下水道の改善を進めます。

循環型社会の構築と環境負荷の低減に向け、処理水の持つ熱エネルギーや下水道施設を活用した雪対策や污泥焼却灰の資源化など下水道の持つ資産・資源の有効活用を進めます。



環境基準適合率は、環境基準点、補助地点における環境基準値を満たした地点の割合

高度処理普及率は、計画高度処理水量(m^3)における現有高度処理水量(m^3)の割合

取り組みの方向

ア 施設の拡張・増強整備の推進

- ・未整備地区の整備を進めるとともに、汚水量の増加に合わせ、処理場・ポンプ場などの増強を行います。
- ・雨水拡充管の整備や雨水ポンプ施設の増強、また、雨水浸透式下水道の整備を進めます。
- ・施設の耐震化や代替性の向上を図ります。

イ 施設の改築・更新事業の推進

- ・今後の改築・更新事業の平準化を見据え、適切な維持管理による最大限の延命化を図りながら、計画的に事業を進めます。

ウ 環境に配慮した下水道整備の推進

- ・高度処理の導入や合流式下水道の改善により公共用水域の改善を図ります。
- ・下水道管路への投雪施設や処理場を活用した融雪槽の整備により、下水道の持つ熱エネルギーを有効に活用します。
- ・汚泥の資源化について調査・研究を進め、効果的な整備を図ります。

エ 施設の運転・管理の効率化・高度化の推進

- ・汚泥圧送管の整備や汚泥処理施設の新増設により汚泥処理の集中化を進めます。
- ・下水道管路の空間を利用して光ファイバーを敷設し、処理場やポンプ場の運転・管理の効率化・高度化を図ります。

(4) 廃棄物処理施設

これまでの取り組みと現況・課題

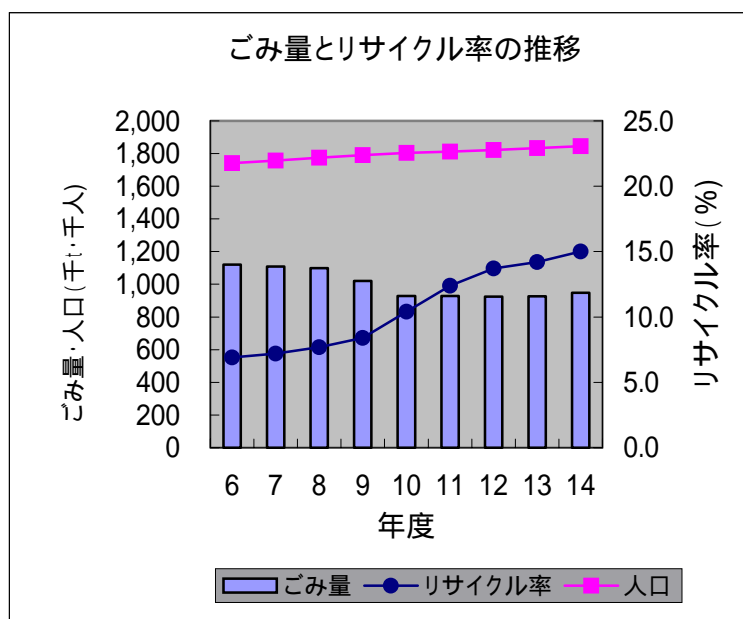
これまで、可燃性ごみの全量焼却に向けて、必要な処理施設の整備を進めてきました。また、ごみの資源化に向けて、さまざまな取り組みを積極的に進めてきました。(P70 参照)

今後も廃棄物処理施設については、ごみ処理に伴う環境負荷の低減や資源循環の観点からの処理体制の確立に重点をおいて、取り組みを推進していく必要があります。

以上の認識に立ち、廃棄物処理施設について以下の方針を定めます。

基本方針（廃棄物処理施設）

可能な限り資源物を回収するなど、循環型のごみ処理体制の確立をめざします。ごみの処理にあたっては、収集・焼却・埋立のそれぞれの過程で環境に配慮した処理体制を整備していきます。自らの責任で処理することが原則となっている産業廃棄物については、今後さらに排出事業者処理責任を明確にした取り組みを進めます。



$$\text{リサイクル率} = \frac{\text{札幌市のリサイクル量()}}{\text{札幌市が処理するごみ量()}}$$

() 集団資源回収量を含む

取り組みの方向

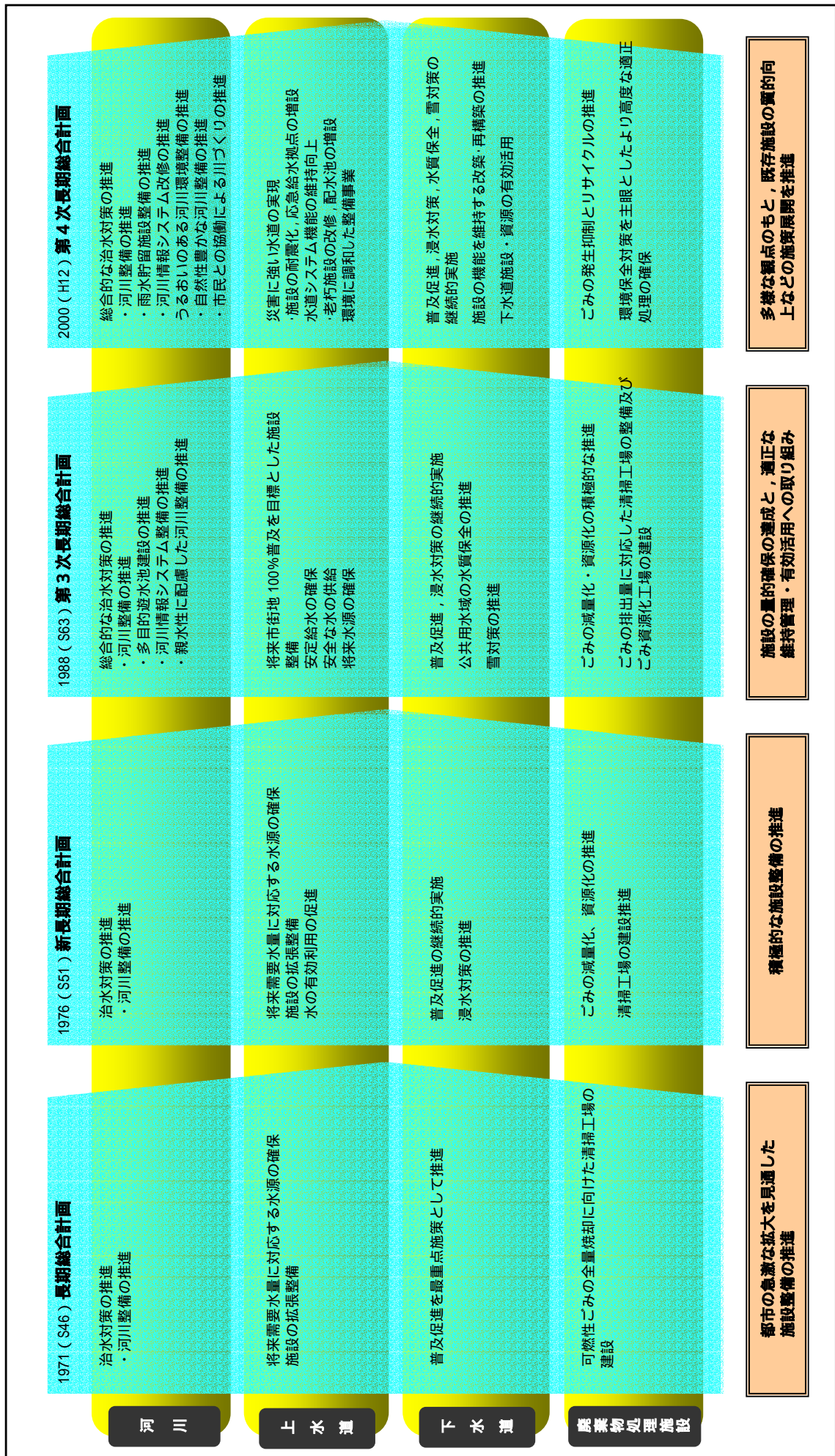
ア 一般廃棄物の処理

- ・ 環境保全に万全な対策を講じながら，将来のごみ量に見合った清掃工場，リサイクル施設など，廃棄物処理施設を整備していきます。

イ 産業廃棄物の処理

- ・ 排出事業者処理責任の原則に基づき，札幌市の処理施設での受入を見直すなど民間処理体制への移行に向けた取り組みを進めていきます。また，適正処理の補完的な役割を果たしている札幌市リサイクル団地を，排出事業者等に対する啓発拠点として最大限に活用していきます。

その他の都市施設に係る主要な計画・施策の系譜

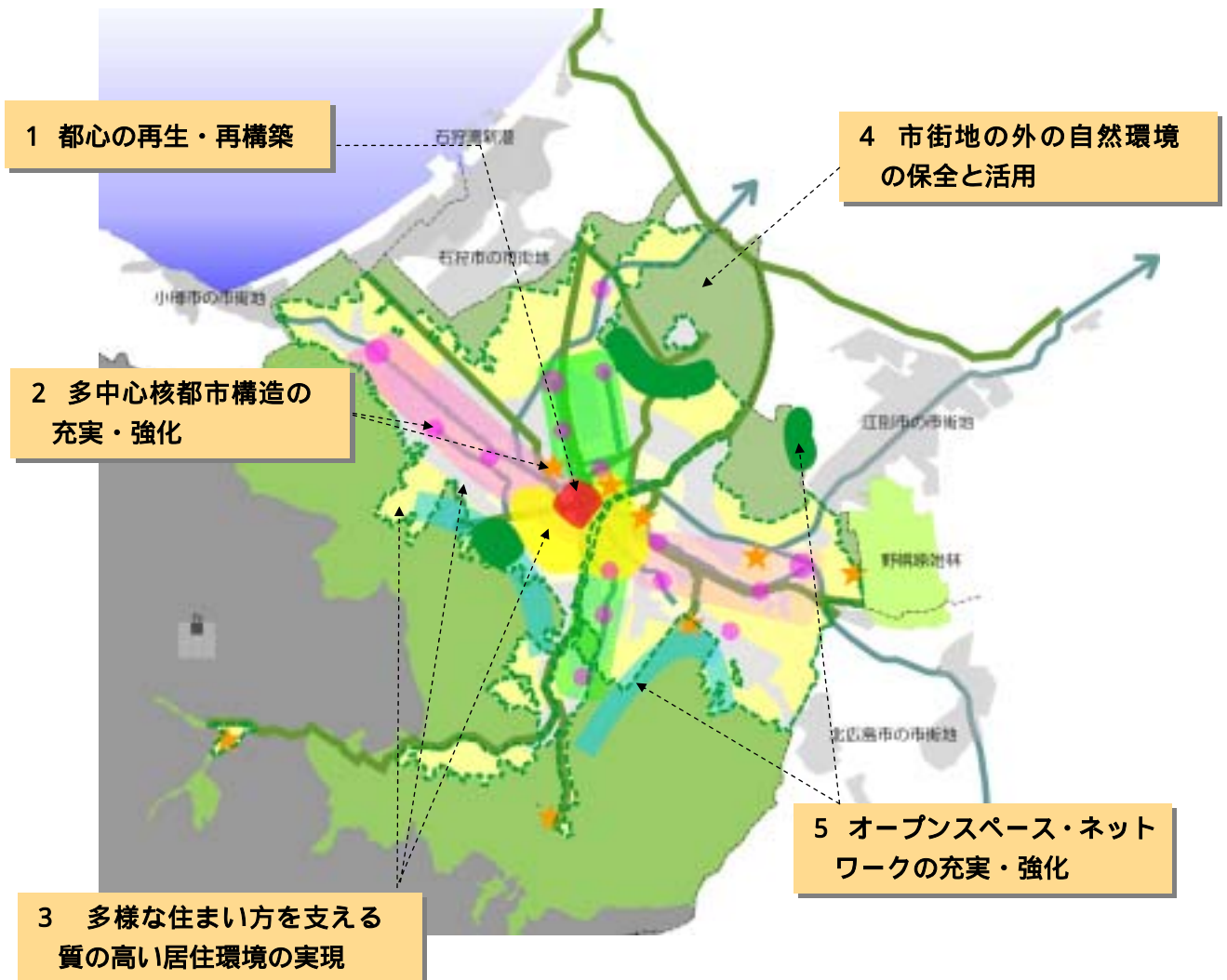




今後の都市づくりにおいて、とくに総合的な取り組みが求められる課題を「都市づくりの力点」として定め、積極的かつ重点的な施策展開を図ります。

この力点は、「2 都市づくりの理念・原則と基本目標」および「3 分野別の取り組みの方針」を踏まえ、本市全体の魅力と活力の向上を図る上で特に重要度の高いテーマとして抽出・設定したものです。

具体的には、以下のとおり5つのテーマを設定しました。



都市づくりの力点～5つのテーマ～



多中心核都市構造を構成するもっとも中心的な拠点である都心は、市民の都市生活の中心であるとともに、北海道全体の中心でもあります。また、来訪者にとっては、札幌を端的に理解する顔となるのが期待される場です。

今後の都市づくりにおいては、市民生活の質の向上を支えるとともに、札幌を世界にアピールし、都市間競争のなかで確固たる地位を築くことが重要であり、もっとも中心的な拠点である都心が、このような取り組みを先導していく必要があります。

これまで都心は、商業・業務の中心としての諸機能が立地・集積して札幌の発展を支えてきました。さらに今後は、都市生活の豊かさを幅広く支える拠点として、消費、文化、娯楽、業務、居住などのさまざまな面で多様な選択性が確保され、諸活動が活発に展開されることが都心に求められます。

以上の認識に立ち、今後、都心の再生・再構築に重点的に取り組みます。

基本方針 1

個別開発の統合・連鎖による都心の骨格軸と結節点の明確化

本市では、これからの都心のまちづくりに関する長期的な指針として、「都心まちづくり計画」を定め、都心の魅力を特徴付ける主要な骨格軸や結節点を位置付けています。この骨格

軸等をより魅力ある空間として育成していくため、個別に展開される都市開発を効果的に誘導・調整します。

さらに、このような取り組みを骨格軸や結節点の周辺へ連鎖的に展開することで都心全体の魅力向上を図ります。

取り組みの方向

ア きめ細かな指針の策定と土地利用制度による目標実現の担保

- ・骨格軸等の形成に資する都市開発を統合・連鎖させていくため、地区の自主的な活動を行政やTMOが支援・調整し、きめ細かなまちづくりの指針を策定します。
- ・地区の指針に即した都市開発の実現を担保するため、現況の土地利用状況を踏まえつつ、規制緩和を含めた土地利用計画制度の運用を行います。

イ まちづくりを先導する都市基盤の整備を契機とした魅力的な空間形成

- ・骨格軸の形成を支える新たな都市基盤として、駅前通の地下歩行空間や創成川通連続アンダーパスの整備を、地上部のあり方に関する幅広い議論を重ねながら進めます。
- ・都市基盤の整備を契機として沿道の都市開発を誘導・調整することにより、民間と行政が協調して質の高い公共的空間を形成します。

ウ 地区特性に応じた居住機能の導入

- ・地区特性に応じて居住機能を導入する都市開発の誘導方策について検討を進め、多様な都市生活の楽しさを身近に享受できる都心居住の実現を支えます。

エ 環境負荷の低い地域熱供給システムの導入

- ・雪の冷熱エネルギーの利用等による環境負荷の低い地域熱供給システムの導入とそれを活用した都市開発事業の促進等について検討し、エネルギー有効利用都市の実現を先導します。

オ 必要性や効果を踏まえた市街地開発事業等の実施

- ・再開発事業などの市街地開発事業を、都心まちづくりの目標と地区の位置付け、地区の自主的活動の熟度などから事業の必要性や効果を適切に評価したうえで実施します。

基本方針2

交通環境の適正化と公共空間の活用，再生

都心のまちづくりを交通面から支えるため「都心交通計画」を定め、市民，企業，行政などの協働による「人と環境を重視した新しい都心交通の創出」に向けた取り組みを展開します。

取り組みの方向

ア 公共交通を軸とした交通システムの充実

- ・ 持続可能なコンパクト・シティへの再構築に向け、都心へのアクセス機能向上やターミナル機能向上とともに料金制度などソフト施策の展開を進め、環境にもやさしい公共交通を軸とした交通システムの充実に図ります。

イ 適正な自動車利用による交通課題の解消

- ・ 都心に目的のない通過交通を迂回させることや、他の交通手段との連携による自動車需要の低減、および、都心内における荷さばき効率の改善のほか、違法駐車、自転車利用に関するルールづくりなどを進めることにより、都心部の交通課題の解消を図ります。

ウ 道路空間の再配分による交通環境の創出

- ・ 都心道路の機能分担（トラフィック機能とアクセス機能）により歩行者、自転車、自動車共存する空間整備を進め、四季を通じて円滑で安全な交通環境を創出します。

エ 社会実験の継続と市民と協働による事業展開

- ・ 都心の魅力を享受できる公共空間の活用・再生に向け、交通動向の把握や多様化するニーズに対応した社会実験を継続しつつ、市民、企業、行政などによる協働事業を展開します。

基本方針 3

魅力的で快適な空間のネットワーク化

都心で過ごすことがより魅力的で快適なものとなるよう、回遊、休憩、交流などの場となる公共的空間について、みどりの創出、歴史性の表現、芸術文化の発信など多様な観点を踏まえてきめ細かく確保するとともに、相互のネットワーク化を図ります。

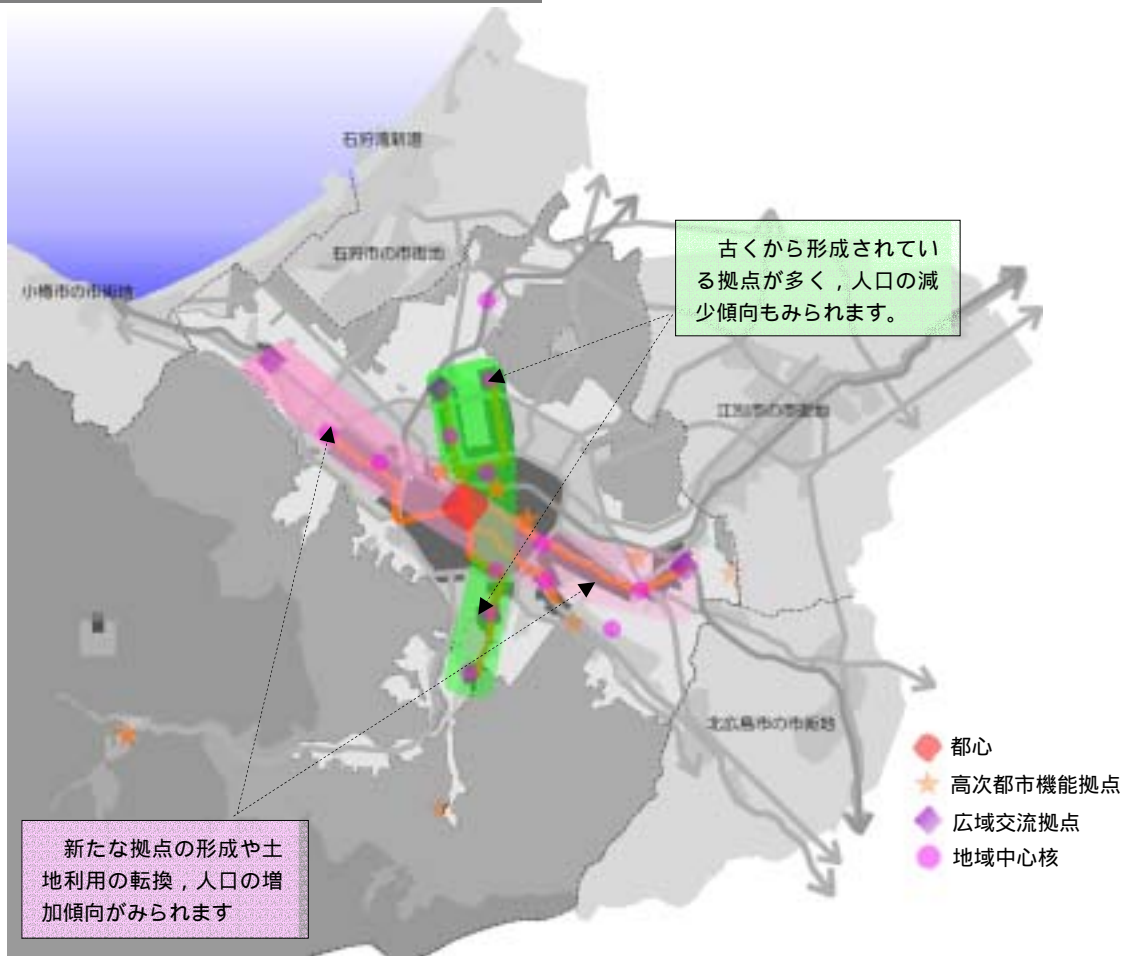
取り組みの方向

ア 個別の都市開発の実施を契機とした質の高い空間形成の誘導

- ・ 市街地再開発事業等の実施や、個別都市開発を担保する緩和型土地利用制度の導入などにあたって、効果的な民有地緑化、にぎわい感のある快適な歩行空間の確保、滞留・飲食等の可能なゆとり空間の創出などを誘導します。

イ 魅力的な空間の創出・ネットワーク化を支える指針の策定

- ・ 魅力的な空間の創出・ネットワーク化を体系的に進めるための指針を、幅広い議論を重ねながら策定します。



多中心核都市構造を形成する主要な拠点である広域交流拠点と地域中心核は、後背圏の広がりに応じて地域の豊かな生活圏の形成を支える中心となる拠点です。

また、高次都市機能拠点は、国際的・広域的な影響を持って札幌の魅力と活力の向上を先導する機能が、特徴的に集積する拠点です。

これらの拠点をそれぞれの特性に応じて育成・整備することによって多中心核都市構造を充実・強化し、本市全体の均衡ある発展を支えます。

基本方針 1

各拠点の特性に応じた都市開発の誘導と基盤整備

広域的な都市構造上の位置付けや地域の土地利用転換の動向、基盤整備や機能更新の必要性などを踏まえるとともに、地域のまちづくりの機運を適切にとらえ、各拠点の特性に応じた都市開発の誘導と必要に応じた基盤整備を実施します。

取り組みの方向

ア まちづくりの指針の策定

- ・個別の都市開発と必要な基盤整備とを相互に連携・調整するなど，拠点の育成・整備にかかる取り組みを総合的・一体的に進めていくため，市民・企業・行政などの協働により，まちづくりの指針を策定します。

イ まちづくりの指針に即した都市開発の誘導と基盤整備

- ・まちづくりの指針に即した都市開発の実現を担保するため，現況の土地利用状況を踏まえつつ，規制緩和を含めた土地利用計画制度の運用を行います。
- ・再開発事業などの市街地開発事業や基盤整備を，まちづくりの指針における位置付けや，地域の自主的活動の熟度などをもとに，必要性や効果を適切に評価したうえで実施します。

基本方針 2

主要な拠点を中心とした地域単位での交通機能の向上

各拠点のまちづくりを交通の面からも支えるよう，地域単位の交通機能の向上に取り組みます。

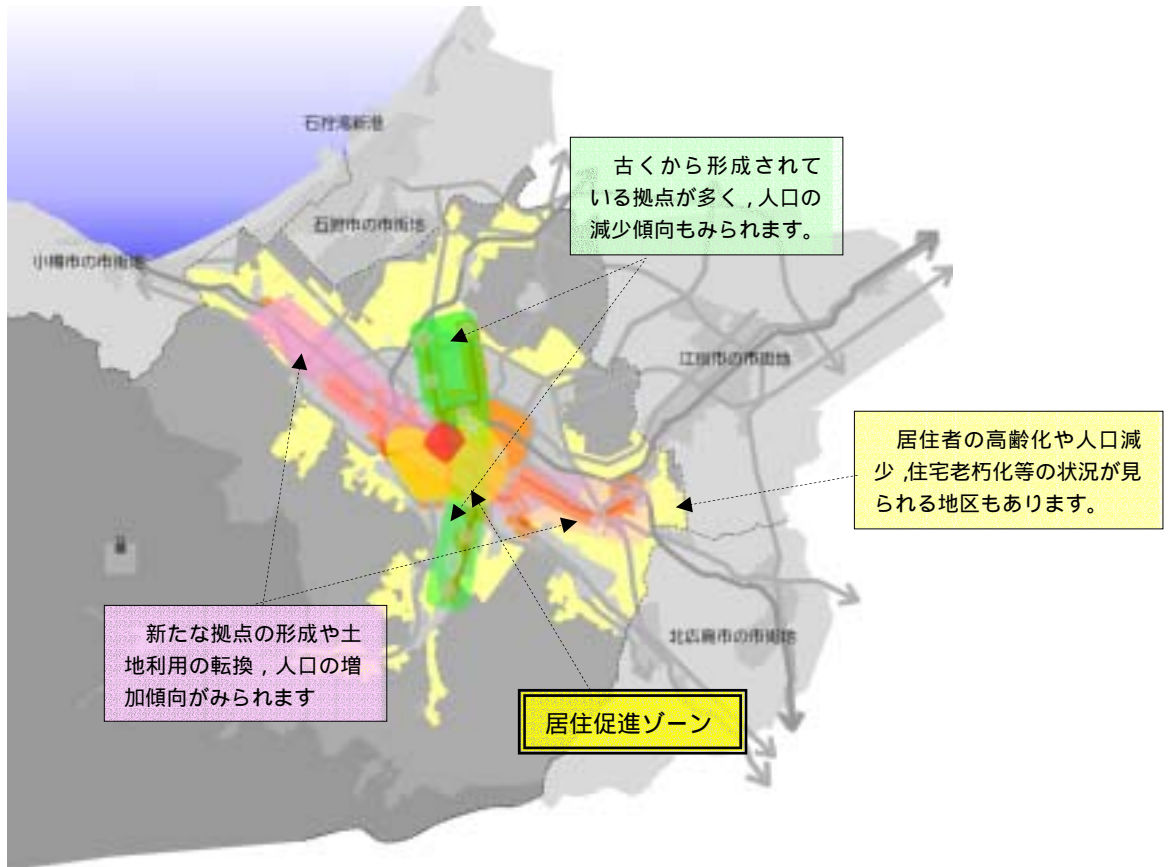
取り組みの方向

ア 交通需要の円滑な処理に向けた施策の推進

- ・交通需要を円滑に処理するため，拠点等へのアクセス性の向上，拠点等におけるターミナル機能の強化と歩行者・自転車等の移動性の向上を図るための取り組みを進めます。

イ 地域特性を生かした交通対策の推進

- ・まちづくりの方向性と整合を図り，地域の特性を生かした交通対策を進めます。



質の高い市民生活を実現していく上で、居住環境の向上は最も基本的な課題のひとつです。とくに、高齢化や市民ニーズの高度化、多様化が進展するなかでは、市民がそれぞれのライフスタイルに応じて住まい方の選択が可能となることが望まれます。

そのため、交通体系との対応や市街地形成履歴などの地区特性に配慮しつつ、多様な住宅市街地の形成を図るとともに、地区ごとの居住環境の質を高めていきます。

基本方針 1

都心周辺部、地下鉄沿線などにおける居住の誘導

公共交通機関や都市サービス機能が充実している都心周辺部や地下鉄沿線などにおける居住を誘導することにより、利便性の高い生活へのニーズを支えるとともに、地下鉄をはじめとする都市基盤の有効活用を図ります。

このうち、都心周辺部で、都市居住の利点を大きく享受し得る可能性をもちながら、老朽木造住宅などの更新が進みにくい状況にある区域を「居住促進ゾーン」とし、より積極的な施策展開を図ります。

取り組みの方向

ア 協働型地域まちづくりによる居住環境の向上

- ・地域の課題や土地利用の転換動向を踏まえつつ、住民や権利者などとの協働型の取り組みによって地域のまちづくりの指針を定めます。
- ・地域のまちづくりの指針に即して共同・協調建替えやきめ細かな基盤整備を誘導・実施することを通じて、居住環境の向上を図ります。

イ 質の高い高密度な複合市街地の形成

- ・細分化された敷地の統合によって高度利用を進めるとともに、豊かなオープンスペースの創出・連続化、多様な都市機能との複合化を図るため、地域まちづくりの目標を踏まえながら、個別の都市開発を誘導・調整します。

ウ 防災上の課題のある地区の改善

- ・老朽木造建築物の密集地区、道路等の公共施設整備不良地区等については、防災性や安全性を兼ね備えた居住環境へと改善すべく、耐火性の高い建築物への建替えや必要な基盤整備、オープンスペースの確保などを一体的に誘導します。

エ 総合的な居住誘導施策の展開

- ・緩和型の土地利用計画制度の運用や再開発事業等の実施、高齢者にも配慮した住宅の導入などの取り組みを相互に組み合わせ、総合的な居住誘導を進めます。

基本方針 2

住要求の変化を踏まえた郊外住宅地の質の維持・向上

戸建住宅を主体とする郊外住宅地の良好な居住環境を今後も維持していくとともに、高齢化の進展などに伴う住要求の変化を踏まえ、居住環境の向上をきめ細かく誘導します。

取り組みの方向

ア 成熟した郊外住宅地の居住環境の維持・保全

- ・居住者の高齢化や人口減少、住宅老朽化等の状況のみられる地区について、今後とも良好な居住環境の維持・保全に努めることを基本に、今日的な住要求に対応した建替え更新が可能となるよう、必要な対応について検討します。
- ・地区住民自らの主体的な検討により、土地利用ルールの緩和や強化をきめ細かく行うなどの取り組みを支えます。

イ 低・未利用地での魅力ある郊外住宅地の形成

- ・郊外住宅地に残存する低・未利用地については，生活道路などの都市基盤の確保やゆたかなオープンスペースの創出，付加価値の高い居住環境の実現などに配慮して，魅力ある郊外住宅地の整備を図ります。



市街地の拡大を前提としないこれからは、本市の都市個性として重要な要素となっている市街地の外の自然環境について、これまで同様に保全していくことはもとより、効果的に活用することを通じた積極的な保全を図り、都市生活の質を高めていく観点も必要となっています。

基本方針 1

良好な自然環境の維持・保全・創出

良好な自然環境を今後とも適切に維持保全するとともに、さらなる創出を目指します。

取り組みの方向

ア 森林・農地等の保全

- ・緑地保全地区や風致地区などの諸制度の運用により、森林・農地等の開発を抑制し適切な保全を図ります。

イ 緑地創出の誘導

- ・開発を行う場合の緑地の保全・創出に関するルールにより，緑地の適切な保全と創出を誘導します。

基本方針 2

市街地の外ならではの特質を生かす土地利用の検討

自然環境の維持・保全を基本としつつ，市街地の外ならではの特質を踏まえた土地利用について検討を進めます。

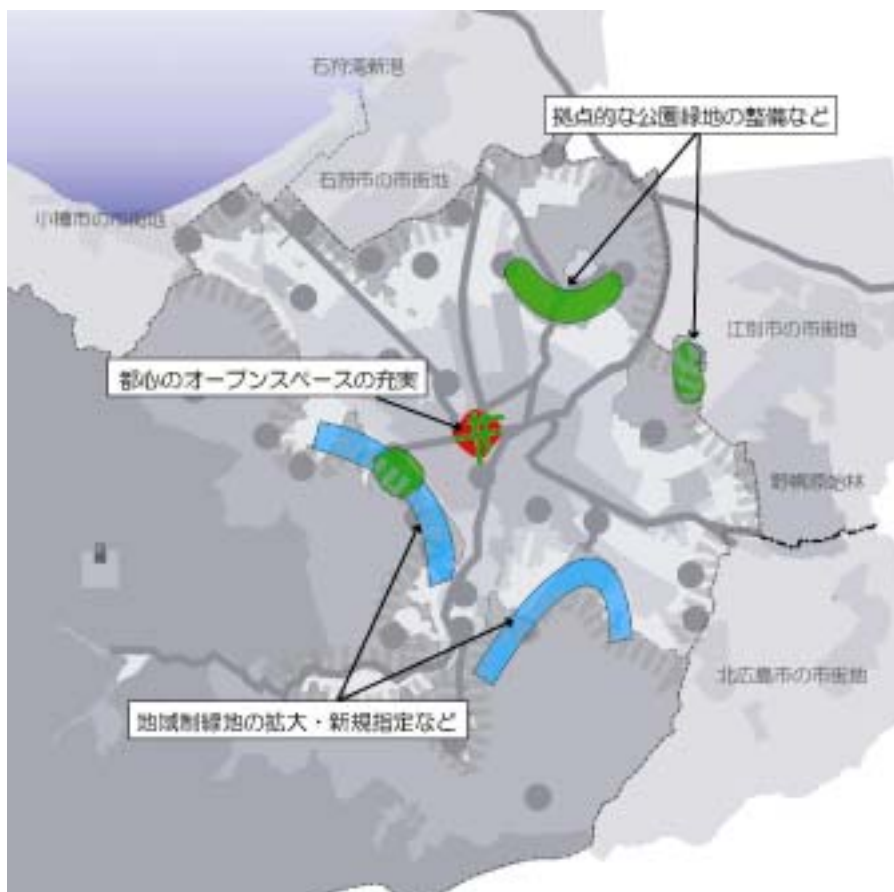
取り組みの方向

ア 森林や農地等の適切な活用

- ・市街地の外の森林等において，市民が自然に親しむ場などの創出を地区特性に応じて図ります。
- ・農業の維持や発展を支えとともに都市住民への農業体験の機会を提供する観点から農業関連施設の計画的な誘導を図るなどの検討を進めます。

イ 市街地の外の特質を踏まえた開発への対応

- ・良好な自然環境のなかで立地することがその機能の維持増進につながるなど，市街地の外ならではの特質を生かす土地利用について，適切な対応を検討します。



都市のオープンスペースには、森林・樹林地や公園・緑地、河川、歩行者・自転車道、施設敷地内の空地などさまざまなものがあり、これらは、スポーツ・レクリエーションやリフレッシュの場の提供、自然環境の美しさの演出や良好な景観形成、避難地・避難路の確保や延焼防止による防災性の向上、冬期間のたい雪スペースの確保など、多面的な機能を有しています。

このようなオープンスペースは、土地利用や交通施設と同様に都市空間を構成する主要な要素であり、また、質の高い多様なオープンスペースが身近に確保されるとともに、そのネットワーク化が進むことにより、オープンスペースの利点を享受でき、生活の質の向上とゆたかな都市文化の形成へと結びつきます。

このような認識に立ち、オープンスペース・ネットワークの充実・強化を目指します。

基本方針 1

骨格的なオープンスペース・ネットワークの強化

市街地をとりまく環状グリーンベルトと、市街地内外のオープンスペースを強く関連付ける軸であるコリドーとで構成される骨格的なオープンスペース・ネットワークを強化するため、ネットワーク上の主要な位置において、まとまりあるオープンスペースの維持・創出を

図ります。

取り組みの方向

ア 拠点となるオープンスペースの創出

- ・環状グリーンベルトとコリドーとが結びつく地点など、骨格的なネットワーク上の主要な地区において、拠点的な公園緑地の整備や、ゆたかな水辺環境の創出などを進めます。
- ・骨格的なネットワーク上での拠点的な都市開発などを通じて、まとまりのある多様なオープンスペースの創出を誘導します。

イ 骨格的なネットワーク上の多様な要素の保全・創出・活用

- ・緑地保全地区・風致地区など地域制緑地の拡大・新規指定に向けた取り組みを骨格的なネットワーク上で進め、貴重なみどりを保全・創出します。
- ・骨格的なネットワーク上で、水辺空間や歩行者空間、自転車道、沿道の並木など、多様な要素の保全・創出・活用を図ります。

基本方針 2

きめ細かなオープンスペース・ネットワークの充実

骨格的なネットワークとの結びつきに配慮しながら、地区特性に応じたきめ細かなオープンスペースのネットワーク化を進めます。

取り組みの方向

ア きめ細かく多様なオープンスペースの創出

- ・緩和型の土地利用制度の適用にあたって、ゆとりある歩行者空間の確保や質の高い屋内広場などの確保を誘導します。
- ・緑保全創出地域制度の運用による効果的な民有地緑化や、北国の風土にふさわしい道路緑化など、きめ細かなみどりの創出を図ります。
- ・河畔林の保全・再生や清流の復活など自然性ゆたかな河川環境整備を進め、関係機関や関連事業との連携を図りながら、憩いとうるおいのある水辺空間を創出します。

イ 地域におけるネットワークの形成を誘導する指針の策定

- ・都心や主要な拠点など、今後、個別の都市開発の進展が見込まれる地区においては、きめ細かく確保されるオープンスペースの効果的なネットワーク化を誘導するため、地域まちづくりの動向とも対応した指針を定めます。



基本方向

都市づくりの取り組みにおける「協働」のしくみの充実

この計画にもとづいて今後の都市づくりを展開していくため、取り組みを支えるしくみに関する方針を整理します。

前章までで整理してきたとおり、これからの都市づくりにおいては、既存の市街地や都市基盤施設を再生、活用しながら、きめ細かな取り組みを積み重ねていくことが重要となっています。そして、具体的な取り組みに際しては、そこで暮らしている市民をはじめ、企業や行政など都市の構成員が相互に役割と責任を担い合うことが求められます。

以上の認識のもと、ここでは、「都市づくりの取り組みにおける『協働』のしくみの充実」を基本方向として方針を整理しました。

方針1

取り組みの内容に応じた多様な「協働」

都市づくりは、「企画・計画」の段階から「事業等の実施」を経て「維持・管理」の段階へと至り、さらに「評価・見直し」を踏まえて新たな「企画・計画」へとつながる、循環的な取り組みの積み重ねで進められます。

また、取り組みの対象は、都市全体を広く見渡すことが求められる広域的・根幹的な事項から、地域の個性や独自性の尊重が求められるきめ細かな事項まで、さまざまな広がりをもっています。

そのため、取り組みの段階や対象の広がりに応じた多様な「協働」が求められます。

取り組みの方向

ア 取り組みの各段階を通じた協働

- ・「企画・計画」から「事業等の実施」、「維持・管理」、「評価・見直し」まで、取り組みの各段階で、協働の取り組みを進めます。
- ・継続的に取り組みを推進する体制を、テーマに応じて適切につくります。

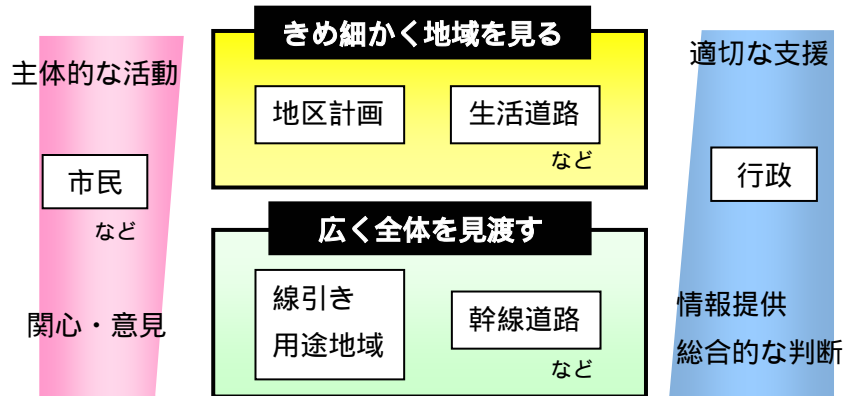
イ 対象の広がりに応じた協働

- ・線引きや用途地域、周辺市と連絡する幹線道路など、広域的な影響をもつ事項については、多様な立場の利害をより総合的視点から調整していく必要があるため、行

政の主体性と責任が強く求められます。そのため、行政からの十分な情報提供と幅広い意見交換のもと、具体の取り組みを進めます。

- ・地区計画や住宅市街地内の生活道路など、地域的な事項については、地域住民の自主的な関わりが特に重要です。行政は、地域の自主的な活動への支援や、全市的な観点からの取り組みの方向性の調整を行います。

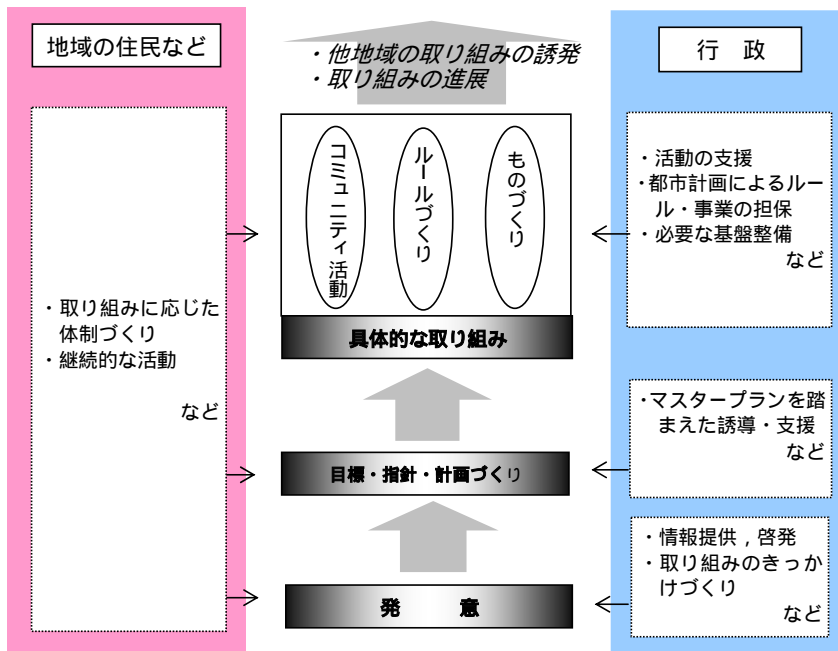
対象の広がりに応じた協働(イメージ)



ウ 協働による地域の取り組みの推進

- ・地域の住民など主体的な取り組みを行政が支援し、地域ごとの都市づくりの指針を定めるなど、市民・企業・行政などの協働による地域の取り組みを推進します。その際、施設等の維持管理や建物更新の段階的誘導など、事後の継続的展開をも視野に入れた推進体制づくりを重視します。

地域の主体的な都市づくりの推進(イメージ)



エ 行政の取り組みの総合化

- ・個別の施策が相互に整合して展開され、総合的かつ一体的な都市づくりが推進されるよう、関係部局がこのマスタープランを共有し、個々の取り組みについてマスタープランとの整合を確保します。
- ・各種施策を効率的・効果的に推進するため、行政の関係部局間での連携・協力を一層強め、テーマに応じた推進体制のもとで総合的な取り組みを進めます。特に、都市づくりの力点に掲げた5つのテーマについては、行政としても積極的かつ重点的に取り組みを推進します。
- ・上位計画の見直しや各種施策の展開状況等に応じて、このマスタープランの適切な見直しを行います。

方針2

都市づくりに関わる情報の共有

都市づくりの取り組みを「協働」によって推進していく上では、都市づくりに関わる情報が市民・企業・行政等の各主体にひらかれ、共有化されていることが基本となります。

取り組みの方向

ア 都市づくりについて考える素材となる情報の収集・提供

- ・都市づくりに関する情報の収集・提供を総合的に行うしくみを整えます。
- ・情報通信技術を活用し、より見やすく、使いやすい情報提供を進めます。
- ・地域の自主的な活動の芽を育むため、出前講座の実施など、学習機会の充実を図ります。

イ 行政における相談・支援体制の充実

- ・地域の自主的な活動を支えるため、取り組みのテーマに応じて行政の相談・支援窓口の一元化を図ります。

方針3

都市計画制度の運用におけるわかりやすさと透明性の確保

都市計画は、その決定が直接土地利用の制限につながるものであることから、特にわかりやすさと手続きの透明性に配慮した適切な制度運用が必要です。

取り組みの方向

ア 都市計画の案への市民意向の反映

- ・都市計画の案の作成にあたっては、説明会や公聴会の開催、計画提案制度の適切な運用など、市民意向を把握し、案に反映するための取り組みを充実していきます。

イ 都市計画の手続きの透明性確保

- ・都市計画の決定にあたっては、案の内容や決定する理由、手続きスケジュールなどを広く、わかりやすく周知するとともに、意見聴取の機会を充実していきます。

市民意見から原則設定へ < 目標系 >

市民意見

- ・人々が互いに助け合うまち、血の通い合うあたたかいまち
- ・高齢者や障者のある人が1番便利な所に住めるまち
- ・コミュニティバスなど地域の生活者が利用しやすい地域内循環交通を整備すべき
- ・高齢者が一人でも住めるような住宅をつくれぬか、また、その支援ができないか
- ・様々な暮らし方のあるまち（緑の多いまち、隣どうしの交流のあるまち、学生のまち...）
- ・パリアフリーを全体的にやっただけでよいのではないかと
- ・車を利用しない生活できる街づくり
- ・札幌市の人口増加、減少について、市ではどう考えているのか。住宅造成地の拡大の仕方問題がある
- ・都市計画で残すべき緑地と開発すべき地区を明確にすべき
- ・これら樹林地開発（都市造成）が進むので、丘陵地開発の危険性の重視を！（土砂、雨水流出など）
- ・厳しい農業環境の中で、周辺部の農地をどのようにしていくかが重要。また同時に、違法建築物などに対しては、適切な指導と規制が必要
- ・各世代の人が自然や緑、公園に話しかけられる場所、子供たちが安心して遊べる川や公園、緑を増やしてつづらけるまち
- ・教育と連携し、子供の頃からくらしと親しみ、意識を高める環境をつくることは考えられぬか
- ・行政のサービスとして住民にプレゼントする公園ではなく、地域の人が自分たちのコミュニティの場として愛して行ける公園を
- ・緑の回廊を都市計画の中に
- ・量の確保から、生き物が住むなど質的な豊かさを求めるみどり環境づくりへの転換が強く、心も動かしやすくなるような整備、郊外の緑が都心までつなげてくれるような整備を望む。
- ・冬にも強い公共交通機関の積極的な維持活用を図るべき
- ・道路が狭く困っているので除排雪のあり方のための「除雪税」を払ってでも住みよいまじりたい
- ・つるつるの路面対策や冬の雪処理対策とそのためのエネルギー対策を前面に押し出すべき
- ・利便性の高いところで良好な環境を実現し、そこで暮らしたいと考える層は結構多いと思う
- ・街に連続性がなく、街並みのバラバラが悪く美しくない。マンションとかネオンサインとかをもう少し規制してはどうか
- ・市民も行政も「札幌」に誇りをもち、札幌の個性を重視したまちづくりが求められる
- ・高齢化のことも考えると、福祉関係の施設も都心に必要
- ・都心の魅力高め、都心にも人を住まわらせることが重要
- ・身近な拠点の育成が重要であり、地域のまちづくりの機軸を高めるための方針が必要
- ・散歩したくなるまちがほしい
- ・都心への交通の乗り入れ自粛や、周辺駅でのパークアンドライドの充実
- ・都心部を中心に放射状に整備されている公共交通体系のなかで、今後は、地域中心核間の構移動を支えていくことも重要
- ・JR・地下鉄・バス等の連携と価格体系の見直しが必要
- ・オープンスペースは、都心において、その環境を高め魅力を増していくという観点から、より重要である
- ・道路や公園の整備などによって散歩が楽しくなる環境が大切
- ・ポイントを持った街づくりをして欲しい

原則を考えるキーワード

助け合う・コミュニティ

お年寄や障者のある人こそが安心・安全・便利に住める

様々な暮らし方が選べる

車なしでも生活できる

パリアフリー

残すべき緑地・農地と開発すべき地区の明確化

樹林地の保全

農地の保全

人々が話しかけられる自然・緑・公園

緑と教育との連携・意識啓発

地域住民のコミュニティの場としての公園

量の確保から質的な豊かさへ

都心でも動物がみられる

郊外の緑が都心に

つながってくる

冬にも強い公共交通機関

雪対策・エネルギー対策

利便性の高いところで多くの人が快適に住める

街並み景観を美しく

札幌の誇りと個性の重視

都心に機能を集め魅力高め（福祉、居住）

身近な拠点の育成

散歩が楽しいまちづくり

都心への乗り入れ自粛

JR・地下鉄・バス等の連携

パークアンドライド

オープンスペース

ポイントをもったメリハリのあるまちづくり

この図は、都市づくりの原則を設定について、都市マス勉強会でこれまでに出された市民意見からの整理を試みたものです。

原則設定 < 目標系 >

原則1：一人ひとりの暮らしの質の向上を支えます

- 1-1 個性で活力のある地域づくり
- ・都市が利便性を保ち、生活を支える基礎として機能するために、地域特性に応じた適正な密度で人が住みつけ、コミュニティ活動等が活発に展開していること
- ・地域の住民が愛着と誇りをもち、個性的で、魅力ある街並みが形成されていること
- 1-2 多様な住まい方を選択できること
- ・様々なライフスタイルとある戸建住宅や利便性の高い地域の集合住宅も可能となるよう、郊外のゆとりある環境を確保すること
- 1-3 身近な利便性と快適性の確保
- ・徒歩を前提とした距離圏で、買い物利便機能など基本的な都市サービス機能が享受できること
- ・地域の公園や散策路など、ゆたかな時間を過ごせる空間が身近に確保されていること
- 1-4 だれもが利用しやすい、利便性の高い公共交通機関が、交通体系の機軸をなしていること
- ・交通施設や公共的建築物など、多くの人が利用する空間のパリアフリー化が図られていること
- 1-5 暮らしの安全と安心の確保
- ・都市施設や建築物などが、自然災害や火災などに対して強いものであること
- ・延焼防止機能をもち、避難や救助活動の場ともなる道路や公園などのオープンスペースが適切に確保されていること
- ・交差点や公園などでの見通しの確保など、事故や犯罪の未然防止のための配慮がなされていること

原則2：自然と共生し北の風土特性を尊重します

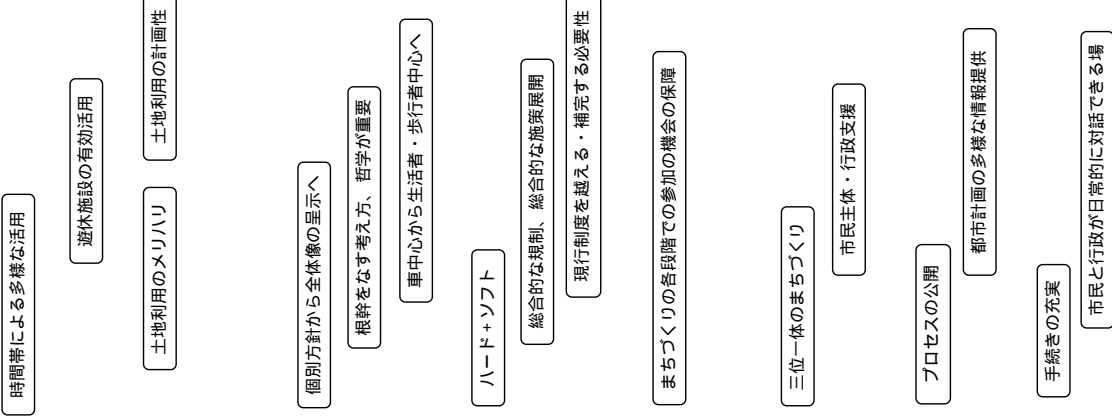
- 2-1 環境への負荷の低減
- ・都市基盤の整備において、環境への配慮が徹底されていること
- ・地下鉄駅周辺の居住密度が高まるなど、公共交通の利用しやすい都市構造が確立されていること
- 2-2 市街地の外延的拡大の抑制と自然環境の保全・創出
- ・市街地の外延的拡大の抑制を基調としつつ、市街地の内外で、守るべき自然環境が確実に守られること
- ・新たな創出が図られること
- 2-3 市民が触れる機会を通じた自然環境の保全
- ・豊かな自然が適切に都市住民に開放されることで、レクリエーション等の機会が提供されるとともに自然環境の保全に対する意識が高まること
- ・都市住民自らの手による自然環境の管理の仕組みなどにより、幅広く自然環境が保全されること
- 2-4 多面的な自然環境への配慮
- ・健全な水循環が確保されていること
- ・野生生物の生育空間の確保にも配慮して、自然環境のネットワークが形成されていること
- 2-5 冬期間の都市活動の維持と寒さや雪の活用
- ・冬期間の道路交通の円滑化や歩行環境の向上が図られ、都市活動が維持されること
- ・豊かな屋内外の公共空間の形成や雪の冷熱エネルギーの活用など、寒さや積雪を資源としてとらえた、本独自な取り組みが進められること
- 2-6 自然環境や風土特性に配慮した都市景観づくり
- ・市街地内のみどりや水辺、地形的な特徴などが都市景観のなかで活かされること
- ・明瞭な四季の移り変わりによる背景の変化、市街地に残る歴史的遺構など、本市の個性を表現する要素に配慮した景観づくりが進められること

原則3：多くの人が集まる場を大切にします

- 3-1 魅力ある都市機能の集積と活動・交流の活性化
- ・魅力ある都市機能が集積し、世界に向けてその魅力が発信され、国際的・広域的な交流が活発化するこ
- と
- ・交通結節点などで多様な機能が集積・複合することにより、にぎわいが演出され、まち歩きを楽しむことが高まること
- 3-2 公共交通によるアクエスの確保と歩行空間の充実
- ・多様な機能の集積状況と公共交通体系との位置関係が相互に整合し、公共交通を利用してさまざまな都市サービス施設に容易に到達できること
- ・交通結節点とその周辺のみどりや水辺、地形的な特徴などが都市景観のネットワークが確保されること
- 3-3 きめ細かな公共空間の配置とその多面的な活用
- ・歩行者の動線に接した効果的なポケットパークや屋内型の広場など、公共的な広場の空間が充実していること
- ・公共的なゆとり空間が、通行や休憩の居かイイベントや飲食などのスペースとしても活用できること
- 3-4 人が集まる場にふさわしい都市景観づくり
- ・交通結節点や公共広場、集客交流施設など人の集まる場の特性に応じて、一定の統一感をもった街並みの形成や、シンボル性の高いデザイン要素の効果的な導入などがなされること

この図は、都市づくりの原則を設定について、都市マスタ勉強会でこれまでに出された市民意見からの整理を試みたものです。

原則を考えるキーワード



市民意見

- ・ 都心部の交通を排除して歩行者だけにするという時間帯があってもよいのではないかと
- ・ 眠っている施設の開放と利用（各事業所・小学校など）
- ・ 利便性の高い土地の高度利用を誘導するとともに、周辺の低層建築物主体の住宅地の豊穡を保全することも大切
- ・ 交通の渋滞を少なくする為に、地下鉄、バスターミナル等のそばに市の安い駐交場所を設置すべきなのに、ほとんどが都心に駐車場を作るのは間違っている
- ・ 都心の全体像を示し、市民にアピールすることが重要。すなわち交通、景観などの個別の方針をトータルで整理し、全体像の見える方針が必要
- ・ 札幌市として、都市空間形成の基本的な方針（根幹をなす考え方）の提示が必要
- ・ 市街化調整区域を一律に規制することに限界がある。調整区域は「こうあるべき」という方針が必要
- ・ 市街地内部を高密度化しつつ、そこで豊かな住環境を実現していくために、具体的な住宅の書写真（コーポライズ住宅など）を考慮しておくことが重要
- ・ 交通アクセス手段も、赤字解消だけが目的では不可。哲学をしつかりもつべきである。
- ・ 幹線道路の整備に力点をあおくより、生活者・歩行者の立場に立った道づくりなど人にやさしい安全な交通環境を創出することが重要
- ・ ハード整備とともにソフト整備（自分たちのまちを自分たちでつくるという意識など）を高くすべき
- ・ 用途地域による規制だけではなく、景観・ゾーニングのコントロールが必要
- ・ 例えば戸建住宅が建ち並ぶ地区において、現行の法律の範囲内だからといって突然高層マンションが建ち並ぶことはいかぬかと思える
- ・ 一定規模以上のマンションを建築するときに、オープンスペース（空地）の確保を義務づけられないか
- ・ 例えば地下鉄の延長を検討するとともに、ただそれだけを考えるのではなく、パーク・アンド・ライド駐車場の整備などの施策もセットで考えるなど、総合的な検討が必要
- ・ これからどのようにしてみどりや緑を充実していくのか、その推進策が必要
- ・ 具体的な市民参加のあり方として、地域の将来コンセプトを各段階から計画決定の段階まで、各段階で参加の機会が保障されるべきだ
- ・ 行政・企業・市民、三位一体でのまちづくりを！
- ・ 市民は自立と責任にもとづいてまちづくりに参加し、行政はそのような動きをきめ細かく支援する
- ・ 住民参加については、法律に基づく「縦覧」という手続きだけでは不十分
- ・ 地区毎の個性を任せている人が実質的にそれを生かせるようなまちづくりが広い地域にまたがった問題では、市民による本当の同意は可能だろうか
- ・ 理念については良いと思っても、そこから具体的な施策が出てきたときに納得できないものとなっていることも多い。その部分をかたちづくるプロセスをきちんと公開していくような仕組みが必要
- ・ そもそも都市計画とはなんなのかわからない。行政と市民が情報提供を共有すべき
- ・ 様々な地域に応じた更新パートナーの提示など、地域がまちづくりを考えたいくための情報提供も必要
- ・ 建築協定や地区計画などの制度を市がもっと宣伝すれば、市民も「こういう方法がある」と話し合いも進むのではないかと
- ・ 住民参加については、法律に基づく「縦覧」という手続きだけでは不十分
- ・ 市民と行政が対話できる場を日常的に設けておくことが必要

原則等設定＜進め方＞

原則4：既存資源を上手に再生・活用します

- 4-1 魅力ある資源の効果的な活用
 - ・公園、緑地や河川、歩行者・自転車道など、多様なオープンスペースが相互に連携、接続されることにより、必要さが利用しやすくなり、また、都市空間の魅力が高まること
 - ・地域の個性を演出する街路や建物、樹木などが、街並みのなかで効果的に活かされていること
 - ・市街地内の遊休地などが、地域や都市全体の魅力を高める観点に活用されること
- 4-2 活用方法の工夫による機能の確保・向上
 - ・道路空間や公共施設等の利用の時間的・空間的な有効活用により、十分な機能の発揮がなされること
 - ・道路等をイベント空間として利用するなど、公共空間の多面的な活用が図られること
- 4-3 長期的な維持・活用
 - ・公共施設等が、適切に維持管理されるとともに、必要に応じて改修、多用途への転用などが検討され、長期的に活用されること
 - ・新たな公共施設等の整備において、次世代に引き継ぎ得る質の高さを確保すること
- 4-4 既存資源の活用を促す都市構造への誘導
 - ・地下鉄をはじめとする既存の公共交通機関が利用しやすい都市間接を誘導すること
 - ・さまざまな利便施設等のストックが豊富な既存市街地での居住を支えること

原則5：施策の総合化・重点化と協働を重視します

- 5-1 明確な目標をもとづく施策展開
 - ・施設整備や土地利用誘導において、目指すべき価値観が事前に明確化され共有されていること
 - ・地域課題の緊急性やまちづくりの機運、市内外への効果の波及度などをふまえて施策展開の優先度を明確にし、確実に取り組みを進められること
- 5-2 多様な取り組みの組み合わせと柔軟な制度活用
 - ・土地利用誘導や施設整備、ソフト施策等の多面的な組み合わせにより、施策展開の効果を一層高めること
 - ・明確な目標の実現に向けた施策展開を支える観点から、制度の柔軟な活用を検討されること
- 5-3 共有される都市づくりのプロセス
 - ・計画づくりから施設整備、管理までの一連のプロセスにおいて、市民等のかかわりの機会が確保されていること
 - ・地域の自主的な活動の積み重ねが、地域の魅力を高め、ひいては都市全体の魅力向上につながるること

しくみ：都市づくりの取り組みにおける「協働」のしくみを充実します

- 6-1 取り組みの内容に応じた多様な「協働」
 - ・「企画・計画」から「事業等の実施」、「維持・管理」、「評価・見直し」まで、取り組みの各段階で、協働の取り組みを進めます。
 - ・継続的に取り組みを推進する体制を、テーマに応じた適切につくりまします。
 - ・線引きや用途地域、周辺市と連携する幹線道路など、広域的な影響をもつ事項については、多様な立場の利害をより総合的に調整していく必要があるため、行政の主体性と責任が強く求められます。そのため、行政からの十分な情報提供と幅広い意見交換のもと、具体的な取り組みを進めます。
 - ・地区計画や住宅街地内の生活道路など、地域的な事項については、地域住民の自主的な関わりが特に重要です。行政は、地域の自主的な活動への支援や、全体的な観点から取り組みの方向性の調整を行います。
 - ・地域の主体的な取り組みを行政が支援し、地域ごとの都市づくりのガイドラインを定めるなど、きめ細かな協働の都市づくりを推進します。その際、施設等の維持管理や建物更新の段階的誘導など、事後の継続的展開をも視野に入れた推進体制づくりを重視します。
 - ・個別の施策が相互に整合して展開され、総合的かつ一体的な都市づくりが推進されるよう、関係部局がこのマスタープランを共有し、個々の取り組みについてマスタープランとの整合を確保します。
 - ・各領域を効果的・効果的に推進するため、行政の関係部局間での連携・協力を一層強め、テーマに応じた推進体制のもとで総合的な取り組みを進めます。特に、都市づくりの力点を掲げた5つのテーマについては、行政としても積極的に重点的かつ重点的に取り組みを推進します。
 - ・上位計画の見直しや各種施策の展開状況等に応じて、このマスタープランの適切な見直しを行います。
- 6-2 都市づくりに関わる情報の共有
 - ・都市づくりに関する情報の収集・提供を総合的に行う仕組みを整えます。
 - ・情報通信技術を活用し、より見やすく、使いやすい情報提供を進めます。
 - ・地域の自主的な活動を育むため、出前講座の実施など、学習機会の充実を図ります。
 - ・地域の自主的な活動を支えるため、取り組みのテーマに応じた行政の相談・支援窓口の一元化を図ります。
- 6-3 都市計画制度の運用におけるわかりやすさと透明性の確保
 - ・都市計画の策の作成にあたって、説明会や公開会の開催、計画提案制度の運用など、市民意向の把握・反映のための取り組みを充実していきます。
 - ・都市計画の決定手続きにあたって、手続きスケジュールや案の内容を広く、わかりやすく周知することともに、意見聴取の機会を充実していきます。

なお、最下段の「しくみ」は、原則を述べている第3章ではなく、第5章に該当しますが、中段の原則5-3の具体的な内容を示している関係上、都市づくりの「進め方系」として一体的に議論すべく、ここに掲載しました。